

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令 新旧対照条文

目 次

- 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）（第一条関係） 1
- 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）（第二条関係）
- 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）（抄）（第三条関係）
- 社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）（抄）（第四条関係）
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）（抄）（第五条関係）
- 健康保険法施行規則（昭和十五年内務省令第三十六号）（抄）（第六条関係）
- 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）（抄）（第六条関係）
- 国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）（抄）（第六条関係）
- 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）（抄）（第六条関係）
- 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）（抄）（第七条関係）
- 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄）（第八条関係）
- 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）（抄）（第八条関係）
- 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）（抄）（第九条関係）
- 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）（抄）（第十条関係）
- 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）（抄）（第十一条関係）
- 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）（抄）（第十二条関係）
- 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）（抄）（第十三条関係）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）（抄）（第十四条関係）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）（抄）（第十五条関係）
- 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）（抄）（第十六条関係）

- 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）（抄）（第十七条関係） - 206
- 次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）（抄）（第十八条関係） - 209
- 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令
（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）（抄）（第十九条関係） - 210
- 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）（抄）（第二十条関係） - 214
- 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）（抄）（第二十一条関係） - 216
- 介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十号）（抄）（第二十二条関係） - 217
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）（抄）
(第二十三条関係) - 221
- 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）（抄）（第二十四条関係） - 226
- 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）（抄）（第二十六条関係） - 228
- 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）（抄）（第二十七条関係） - 229
- 障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十九号）（抄）（第二十九条関係） - 230
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）（抄）（第三十条関係） - 231
- 児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）（抄）（第三十一条関係） - 232
- 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）（第三十二条関係） - 233
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）（抄）（附則第六条関係） - 234

○障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）新旧対照表
(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案（平成二十四年四月一日）	現 行
目次	目次	目次
第一章 総則（第一条—第六条の二十二）	第一章 総則（第一条—第六条の十七）	第一章 総則（第一条—第六条の二十二）
第二章 自立支援給付	第二章 自立支援給付	第二章 自立支援給付
第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給	第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給	第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給
第一款 支給決定等（第七条—第二十三条）	第一款 支給決定等（第七条—第二十三条）	第一款 支給決定等（第七条—第二十三条）
第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第二十四条—第三十二条）	第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第二十四条—第三十二条）	第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給（第二十四条—第三十二条）
第三款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第三十三条—第三十四条の六）	第三款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第三十三条—第三十四条の六）	第三款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給（第三十三条—第三十四条の六）
第四款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設（第三十四条の七—第三十四条の二十六）	第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者（第三十四条の七—第三十四条の二十八）	第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者（第三十四条の七—第三十四条の二十八）
第五款 業務管理体制の整備等（第三十四条の二十七—第三十一条の三十）	第五款 業務管理体制の整備等（第三十四条の二十七—第三十一条の三十）	第五款 業務管理体制の整備等（第三十四条の二十七—第三十一条の三十）
第二節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給	第二節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給	第二節 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給
第一款 地域相談支援給付決定等（第三十四条の三十一—第三十四条の五十）	第一款 地域相談支援給付決定等（第三十四条の三十一—第三十四条の五十）	第一款 地域相談支援給付決定等（第三十四条の三十一—第三十四条の五十）
第二款 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給（）	第二款 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給（）	第二款 地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給（）

第三十四条の五十一―第三十四条の五十六)

第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

(第三十四条の五十七―第三十四条の六十)

第四款 業務管理体制の整備等 (第三十四条の六十一―第三十

四条の六十四)

第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護

医療費の支給 (第三十五条―第六十五条の二)

第四節 補装具費の支給 (第六十五条の三―第六十五条の九)

第五節 高額障害福祉サービス等給付費 (第六十五条の九の二)

第三章 地域生活支援事業 (第六十五条の十一―第六十五条の十五)

第四章 事業及び施設 (第六十六条―第六十八条の三)

第五章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務 (第

六十八条の四)

第六章 雜則 (第六十九条―第七十二条)

附則

第一章 総則

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

(ス)

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第一条の二 法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び第六条の十
第二号の就労継続支援B型とする。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第三条及び第四条 削除

第三条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設は、児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条の

三に規定する肢体不自由児施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第四条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練の実施とする。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設)

第五条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設その他の次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。

(法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条 法第五条第八項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援とする。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害者等)

第六条の二 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害者等は、常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものとする。

(法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める障害者等)

第六条の二 法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める障害者等は、常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものとする。

(法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

(法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第六条の三 法第五条第九項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とする。

(法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の四 法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援とする。

(法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の五 法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次に各号のいずれかに該当する障害者に対して行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援とする。

一 生活介護を受けている者

二 自立訓練、就労移行支援又は第六条の十第二号の就労継続支援B型（以下この号において「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によつて訓練等を受けることが困難なもの

(法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の六 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める期間

第六条の三 法第五条第十項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援とする。

(法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の四 法第五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯又は掃除等の家事、生活等に関する相談又は助言、就労先その他関係機関との連絡その他の必要な日常生活上の支援とする。

(法第五条第十二項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の五 法第五条第十二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次に各号のいずれかに該当する障害者に対して行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援とする。

一 生活介護を受けている者

二 自立訓練又は就労移行支援（以下この号において「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によつて訓練等を受けることが困難なもの

(法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の六 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間

は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一・二 (略)

(法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の七 法第五条第十三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一・二 (略)

(法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の八 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、二年間とする。ただし、専らあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合にあっては、三年又は五年とする。

(法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の九 法第五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

(法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十 法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜

(法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の九 法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

一・二 (略)

(法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の九 法第五条第十五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、就労を希望する六十五歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。

(法第五条第十六項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十 法第五条第十六項に規定する厚生労働省令で定める便宜

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一・二 （略）

（法第五条第十八項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の十一 法第五条第十八項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者（以下この条及び第六十五条の十において「介護者」という。）に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。）、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

（法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の十二 法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援とする。

（法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める状況）

第六条の十三 法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める状況は、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該障害者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況とする。

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。

一・二 （略）

（法第五条第十八項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の十一 法第五条第十八項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者（以下この条及び第六十五条の十において「介護者」という。）に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。）、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

（新設）

（新設）

(法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める場合)

(新設)

第六条の十四 法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合とする。

(法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第六条の十五 法第五条第二十一項に規定するサービス等利用計画案(以下「サービス等利用計画案」という。)に係る同項に規定する

厚生労働省令で定める事項は、法第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者等若しくは障害児の保護者又は法第五十一条の六第一項若しくは第五十二条の九第一項の申請に係る障害者及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量及び日時並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

(法第五条第十八項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項)

第六条の十二

法第五条第十八項第二号に規定する厚生労働省令で定める事項は、同号の依頼をした支給決定障害者等(同号に規定する支給決定障害者等をいう。)及びその家族の生活に対する意向、当該支給決定障害者等の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービスの目標及びその達成時期、障害福祉サービスの種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項とする。

2 法第五条第二十一項に規定するサービス等利用計画に係る同項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給決定(法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者(法第五条第二十二項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。)及びその家族の生活に対する意向、当該障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する

上での留意事項とする。

(法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第六条の十六 法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障害者等又は地域相談支援給付決定障害者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障害福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障害福祉サービス又は地域相談支援を提供する上で留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第一号に定める期間については、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限る。

一 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があつた者 一月間

二 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いざれも前号に掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの 一月間
イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

ハ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

三 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害

(新設)

福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いざれも前二号に掲げる者を除く。）又は地域移行支援を利用する者

（第一号に掲げる者を除く。）六月間

四 療養介護、重度障害者等包括支援又は施設入所支援を利用する者（第一号に掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。）一年間

第六条の十七～第六条の十九 （略）

（法第五条第二十四項に規定する厚生労働省令で定める基準）

第六条の二十 法第五条第二十四項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一～三 （略）

（法第五条第二十六項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の二十一 法第五条第二十六項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

第二章 自立支援給付

第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給

第一款 支給決定等

第六条の十三～第六条の十五 （略）

（法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める基準）

第六条の十六 法第五条第二十項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一～三 （略）

（法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六条の十七 法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援とする。

第二章 自立支援給付

第一節 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費及び高額障害福祉サービス費の支給

第一款 支給決定等

(支給決定の申請)

第七条 法第二十条第一項の規定に基づき支給決定の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等（法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。第十二条第三号及び第十七条第三号において同じ。）及び地域相談支援給付費等（法第五十条の五第一項に規定する地域相談支援給付費等をいう。第三十一条の三十一第一項第二号、第三十四条の三十五第二号及び第三十四条の四十四第二号において同じ。）の受給の状況

四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等（法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。第十二条第三号及び第十七条第三号において同じ。）の受給の状況

四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十二条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況

五・七（略）

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができることができる。

一 負担上限月額（令第十七条に規定する負担上限月額をいう。以下この節において同じ。）並びに療養介護に係る介護給付費又は

(支給決定の申請)

第七条 法第二十条第一項の規定に基づき支給決定（法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

一・二（略）

三 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等（法第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。第十二条第三号及び第十七条第三号において同じ。）の受給の状況

四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十二条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況

五・七（略）

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができることができる。

一 負担上限月額（令第十七条第一項に規定する負担上限月額をいう。以下この節において同じ。）並びに療養介護に係る介護給付費又は

特例介護給付費の支給決定の申請をしようする障害者にあつては、療養介護医療費に係る負担上限月額（令第四十二条の四第一項に規定する負担上限月額をいう。）並びに法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第二号及び第三号の厚生労働大臣が定める額（第二十一条において「負担上限月額等」と総称する。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者が現に支給決定を受けている場合には、当該支給決定に係る受給者証（法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。以下同じ。）

三 （略）

3 支給決定障害者等（法第八条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

（法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）

第九条 法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けた法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

一 法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等（以下「指定障害者支援施設等」という。）（法第二十一条第一項の障害

費又は特例介護給付費の支給決定の申請をしようする障害者については、療養介護医療費に係る負担上限月額（令第四十二条の四第一項に規定する負担上限月額をいう。）並びに法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する法第五十八条第三項第二号及び第三号の厚生労働大臣が定める額（第二十一条において「負担上限月額等」と総称する。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者が現に支給決定を受けている場合には、当該支給決定に係る受給者証（法第二十二条第五項に規定する受給者証をいう。以下同じ。）

三 （略）

3 支給決定障害者等は毎年、前項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認できるときは、当該書類を省略させることができる。

二 法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等（以下「指定障害者支援施設等」という。）（法第二十一条第一項の障害

程度区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指定障害者支援施設等を利用する場合に必要となる障害程度区分の認定に限る。)

二 法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又は法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

三 （略）

（法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第十二条 法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～三 （略）

四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況

（法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）
第十二条 法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～三 （略）
四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況

五～九 （略）

（法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

（新設）

第十二条の二 法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者又は障害児の保護者が法第二十条第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者又は障害児の保護者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第

程度区分の認定を受けている支給決定障害者等が引き続き当該指定障害者支援施設等を利用する場合に必要となる障害程度区分の認定に限る。)

（法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）
第十二条 法第二十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～三 （略）
四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況

五～九 （略）

十八項に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

(サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続)

第十二条の三 市町村は、法第二十二条第四項の規定に基づきサービス等利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者に対し通知するものとする。

- 一 法第二十二条第四項の規定に基づき支給要否決定を行うに当たつて当該サービス等利用計画案を提出する必要がある旨
- 二 当該サービス等利用計画案の提出先及び提出期限

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合)

第十二条の四 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案)

第十二条の五 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

(法第二十二条第七項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第十三条 法第二十二条第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

(新設)

(法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第十三条 法第二十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

(法第二十二条第八項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第十四条 法第二十二条第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・三 (略)

四 支給量(法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。第十六条
条及び第十九条第二項において同じ。)

五・八 (略)

(法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間)

第十五条 法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練及び就労移行支援(第三号に掲げるものを除く。) 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二・三 (略)

2 (略)

(支給決定の変更の申請)

第十七条 (略)

一・三 (略)

(支給決定の変更の申請)

第十七条 (略)

一・三 (略)

(支給決定の変更の申請)

第十七条 (略)

一・三 (略)

(法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第十四条 法第二十二条第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・三 (略)

四 支給量(法第二十二条第四項に規定する支給量をいう。第十六条
条及び第十九条第二項において同じ。)

五・八 (略)

(法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間)

第十五条 法第二十三条に規定する厚生労働省令で定める期間は、支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練及び就労移行支援(第三号に掲げるものを除く。) 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二・三 (略)

2 (略)

(支給決定の変更の申請)

第十七条 (略)

一・三 (略)

(支給決定の変更の申請)

第十七条 (略)

一・三 (略)

(支給決定の変更の申請)

第十七条 (略)

一・三 (略)

四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況

四 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設、同法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、同法第四十三

条の三に規定する肢体不自由児施設又は同法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設を利用している場合には、その利用の状況

五〇八 (略)

(準用)

第十九条 (略)

2 第十条の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十条第三項の調査について、第十一条の規定は令第十三条において準用する令第十条第一項の市町村審査会に対する通知について、第十二条及び第十二条の三の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第四項のサービス等利用計画案の提出について、第十二条の四及び第十二条の五の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第五項のサービス等利用計画案の提出について、第十三条の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第四項の支給量について、第十四条(第四号及び第六号に限る。)の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第五項の受給者証の交付について準用する。

五〇八 (略)

(準用)

第十九条 (略)

2 第十条の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十条第三項の調査について、第十一条の規定は令第十三条において準用する令第十条第一項の市町村審査会に対する通知について、第十三条の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第四項の支給量について、第十四条(第四号及び第六号に限る。)の規定は法第二十四条第三項において準用する法第二十二条第五項の受給者証の交付について準用する。

(特定費用)

第二十五条 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一・二 (略)

(削除)

(特定費用)

第二十五条 法第二十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一・二 (略)

三 児童デイサービス 児童デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに

係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの

三〇八 (略)

第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び
特例訓練等給付費の支給

(令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定)

第二十六条の二 令第十七条第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

(令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める者)

第二十七条 令第十七条第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定める者)

第三十一条の二 令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定める者は、同号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イからハまでに定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする

三〇九 (略)

第二款 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び
特例訓練等給付費の支給

(令第十七条第一項第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定)

第二十六条の二 令第十七条第一項第二号イに規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

(令第十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者)

第二十七条 令第十七条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定める者)

第三十一条の二 令第十九条第二号ニに規定する厚生労働省令で定める者は、同号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イからハまでに定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする

状態となる者であつて、同号ニに定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(法第三十一条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

第三十二条 法第三十一条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 支給決定障害者等又はその属する世帯（特定支給決定障害者（令第十七条第四号）に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二～四（略）

第三款 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別

給付費の支給

(削除)

(法第三十一条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情)

第三十二条 法第三十一条に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 支給決定障害者等又はその属する世帯（特定支給決定障害者（令第十七条第一項第四号）に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二～四（略）

第三款

サービス利用計画作成費、高額障害福祉サービス費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給

(法第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める支給決定障害者等)

第三十二条の二 法第三十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める支給決定障害者等は、障害福祉サービス（重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く。次条において同じ。）を利用する支給決定障害者等であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- 二 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、

(削除)

疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

三 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

(サービス利用計画作成費の支給の申請)

第三十二条の三 法第三十二条第一項の規定に基づきサービス利用計画作成費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び支給決定障害者等との続柄

前項の申請書には、受給者証を添付しなければならない。

3 | 2 | 市町村は、第一項の申請を行つた支給決定障害者等が法第三十二条第一項に規定する計画作成対象障害者等（以下この条及び次条において「計画作成対象障害者等」という。）と認めるときは、サービス利用計画作成費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）を定めて当該支給決定障害者等に通知するとともに、支給期間を受給者証に記載することとする。

4 | 支給期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する期間とする。

- 一 前条第一号に該当する計画作成対象障害者等と認めた者一月間から六月間の範囲内で月を単位として市町村が定める期間
- 二 前条第二号又は第三号に該当する計画作成対象障害者等と認めた者当該支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間（二以上の障害福祉サービスを受ける場合にあつては、そのうち最も短いも

の) の範囲内で月を単位として市町村が定める期間

(削除)

(サービス利用計画作成費の支給の取消し)

第三十二条の四 市町村は、次の各号に掲げる場合には、サービス利用計画作成費の支給を行わないことができる。

一 計画作成対象障害者等が、法第三十二条第一項の規定に基づきサービス利用計画作成費の支給を受ける必要がなくなつたと認めるととき。

二 計画作成対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

2 前項の規定によりサービス利用計画作成費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該サービス利用計画作成費に係る計画作成対象障害者等に通知し、受給者証の提出を求めるものとする。

一 サービス利用計画作成費の支給を行わないこととした旨

二 受給者証を提出する必要がある旨

三 受給者証の提出先及び提出期限

3 前項の計画作成対象障害者等の受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 市町村は、第一項のサービス利用計画作成費の支給を行わないこととした場合には、受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

(サービス利用計画作成費の支給)

第三十二条の五 市町村は、法第三十二条第一項の規定に基づき、毎月、サービス利用計画作成費を支給するものとする。

(削除)

(高額障害福祉サービス費の支給申請)

第三十四条 高額障害福祉サービス費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号
- 二 当該申請を行う支給決定障害者等に係る利用者負担世帯合算額（令第二十条第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）
- 三 当該申請を行う支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る令第二十条第一項各号に掲げる額を合算した額
- 四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等又は施設給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。）であつて、同一の月に障害福祉サービス又は指定施設支援（同法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。）を受けたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、施設受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の十一第三号に規定する施設受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）
- 五 前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるとときは、当該書類を省略させることができる。

(法第三十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第三十四条 法第三十四条第一項の厚生労働省令で定める障害者は、

次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 施設入所支援に係る支給決定を受けた障害者 二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第四号に掲げる者に該当するもの

二 共同生活介護、共同生活援助又は令第二十条に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者 令第十七条第四号に掲げる者に該当するもの

(令第二十条に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第三十四条の二 令第二十条に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度障害者等包括支援とする。

(特定障害者特別給付費の支給の申請等)

第三十四条の三 特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者（法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 令第十七条第四号に該当する旨

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 令第十七条第四号に該当する者であることを証する書類

(法第三十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害者)

第三十四条の二 法第三十四条第一項の厚生労働省令で定める障害者は、

次の各号に掲げる障害者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一 施設入所支援に係る支給決定を受けた障害者 二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第十七条第一項第四号に掲げる

者に該当するもの

二 共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた障害者 令第十七条第一項第四号に掲げる者に該当するもの

(令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるもの)

第三十四条の二の二 令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものは、重度障害者等包括支援とする。

(特定障害者特別給付費の支給の申請等)

第三十四条の三 特定障害者特別給付費の支給を受けようとする特定障害者（法第三十四条第一項に規定する特定障害者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 令第十七条第一項第四号に該当する旨

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 令第十七条第一項第四号に該当する者であることを証する書類

二 (略)

三 令第二十一条第一項第一号に規定する食費等の負担限度額の算定のために必要な事項に関する書類（施設入所支援に係る支給決定を受けた特定障害者に限る。）

四 入居している共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。）に係る居住に要する費用の額を証する書類（共同生活介護、共同生活援助又は令第二十条に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた特定障害者に限る。）

3(5) (略)

第四款 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等）

第三十四条の七 法第三十六条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部と

二 (略)

三 令第二十一条の三第一項第一号に規定する食費等の負担限度額の算定のために必要な事項に関する書類（施設入所支援に係る支給決定を受けた特定障害者に限る。）

四 入居している共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。）に係る居住に要する費用の額を証する書類（共同生活介護、共同生活援助又は令第二十一条の二に規定する厚生労働省令で定めるものに係る支給決定を受けた特定障害者に限る。）

3(5) (略)

第四款 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等）

第三十四条の七 法第三十六条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部と

して使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の

名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者及びサービス提供責任者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この款において「指定障害福祉サービス基準」という。）第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 運営規程

八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十二 法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓約する書面（次条を除き、以下この節において「誓約書」という。）

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 居宅介護に係る法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス（以下この項において「指定居宅介護」という。）の事業を行う事業所であつて重度訪問介護に係る法第四十三条第一項の都道府県条例で定める基準及び同条第二項の都道府県の条例で定める指定障

して使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の

名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図

六 事業所の管理者及びサービス提供責任者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下この款において「指定障害福祉サービス基準」という。）第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、経歴及び住所

七 運営規程

八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十二 法第三十六条第三項各号に該当しないことを誓約する書面（次条を除き、以下この節において「誓約書」という。）

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 居宅介護に係る法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス（以下この項において「指定居宅介護」という。）の事業を行う事業所であつて重度訪問介護に係る法第四十三条第一項の厚生労働省令で定める基準及び同条第二項の厚生労働省令で定める指定障

障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を満たすものについては、重度訪問介護に係る法第二十九条第一項の指定を受けたものとする。ただし、指定居宅介護の事業を行う事業者が、別段の申出をしたときは、この限りでない。

害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を満たすものについては、重度訪問介護に係る法第二十九条第一項の指定を受けたものとする。ただし、指定居宅介護の事業を行う事業者が、別段の申出をしたときは、この限りでない。

3 法第四十一条第一項の規定に基づき居宅介護、重度訪問介護、同

行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（療養介護に係る指定の申請等）

第三十四条の八 法第三十六条第一項の規定に基づき療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用

（療養介護に係る指定の申請）

第三十四条の八 法第三十六条第一項の規定に基づき療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用

用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の許可を受けた病院であることを証する書類

六 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

七 利用者の推定数

八 事業所の管理者及びサービス管理責任者（指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第四号）に規定するサービス管理責任者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び療養介護医療費の請求に関する事項

十四 法第三十六条第三項各号（同項第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の許可を受けた病院であることを証する書類

六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

七 利用者の推定数

八 事業所の管理者及びサービス管理責任者（指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第四号）に規定するサービス管理責任者をいう。以下この款において同じ。）の氏名、経歴及び住所

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び療養介護医療費の請求に関する事項

十四 法第三十六条第三項各号（同項第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

法第四十一条第一項の規定に基づき療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受ける者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 | 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（生活介護に係る指定の申請等）

第三十四条の九 法第三十六条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

（生活介護に係る指定の申請）

第三十四条の九 法第三十六条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第九十五条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第四十一条第一項の規定に基づき生活介護に係る指定障害福祉

サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第

三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記

載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄す

る都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に

掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）

については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五 事業所の平面図及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所

八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第九十五条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

3| 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業

者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二

号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請

書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第三十四条の十 削除

(短期入所に係る指定の申請等)

第三十四条の十一 法第三十六条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の種別（指定障害福祉サービス基準第二百十五条第一項に規定する併設事業所（次号及び第七号において「併設事業所」という。）又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）

六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所

第三十四条の十 （略）

(児童デイサービスに係る指定の申請)

第三十四条の十一 法第三十六条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の種別（指定障害福祉サービス基準第二百十五条第一項に規定する併設事業所（次号及び第七号において「併設事業所」という。）又は同条第二項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）

六 建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所

において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第百七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員

八 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定障害福祉サービス基準第百二十五条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診

療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十五 許約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第四十一条第一項の規定に基づき短期入所に係る指定障害福祉

サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

において行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準第百七条第二項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要

七 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、指定障害福祉サービス基準第百十五条第二項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所定員

八 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定障害福祉サービス基準第百二十五条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
二 誓約書

3) 前項の規定にかかる、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(重度障害者等包括支援に係る指定の申請等)

第三十四条の十二 法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等提供する障害福祉サービスの種類
五 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地

(重度障害者等包括支援に係る指定の申請)

第三十四条の十二 法第三十六条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等提供する障害福祉サービスの種類
五 提供する障害福祉サービスの種類
六 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地

七 事業所の平面図

八 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所
所及び経歴

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定障害福祉サービス基準第百三十二条第三項の医療機関との協力体制の概要

十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 その他指定に関し必要と認める事項

2| 法第四十一条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3| 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請

七 事業所の平面図

八 事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 指定障害福祉サービス基準第百三十二条第三項の医療機関との協力体制の概要

十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 その他指定に関し必要と認める事項

2| 法第四十一条第一項の規定に基づき重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3| 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請

書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(共同生活介護に係る指定の申請等)

第三十四条の十三 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第百五十三条第一項の協力医療機

(共同生活介護に係る指定の申請)

第三十四条の十三 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第百五十三条第一項の協力医療機

関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十三 指定障害福祉サービス基準第百五十一条の関係機関との連携
その他の適切な支援体制の概要

十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（自立訓練（機能訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十四 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする

関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十三 指定障害福祉サービス基準第百五十一条の関係機関との連携
その他の適切な支援体制の概要

十四 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（自立訓練（機能訓練）に係る指定の申請）

第三十四条の十四 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする

る者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第一百六十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十四 誓約書
- 十五 役員の氏名、生年月日及び住所

る者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第一百六十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十六 その他指定に關し必要と認める事項

2 法第四十一条第一項の規定に基づき自立訓練（機能訓練）に係る

指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（自立訓練（生活訓練）に係る指定の申請等）

第三十四条の十五 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

十四 その他指定に關し必要と認める事項

（自立訓練（生活訓練）に係る指定の申請）

第三十四条の十五 法第三十六条第一項の規定に基づき自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第百七十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十二条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第四十一条第一項の規定に基づき自立訓練（生活訓練）に係る

指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用

名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所

八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第百七十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十二条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(就労移行支援に係る指定の申請等)

第三十四条の十六 法第三十六条第一項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

(就労移行支援に係る指定の申請)

第三十四条の十六 法第三十六条第一項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所

八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第百八十四条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 指定障害福祉サービス基準第百八十条第二項、第百八十二条第一項及び第百八十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称
- 十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
- 十五 誓約書
- 十六 役員の氏名、生年月日及び住所
- 十七 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第四十一条第一項の規定に基づき就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十五号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十三

八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- 十二 指定障害福祉サービス基準第百八十四条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- 十三 指定障害福祉サービス基準第百八十条第二項、第百八十二条第一項及び第百八十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称
- 十四 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十五 その他指定に関し必要と認める事項

号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（就労継続支援A型に係る指定の申請等）

第三十四条の十七 法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十第一号の就労継続支援A型（以下「就労継続支援A型」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

（就労継続支援A型に係る指定の申請）

第三十四条の十七 法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十第一号の就労継続支援A型（以下「就労継続支援A型」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図及び設備の概要
- 六 利用者の推定数
- 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
- 八 運営規程
- 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第百九十七条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第四十一条第一項の規定に基づき就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（就労継続支援B型に係る指定の申請等）

第三十四条の十八 法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十二号の就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第百九十七条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項

十四 誓約書

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

14 その他指定に関し必要と認める事項

（就労継続支援B型に係る指定の申請）

第三十四条の十八 法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十二号の就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次

の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

-
- | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|----------------------|--------------------------------|------------------------------------|-----------|-------------------------------------|--------|----------------------------------|-------------------------------|----------------------|---|--------------------------------|--------|-------------------|
| 一 事業所の名称及び所在地 | 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 | 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 | 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 | 五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要 | 六 利用者の推定数 | 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 | 八 運営規程 | 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 | 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 | 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況 | 十二 指定障害福祉サービス基準第二百二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 | 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項 | 十四 誓約書 | 十五 役員の氏名、生年月日及び住所 |
|---------------|---|----------------------|--------------------------------|------------------------------------|-----------|-------------------------------------|--------|----------------------------------|-------------------------------|----------------------|---|--------------------------------|--------|-------------------|
-

の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

-
- | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------------------------------------|----------------------|--------------------------------|------------------|-----------|--------------------------------|--------|----------------------------------|-------------------------------|----------------------|---|--------------------------------|--------|-------------------|
| 一 事業所の名称及び所在地 | 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 | 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 | 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 | 五 事業所の平面図及び設備の概要 | 六 利用者の推定数 | 七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所 | 八 運営規程 | 九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 | 十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 | 十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況 | 十二 指定障害福祉サービス基準第二百二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 | 十三 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項 | 十四 誓約書 | 十五 役員の氏名、生年月日及び住所 |
|---------------|-------------------------------------|----------------------|--------------------------------|------------------|-----------|--------------------------------|--------|----------------------------------|-------------------------------|----------------------|---|--------------------------------|--------|-------------------|
-

十六 その他指定に關し必要と認める事項

2 法第四十一条第一項の規定に基づき就労継続支援B型に係る指定

障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項

第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（共同生活援助に係る指定の申請等）

第三十四条の十九 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

十四 その他指定に關し必要と認める事項

（共同生活援助に係る指定の申請）

第三十四条の十九 法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第二百五十三条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十三 指定障害福祉サービス基準第二百五十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第二百五十三条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十四 指定障害福祉サービス基準第二百五十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第二百五十三条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との連携その他の適切な支援体制の概要

十五 誓約書

十六 役員の氏名、生年月日及び住所

十七 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第四十一条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号

名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所

八 運営規程

九 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第二百五十三条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十三 指定障害福祉サービス基準第二百五十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第二百五十三条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との連携その他の適切な支援体制の概要

十四 指定障害福祉サービス基準第二百五十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第二百五十三条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との連携その他の適切な支援体制の概要

十五 その他指定に関し必要と認める事項

(第三号及び第十五号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

(法第三十六条第三項第六号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)

第三十四条の二十の二 法第三十六条第三項第六号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十条の二十第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第五十条の三第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を

（新設）

防止するための当該指定事業者等（法第四十二条第一項に規定する指定事業者等をいう。以下同じ。）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該指定事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定事業者等が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

2 前項の規定は、法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて準用する。

（法第三十六条第三項第七号の申請者の親会社等）

第三十四条の二十の三 法第三十六条第三項第七号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の二十二第二項（法第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第五十一条の二十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所持している者

二 申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者

三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

（新設）

法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 3 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
- 一 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所持している者
 - 二 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- 4 法第三十六条第三項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。
- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。
 - 二 法第二十九条第一項、第五十一条の十四第一項又は第五十一条の十七第一項第一号の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。
 - 三 次のイからチまでに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞ

れイからホまでに定める障害福祉サービスを行つていた者、へに定める障害者支援施設を設置していた者又はト若しくはチに定める地域相談支援若しくは計画相談支援を行つていた者であること。

イ 障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。以下このイにおいて同じ。）に係る指定の申請者 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス（以下この号において「指定障害福祉サービス」という。）に該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ロ 障害福祉サービス（生活介護（法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。）及び短期入所に限る。以下このロにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ハ 重度障害者等包括支援に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する重度障害者等包括支援

ニ 障害福祉サービス（共同生活介護及び共同生活援助に限る。以下このニにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ホ 障害福祉サービス（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限り、法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。以下このホにおいて同じ。）に係る指定の申請者 指定障害福祉サービスに該当する障害福祉サービスのうちいずれか一以上のサービス

ト ヘ 障害者支援施設に係る指定の申請者 指定障害者支援施設 地域相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十四第一

項に規定する指定地域相談支援（以下「指定地域相談支援」という。）

チ 計画相談支援に係る指定の申請者 法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援（以下「指定計画相談支援」という。）

（聴聞決定予定日の通知）

第三十四条の二十の四 法第三十六条第三項第九号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十一条第四項、第五十一条の十九第二項（法第五十一条の二十一第四項において準用する場合を含む。）、第五十条の二十二第二項（法第五十一条の二十一第四項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

（法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準）

第三十四条の二十一 法第三十六条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定の更新について準用する。

（新設）

（法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準）

第三十四条の二十の二 法第三十六条第四項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

(削除)

(指定障害福祉サービス事業者の指定の更新)

第三十四条の二十一 第三十四条の七から前条までの規定は、法第四十一条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定の更新について準用する。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請)

第三十四条の二十二 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 生活介護 第三十四条の九第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五号に掲げる事項並びに利用定員
- 二 就労継続支援B型 第三十四条の十八第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五号に掲げる事項並びに利用定員

(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の二十三 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第四号、第三十四条の九第四号、第三十四条の十一第四号、第三十四条の十二第四号、

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請)

第三十四条の二十二 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 生活介護 第三十四条の九第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用定員
- 二 就労継続支援B型 第三十四条の十八第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用定員

(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の二十三 指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第四号、第三十四条の九第四号、第三十四条の十第四号、第三十四条の十一第四号、第三十四条

第三十四条の十三第四号、第三十四条の十四第四号、第三十四条の十五第四号、第三十四条の十六第四号、第三十四条の十七第四号、第三十四条の十八第四号及び第三十四条の十九第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護 第三十四条の七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項

二 療養介護 第三十四条の八第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十三号及び第十五号に掲げる事項

三 生活介護 第三十四条の九第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項（削除）

四 短期入所 第三十四条の十一第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第七号（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。）、第八号、第九号、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事項

五 重度障害者等包括支援 第三十四条の十二第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から

三十四条の十二第四号、第三十四条の十三第四号、第三十四条の十四第四号、第三十四条の十五第四号、第三十四条の十六第四号、第三十四条の十七第四号、第三十四条の十八第四号及び第三十四条の十九第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護 第三十四条の七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

二 療養介護 第三十四条の八第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号及び第十三号に掲げる事項

三 生活介護 第三十四条の九第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

四 児童デイサービス 第三十四条の十第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

五 短期入所 第三十四条の十一第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第七号（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。）、第八号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事項

号から第九号まで、第十三号、第十四号及び第十六号に掲げる事

項

六 共同生活介護 第三十四条の十三第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事

項

七| 自立訓練（機能訓練） 第三十四条の十四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる

事項

八|自立訓練（生活訓練） 第三十四条の十五第一項第一号、第

号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項

事項

就労移行支援 第三十四条の十六第一項第一号、第二号、第四

号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号から第十四号まで及び第十六号に掲げる事項

1

十就労継続支援A型
第三十四条の十七第一項第一号、第二号、

第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事項

十一 就労継続支援B型 第三十四条の十八第一項第一号、第二号

、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事

項

十二 共同生活援助 第三十四条の十九第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第

第九号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項

七 共同生活介護 第三十四条の十三第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項

八|自立訓練（機能訓練） 第三十四条の十四第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

四号（該指定に係る事業に関するものに限る。）
七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

十 就労移行支援 第三十四条の十六第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項

十一 就労継続支援A型 第三十四条の十七第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

十二 独立組織支援E型 第三十四条の十八第一号 第二号 第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項

十三 共同生活援助 第三十四条の十九第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、

七号、第八号、第十二号から第十四号まで及び第十六号に掲げる

事項

2 前項の届出であつて、同項第二号、第四号から第十号まで及び第十二号に掲げる障害福祉サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該障害福祉サービスに係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

3 指定障害福祉サービス事業者は、休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項

2 前項の届出であつて、同項第一号、第四号から第十一号まで及び第十三号に掲げる障害福祉サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該障害福祉サービスに係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

(新設)

3 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止、休止又は再開した年月日

二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由

三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置

四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

(指定障害者支援施設の指定の申請等)

第三十四条の二十四 法第三十八条第一項の規定に基づき法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所

(指定障害者支援施設の指定の申請等)

第三十四条の二十四 法第三十八条第一項の規定に基づき法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所

を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 施設の名称及び設置の場所

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等提供する法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービス（施設入所支援を除く。以下この条、次条及び第六十八条の二において同じ。）の種類

六 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

七 利用者の推定数

八 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態（提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの従業者の勤務の体制及び勤務形態を明示するものとする。）

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下この款において「指定障害者支援施設基準」という。）第

を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 施設の名称及び設置の場所

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等提供する法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービス（施設入所支援を除く。以下この条、次条及び第六十八条の二において同じ。）の種類

六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

七 利用者の推定数

八 施設の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所

九 運営規程

十 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態（提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの従業者の勤務の体制及び勤務形態を明示するものとする。）

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下この款において「指定障害者支援施設基準」という。）第

四十六条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十四 指定障害者支援施設基準第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称（就労移行支援を行う場合に限る。）

十五 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する事項

十六 誓約書

十七 役員の氏名、生年月日及び住所

十八 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第四十一条第一項の規定に基づき指定障害者支援施設の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十六号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る施設が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十四号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

四十六条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

十四 指定障害者支援施設基準第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条の規定により連携する公共職業安定所その他関係機関の名称（就労移行支援を行う場合に限る。）

十五 当該申請に係る事業に係る介護給付費及び訓練等給付費の請求に関する事項

十六 その他指定に関し必要と認める事項

2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。

(法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十四の二 法第三十八条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

- 2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。

（指定障害者支援施設の指定の変更の申請）

第三十四条の二十五 法第三十九条第一項の規定に基づき法第二十九条第一項の指定に係る施設障害福祉サービスの種類を変更するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、第三十四条の二十四第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る入所定員（生活介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を増加するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、同項すら者は、同項第一号、第二号、第六号、第七号、第十一号及び第十七号に掲げる事項並びに入所定員を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等）

第三十四条の二十六 指定障害者支援施設の設置者は、第三十四条の二十四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十三号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害者支援施設の設置の場所を管轄す

(法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十四の二 法第三十八条第三項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十六条第四項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

- 2 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定障害者支援施設の指定の更新について準用する。

（指定障害者支援施設の指定の変更の申請）

第三十四条の二十四 法第三十九条第一項の規定に基づき法第二十九条第一項の指定に係る施設障害福祉サービスの種類を変更するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、前条第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る入所定員（生活介護に係るものに限る。以下この条において同じ。）を増加するために指定障害者支援施設の指定の変更を受けようとする者は、同項第一号、第二号、第六号、第七号及び第十一号に掲げる事項並びに入所定員を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（指定障害者支援施設の設置者の住所等の変更の届出等）

第三十四条の二十六 指定障害者支援施設の設置者は、第三十四条の二十四第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十三号から第十五号まで及び第十七号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害者支援施設の設置の場所を管轄す

る都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

（削除）

（指定相談支援事業者の指定の申請等）

第三十四条の二十七 法第四十条において準用する法第三十六条第一項の規定に基づき指定相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図
- 六 事業所の管理者及び指定相談支援（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ。）の提供に当たる者の氏名、経歴及び住所
- 七 運営規程
- 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

(削除)

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 その他指定に関し必要と認める事項

2 | 前項の規定は、法第四十一条第一項の指定相談支援事業者の指定の更新について準用する。

(指定相談支援事業者の名称等の変更の届出等)

第三十四条の二十八 指定相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について指定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 | 指定相談支援事業者は、指定相談支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次の各号に掲げる事項を当該指定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 廃止、休止又は再開した年月日
- 二 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
- 三 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定相談支援を受けていた者に対する措置
- 四 休止した場合にあつては、休止の予定期間

(法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準)

第三十四条の二十七 法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所及び施設の数が一以上二十未満の指定事業者等（のぞみの園（法第五条第一項に規定するのぞみの園をいう。以下同じ。）の設置者を除く。以下この条において同じ。）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所及び施設の数が二十以上百未満の指定事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。
- 三 指定を受けている事業所及び施設の数が百以上の指定事業者等並びにのぞみの園の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

(新設)

(新設)

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

- 第三十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。
- 一 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - 二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（前条
第二号及び第三号に掲げる者である場合に限る。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（前条第三号に掲げる者で
ある場合に限る。）

2 | 指定事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があつた
ときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十一条の
一二第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なけれ
ばならない。

3 | 指定事業者等は、法第五十一条の一二第二項各号に掲げる区分に変
更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出
るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労
働大臣等の双方に届け出なければならない。

(都道府県知事の求めに応じて法第五十一条の三第一項の権限を行
つた場合における厚生労働大臣による通知)

第三十四条の二十九 法第五十一条の三第四項の規定により厚生労働
大臣が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限
を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければな
らない。

(法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反した場合におけ
る厚生労働大臣による通知)

第三十四条の三十 厚生労働大臣は、指定事業者等が法第五十一条の
四第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定事
業者等の指定を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

(新設)

(新設)

画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支
給

第一款 地域相談支援給付決定等

(地域相談支援給付決定の申請)

第三十四条の三十一 法第五十一条の六第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定（法第五十一条の五第一項に規定する地域相談支援給付決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者に関する介護給付費等及び地域相談支援給付費等の受給の状況
- 三 当該申請に係る地域相談支援の具体的な内容
- 四 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

2 当該申請を行う障害者が現に地域相談支援給付決定を受けている場合には、前項の申請書に当該地域相談支援給付決定に係る地域相談支援受給者証（法第五十一条の七第八項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下同じ。）を添付しなければならない。

(法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第三十四条の三十二 法第五十一条の六第二項において準用する法第

(新設)

(新設)

(新設)

			<p>二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前条第一項第二号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況</p> <p>二 当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的な内容</p>
			<p>（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）</p> <p>第三十四条の三十三 法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。</p> <p>一 指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者のうち当該市町村から委託を受けて法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの</p> <p>二 介護保険法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人</p>
			<p>（法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者）</p> <p>第三十四条の三十四 法第五十一条の六第二項において準用する法第二十条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。</p>
一 法第五十一条の六第一項の申請に係る障害者の障害の種類及び 令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。			<p>（法第五十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項）</p> <p>第三十四条の三十五 法第五十一条の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p>

程度その他の心身の状況

- 二 当該申請に係る障害者に関する地域相談支援給付費等の受給の状況

- 三 当該申請に係る障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前号に係るものを除く。）の利用の状況

- 四 当該申請に係る障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的な内容

- 五 当該申請に係る障害者の置かれている環境

- 六 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況

（法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合）

第三十四条の三十六 法第五十一条の七第四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、障害者が法第五十一条の六第一項の申請をした場合とする。ただし、当該障害者が介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援又は同法第八条の二第十八条に規定する介護予防支援の対象となる場合には、市町村が必要と認める場合とする。

（サービス等利用計画案の提出を求める場合の手続）

第三十四条の三十七 市町村は、法第五十一条の七第四項の規定に基づきサービス等利用計画案の提出を求めるときは、次の各号に掲げる事項を書面により法第五十一条の六第一項の申請に係る障害者に対し通知するものとする。

- 一 法第五十一条の七第四項の規定に基づき、給付要否決定を行って当たつて当該サービス等利用計画案を提出する必要がある旨
二 当該サービス等利用計画案の提出先及び提出期限

（新設）

第三十四条の三十八	法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合（法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第五十一条の六第一項の申請に係る障害者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。）	（法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案）	（新設）
第三十四条の三十九	法第五十一条の七第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。	（法第五十一条の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間）	
第三十四条の四十	法第五十一条の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。	（法第五十一条の七第八項に規定する厚生労働省令で定める事項）	
第三十四条の四十一	法第五十一条の七第八項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。	（新設）	
一 地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地及び生年月日	一 地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地及び生年月日		
二 交付の年月日及び地域相談支援受給者証番号			
三 地域相談支援給付量（法五十一条の七第七項に規定する地域相談支援給付量をいう。第三十四条の四十三において同じ。）			
四 地域相談支援給付決定の有効期間（法五十一条の八に規定する地域相談支援給付決定の有効期間をいう。以下同じ。）			
五 その他必要な事項			

(法第五十一条の八に規定する厚生労働省令で定める期間)

第三十四条の四十二 法第五十一条の八に規定する厚生労働省令で定める期間は、地域相談支援給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる地域相談支援の種類の区分に応じ、当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

一 地域移行支援 一月間から六月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

二 地域定着支援 一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間

2 地域相談支援給付決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号の期間を地域相談支援給付決定の有効期間とする。

(法第五十一条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第三十四条の四十三 法第五十一条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、地域相談支援給付量とする。

(地域相談支援給付決定の変更の申請)

第三十四条の四十四 法第五十一条の九第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の変更の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者に関する地域相談支援給付費等の受給の状況
- 三 当該申請に係る地域相談支援の具体的な内容

(新設)

(新設)

四 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由
五 その他必要な事項

(地域相談支援給付決定の変更の決定により地域相談支援受給者証の提出を求める場合の手続)

第三十四条の四十五 市町村は、法第五十一条の九第二項の規定に基づき地域相談支援給付決定の変更の決定を行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により地域相談支援給付決定障害者に通知し、地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

一 法第五十一条の九第二項の規定により地域相談支援給付決定の変更の決定を行つた旨

二 地域相談支援受給者証を提出する必要がある旨

三 地域相談支援受給者証の提出先及び提出期限

2| 前項の地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(準用)

第三十四条の四十六 第八条及び第九条の規定は、法第五十一条の九第三項において準用する法第二十条第二項の調査について準用する。この場合において、第八条第一号中「法第二十条第一項」とあるのは、「法第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。

2| 第十条の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第二十条第三項の調査について、第三十四条の三十六の規定は法第五十条の九第三項において準用する法第五十一条の七第四項のサービス等利用計画案の提出について、第三十四条の三十八及び第三十四条

(新設)

(新設)

条の三十九の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十二条の七第五項のサービス等利用計画案の提出について、第三十四条の四十の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十二条の七第七項の地域相談支援給付量について、第三十四条の四十一（第三号に限る。）の規定は法第五十一条の九第三項において準用する法第五十二条の七第八項の地域相談支援受給者証の交付について準用する。

（令第二十六条の七に規定する厚生労働省令で定める事項）

第三十四条の四十七 令第二十六条の七に規定する厚生労働省令で定める事項は、第三十四条の三十一第一号に掲げる事項とする。

（申請内容の変更の届出）

第三十四条の四十八 令第二十六条の七の規定に基づき申請内容の変更の届出をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に地域相談支援受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

- 一 当該届出を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、
生年月日及び連絡先
 - 二 前条に規定する事項のうち、変更した事項とその変更内容
 - 三 その他必要な事項
- 2| 前項の届出書には、同項第二号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（地域相談支援給付決定の取消しにより地域相談支援受給者証の返

（新設）

還を求める場合の手続)

第三十四条の四十九 市町村は、法第五十一条の十第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の取消しを行ったときは、次の各号に掲げる事項を書面により地域相談支援給付決定障害者に通知し、地域相談支援受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第五十一条の十第一項の規定に基づき地域相談支援給付決定の取消しを行つた旨

二 地域相談支援受給者証を返還する必要がある旨

三 地域相談支援受給者証の返還先及び返還期限

2| 前項の地域相談支援給付決定障害者の地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(地域相談支援受給者証の再交付の申請)

第三十四条の五十 令第二十六条の八の規定に基づき地域相談支援受給者証の再交付の申請をしようとする地域相談支援給付決定障害者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、
生年月日及び連絡先

二 当該申請の理由

2| 地域相談支援受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その地域相談支援受給者証を添えなければならぬ。

3| 地域相談支援受給者証の再交付を受けた後、失つた地域相談支援受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなけれ

(新設)

ばならない。

第二款	地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費 の支給
-----	---

(地域相談支援受給者証の支給)

第三十四条の五十一 市町村は、法第五十一条の十四第一項の規定に基づき、毎月、地域相談支援給付費を支給するものとする。

(地域相談支援受給者証の提示)

第三十四条の五十二 地域相談支援給付決定障害者は、法第五十一条の十四第二項の規定に基づき、指定地域相談支援を受けるに当たつては、その都度、指定一般相談支援事業者に対して地域相談支援受給者証を提示しなければならない。

(特例地域相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十三 特例地域相談支援給付費の支給を受けようとする地域相談支援給付決定障害者は、法第五十一条の十五第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う地域相談支援給付決定障害者の氏名、居住地、
生年月日、連絡先及び地域相談支援受給者証番号（第三十四条の四十一第二号に規定する地域相談支援受給者証番号をいう。以下同じ。）
- 二 支給を受けようとする特例地域相談支援給付費の額

2 前項の申請書には、同項第二号に掲げる額を証する書類を添付し

(新設)

(新設)

(新設)

なければならない。

(計画相談支援給付費の支給の申請)

第三十四条の五十四 法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受けようとする計画相談支援対象障害者等（法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う計画相談支援対象障害者等の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る計画相談支援対象障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日
- 三 市町村は、前項の申請を行つた計画相談支援対象障害者等が法第五十一条の十七第一項各号に規定する計画相談支援を受けたと認めるとときは、計画相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第五条第二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該計画相談支援対象障害者等に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を受給者証又は地域相談支援受給者証に記載することとする。
- 四 支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

(計画相談支援給付費の支給の取消し)

第三十四条の五十五 市町村は、次の各号に掲げる場合には、計画相

(新設)

(新設)

談支援給付費の支給を行わないことができる。

一 計画相談支援対象障害者等が、法第五十一条の十七第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二

二 計画相談支援対象障害者等が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

2|

前項の規定により計画相談支援給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該計画相談支援給付費に係る計画相談支援対象障害者等に通知し、受給者証又は地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。

一 計画相談支援給付費の支給を行わないこととした旨

二 受給者証又は地域相談支援受給者証を提出する必要がある旨

三 受給者証又は地域相談支援受給者証の提出先及び提出期限

3|

前項の計画相談支援対象障害者等の受給者証又は地域相談支援受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

4| 市町村は、第一項の規定に基づき計画相談支援給付費の支給を行わないこととした場合には、受給者証又は地域相談支援受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

(計画相談支援給付費の支給)

第三十四条の五十六 市町村は、法第五十一条の十七第一項の規定に基づき、毎月、計画相談支援給付費を支給するものとする。

第三款 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

(新設)

(指定一般相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の五十七 法第五十一条の十九第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- | | |
|----|--|
| 一 | 事業所の名称及び所在地 |
| 二 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 |
| 三 | 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 |
| 四 | 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等事業所の平面図 |
| 五 | 事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴 |
| 六 | 事業所の管理、運営規程 |
| 七 | 八 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 |
| 九 | 九 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 |
| 十 | 十 当該申請に係る事業に係る資産の状況 |
| 十一 | 十一 当該申請に係る事業に係る地域相談支援給付費の請求に関する事項 |
| 十二 | 十二 法第五十一条の十九第二項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第四号、第十号及び第十三号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という |

(新設)

。)

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

2 法第五十一条の二十一第一項の規定に基づき指定一般相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（指定一般相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

（新設）

第三十四条の五十八 指定一般相談支援事業者は、前条第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、こ

の限りでない。

2| 指定一般相談支援事業者は、休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定一般相談支援事業者

者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

3|

指定一般相談支援事業者は、当該指定地域相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、次に掲げる事項を当該指定一般相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一| 廃止し、又は休止しようとする年月日

二| 廃止し、又は休止しようとする理由

三| 現に指定地域相談支援を受けている者に対する措置

四| 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(指定特定相談支援事業者の指定の申請等)

第三十四条の五十九 法第五十一条の二十第一項の規定に基づき指定

特定相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を開覧することができる場合は、この限りでない。

一| 事業所の名称及び所在地

二| 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三| 当該申請に係る事業の開始の予定期日

四| 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

(新設)

五| 事業所の平面図

六| 事業所の管理者及び相談支援専門員（障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）指定計画相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴

七| 運営規程

八| 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

九| 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十| 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十一| 当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項

十二| 法第五十一条の二十第二項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第四号、第十号及び第十三号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十三| 役員の氏名、生年月日及び住所

十四| その他指定に関し必要と認める事項

2| 法第五十一条の二十第一項に規定する厚生労働省令で定める基準

は、次の各号に定めるところによる。

一| 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十九条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと（事業の主たる対象とする種類の障害を定めている場合であつて、他の指定特定相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としていない障害の種類についても対応できる体制を確保している場合又

は身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に該当するこ
とを含む。)。

二 法第八十九条の二第一項に規定する自立支援協議会に定期的に
参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保
していること。

三 特定相談支援事業所（法第五十一条の二十第一項に規定する特
定相談支援事業所をいう。以下同じ。）において、相談支援専門
員に対し、計画的な研修又は当該特定相談支援事業所における事
例の検討等を行う体制を整えてること。

3 法第五十一条の二十一第一項の規定に基づき指定特定相談支援事
業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び
第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申
請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村
長に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項
を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については
、市長村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧すること
ができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が
既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲
げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又
は書類の提出を省略させることができる。

（指定特定相談支援事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の六十 指定特定相談支援事業者は、前条第一項第一号、
第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第

（新設）

五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2| 指定特定相談支援事業者は、休止した当該指定計画相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

3| 指定特定相談支援事業者は、当該指定計画相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、次に掲げる事項を当該指定特定相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定計画相談支援を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第四款 業務管理体制の整備等

（法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準）

- 第三十四条の六十一 法第五十一条の三十一第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定相談支援

（新設）

事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）法令遵守責任者の選任をすること。

二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第三十四条の六十二 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる者の区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が二十以上の指定相談支援事業者である場合に限る。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が百以上の指定相談支援事業者である場合に限る。）

五 指定相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第五十条の三十一第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届

（新設）

け出なければならない。

3 | 指定相談支援事業者は、法第五十一条の三十一第二項各号に掲げる区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

(都道府県知事又は市町村長の求めに応じて法第五十一条の三十二第一項の権限を行つた場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知)

第三十四条の六十三 法第五十一条の三十二第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならぬ。

(法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反した場合における厚生労働大臣又は都道府県知事による通知)

第三十四条の六十四 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定相談支援事業者が法第五十一条の三十三第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定相談支援事業者の指定を行つた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

(新設)

第三節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

(支給認定の申請等)

第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定（法第五十

第一節 自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給

(支給認定の申請等)

第三十五条 法第五十三条第一項の規定に基づき支給認定（法第五十

二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（育成医療（令第一条第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）又は精神通院医療（同条第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）に係る自立支援医療費の支給に関する規定によるものと同一のものとみなす。）に提出しなければならない。

一〇八（略）

九 高額治療継続者（令第三十五条第一号に規定する高額治療継続者をいう。以下同じ。）に該当するかの別

十（略）

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村等は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるとときは、当該書類を省略させることができる。

一（略）

二 前項第八号及び第九号の事項を証する書類その他負担上限月額（令第三十五条に規定する負担上限月額をいう。第四十一条第六号、第四十四条第二号、第四十六条、第五十三条、第五十五条及び第五十六条において同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三（略）

3・4（略）

（支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法）

第三十九条 令第二十九条第一項の合算した額の算定については、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、当該各号に

二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村（育成医療（令第一条第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。）又は精神通院医療（同条第三号に規定する精神通院医療をいう。以下同じ。）に係る自立支援医療費の支給に関する規定によるものと同一のものとみなす。）に提出しなければならない。

一〇八（略）

九 高額治療継続者（令第三十五条第一項第一号に規定する高額治療継続者をいう。以下同じ。）に該当するかの別

十（略）

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村等は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるとときは、当該書類を省略させることができる。

一（略）

二 前項第八号及び第九号の事項を証する書類その他負担上限月額（令第三十五条第一項に規定する負担上限月額をいう。第四十一条第六号、第四十四条第二号、第四十六条、第五十三条、第五十五条及び第五十六条において同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三（略）

3・4（略）

（支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法）

第三十九条 令第二十九条第一項の合算した額の算定については、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、当該各号に

定める額を合算するものとする。

一 支給認定に係る障害者等が医療保険各法（国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。）の規定による被保険者である場合又は被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である場合 当該支給認定に係る障害者等の地方税法の規定による市町村民税（令第十七条第二号イに規定する市町村民税をいう。以下この条において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（令第十七条第二号イに規定する所得割をいう。以下この条において同じ。）の額

一・三 （略）

（令第三十五条第二号に規定する額の算定方法）

第五十二条 令第三十五条第二号に規定する合算した額を算定する場合は、第三十九条の規定を準用する。

（令第三十五条第二号に規定する厚生労働省令で定める者）

第五十三条 令第三十五条第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付）

第五十四条 令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 （略）

定める額を合算するものとする。

一 支給認定に係る障害者等が医療保険各法（国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。）の規定による被保険者である場合又は被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。）である場合 当該支給認定に係る障害者等の地方税法の規定による市町村民税（令第十七条第一項第二号イに規定する市町村民税をいう。以下この条において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（令第十七条第一項第二号イに規定する所得割をいう。以下この条において同じ。）の額

一・三 （略）

（令第三十五条第一項第二号に規定する額の算定方法）

第五十二条 令第三十五条第一項第二号に規定する合算した額を算定する場合は、第三十九条の規定を準用する。

（令第三十五条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者）

第五十三条 令第三十五条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

（令第三十五条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める給付）

第五十四条 令第三十五条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 （略）

(令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める者)

第五十五条 令第三十五条第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(令第三十五条第五号に規定する厚生労働省令で定める者)

第五十六条 令第三十五条第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第五号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の申請)

第五十七条 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 病院又は診療所の名称及び所在地

二 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称

三 保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。第五十九条において同じ。）である旨

四 標ぼうしている診療科名（担当しようとする自立支援医療の種類に關係があるものに限る。）

五 担当しようとする自立支援医療の種類

六 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名、生年月日、住所及び経歴

七 指定自立支援医療（育成医療又は更生医療に限る。）を行った

(令第三十五条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者)

第五十五条 令第三十五条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(指定自立支援医療機関の指定の申請)

第五十七条 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 病院又は診療所の名称及び所在地

二 開設者の住所及び氏名又は名称

三 保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。第五十九条において同じ。）である旨

四 標ぼうしている診療科名（担当しようとする自立支援医療の種類に關係があるものに限る。）

五 担当しようとする自立支援医療の種類

六 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名、及び経歴

七 指定自立支援医療（育成医療又は更生医療に限る。）を行った

めに必要な設備の概要

- 八 診療所（育成医療又は更生医療を行うものに限る。）にあつては、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第一号から第三号まで及び第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十一 役員の氏名、生年月日及び住所

十二 その他必要な事項

- 二 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする薬局の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 薬局の名称及び所在地

二 開設者の住所、氏名、生年月日及び職名又は名称

三 保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。第五十九条において同じ。）である旨

四 調剤のために必要な設備及び施設の概要

五 担当しようとする自立支援医療の種類

六 誓約書

七 役員の氏名、生年月日及び住所

八 その他必要な事項

三 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定

を受けようとする指定訪問看護事業者等（指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）又は指定居宅サービス事業者（介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいい、訪問看護（同法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。以下この条において同じ。）を行う

めに必要な設備の概要

- 八 診療所（育成医療又は更生医療を行うものに限る。）にあつては、患者を収容する施設の有無及び有するときはその収容定員法第五十九条第三項において準用する法第三十六条第三項各号（同項第一号から第三号まで及び第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

九 その他必要な事項

- 二 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定を受けようとする薬局の開設者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該薬局の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 薬局の名称及び所在地

二 開設者の住所及び氏名又は名称

三 保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。第五十九条において同じ。）である旨

四 調剤のために必要な設備及び施設の概要

五 担当しようとする自立支援医療の種類

六 誓約書

七 役員の氏名、生年月日及び住所

八 その他必要な事項

三 法第五十九条第一項の規定に基づき指定自立支援医療機関の指定

を受けようとする指定訪問看護事業者等（指定訪問看護事業者（健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）又は指定居宅サービス事業者（介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいい、訪問看護（同法第八条第四項に規定する訪問看護をいう。以下この条において同じ。）を行う

者に限る。）をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十一条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）又は訪問看護に係る居宅サービス事業（介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 当該申請に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地

三 指定訪問看護事業者等である旨

四 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護（健康保険法第八十八条第一項又は高齢者医療確保法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。）又は訪問看護に係る指定居宅サービス（介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）に従事する職員の定数

五 担当しようとする自立支援医療の種類

六 誓約書

七 役員の氏名、生年月日及び住所

八 その他必要な事項

（変更の届出を行うべき事項）

第六十一条 法第六十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、
指定自立支援医療機関が病院又は診療所であるときは第五十七条第一項各号（第一号、第五号及び第九号を除く。）に掲げる事項とし、薬局であるときは同条第二項各号（第一号、第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項とし、指定訪問看護事業者等であるときは同

者に限る。）をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業（健康保険法第八十一条第一項に規定する訪問看護事業をいう。）又は訪問看護に係る居宅サービス事業（介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業をいう。）を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

二 当該申請に係る訪問看護ステーション等の名称及び所在地

三 指定訪問看護事業者等である旨

四 当該訪問看護ステーション等において指定訪問看護（健康保険法第八十八条第一項又は高齢者医療確保法第七十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。）又は訪問看護に係る指定居宅サービス（介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）に従事する職員の定数

五 担当しようとする自立支援医療の種類

六 その他必要な事項

（変更の届出を行うべき事項）

第六十一条 法第六十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、
指定自立支援医療機関が病院又は診療所であるときは第五十七条第一項各号（第一号、第五号及び第九号を除く。）に掲げる事項とし、薬局であるときは同条第二項各号（第一号及び第五号を除く。）に掲げる事項とし、指定訪問看護事業者等であるときは同条第三項各号（第

条第三項各号（第一号、第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項とする。

一号及び第五号を除く。）に掲げる事項とする。

（削除）

（令第四十二条の四第三項に規定する率の算定方法）

第六十四条の五 令第四十二条の四第三項に規定する率の算定については、次の各号に掲げる額を、当該各号に掲げる額の合計額で除すものとする。

一 支給決定障害者（令第四十二条の四第一項に規定する支給決定障害者をいう。以下この条及び附則第十一條の二において同じ。）が同一の月に受けた指定療養介護医療（令第四十二条の四第二項に規定する指定療養介護医療をいう。以下同じ。）（食事療養（健康保険法第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。次号において同じ。）及び生活療養（同項第一号に規定する生活療養をいう。次号において同じ。）を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

二 支給決定障害者が同一の月に受けた基準該当療養介護医療（法第七十一条第一項に規定する基準該当療養介護医療をいう。以下同じ。）（食事療養及び生活療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額

第四節 補装具費の支給

（身体障害者更生相談所等の意見聴取等）

第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たつて必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所及び次条に定める機関（次項において「身体障害者更生相談所等」という。）の意見を聞くことができる。

第三節 補装具費の支給

（身体障害者更生相談所等の意見聴取等）

第六十五条の八 市町村は、補装具費の支給に当たつて必要があると認めるときは、身体障害者福祉法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所及び次条に定める機関（次項において「身体障害者更生相談所等」という。）の意見を聞くことができる。

(略)

第五節 高額障害福祉サービス等給付費の支給

(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う支給決定障害者等の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び受給者証番号
- 二 当該申請を行う支給決定障害者等に係る利用者負担世帯合算額（令第四十三条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）
- 三 当該申請を行う支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る令第四十三条の五第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに当該購入又は修理をした補装具に係る同項第二号に掲げる額を合算した額
- 四 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。）、通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。）又は入所給付決定保護者（同法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。）であつて、同一の月に障害福祉サービス若しくは児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものとの氏名、生年月日及び受給者証番

(新設)

(新設)

号、通所受給者証番号（児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。）、入所受給者証番号（同令第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）

2 前項の申請書には、同項第二号及び第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第三章 地域生活支援事業

（法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六十五条の十 法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

（法第七十七条第一項第一号の二に規定する厚生労働省令で定める費用）

第三章 地域生活支援事業

（法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第六十五条の十 法第七十七条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。

（新設）

第六十五条の十の二 法第七十七条第一項第一号の二に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用の全部又は一部とする。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項及び第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求に要する費用

二 前号の審判に基づく登記の嘱託及び申請についての手数料

- 三 民法第八百六十二条（同法第八百五十二条、第八百七十六条の三第二項、第八百七十六条の五第二項、第八百七十六条の八第二項及び第八百七十六条の十第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報酬

- 四 前三号に掲げる費用のほか、成年後見制度の利用に関し必要となる費用であつて、市町村において支給することが適當であると認めたもの

（法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の十四の二 法第七十七条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者とする。

（基幹相談支援センターの設置の届出）

第六十五条の十四の三 法第七十七条の二第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項の基幹相談支援センターをいう。以下同じ。）の名称及び所在地
- 二 法第七十七条の二第三項の委託を受けた者（以下の條において「受託者」という。）であつて、同条第四項の届出を行うもの

（新設）

（新設）

の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏名、生年月日、住所及び職名

三 基幹相談支援センターの設置の予定年月日

四 受託者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

五 基幹相談支援センターの平面図

六 職員の職種及び員数

七 職員の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 営業日及び営業時間

九 担当する区域

十 その他必要と認める事項

2 受託者は、収支予算書及び事業計画書並びに適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書を市町村長に提出しなければならない。

第六十八条の三 令第四十三条の七第一項の規定により障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするとときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
一～三（略）

第五章 国民健康保険団体連合会の障害者自立支援法関係業務

（国民健康保険団体連合会の議決権の特例）

第六十八条の四 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くことがで

第六十八条の三 令第四十三条の四第一項の規定により障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするとときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
一～三（略）

（新設）

（新設）

きる。

2 | 国民健康保険団体連合会は、法第九十六条の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十九条第七項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十一の十四第七項及び法第五十一の十七第六項の規定により国民健康保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に交代で、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

第六章 雜則

（身分を示す証明書の様式）

第六十九条 法第九条第二項及び法第十条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第一号のとおりとする。

2 法第十一条第三項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第二号のとおりとする。

3 法第四十八条第二項及び第五十一条の三第五項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第三号のとおりとする。

4 | 法第五十二条の二十七第三項及び第五十二条の三十二第五項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証

第五章 雜則

（身分を示す証明書の様式）

第六十九条 法第九条第二項及び法第十条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第一号のとおりとする。

2 法第十一条第三項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第二号のとおりとする。

3 法第四十八条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第三号のとおりとする。

明書の様式は、別表第四号のとおりとする。

5 法第六十六条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第五号のとおりとする。

6 法第八十一条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第六号のとおりとする。

7 法第八十五条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第七号のとおりとする。

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十五条第一項及び第二項	市町村等
指定都市	

(大都市の特例)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三十五条第一項及び第二項	市町村等
指定都市	

5 法第六十六条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第四号のとおりとする。

6 法第八十一条第二項において準用する法第九条第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第五号のとおりとする。

十の三第四項	第三十四条の二	第三十四条の十	八	第三十四条の十	七	第三十四条の十	六	第三十四条の十	五	第三十四条の十	四	第三十四条の十	三	第三十四条の十	二	第三十四条の十	一	第三十四条の十	第三十四条の九	第三十四条の八	第三十四条の七	第三十五条第一項及び第二項	第五十九条
																					都道府県知事		
																					指定都市の市長		
																						都道府県知事	
																						指定都市の市長	
																項	第六十六条第二項	第六十五条第二項	第六十三条	第六十二条	第五十七条	第三十五条第四項及び第二項	第五十条
																						都道府県知事	
																						指定都市の市長	

第三十四条の六	項	第六十六条第二	項	第六十五条第二	項	第六十六条第一	第六十三条	第六十二条	第五十七条	項	第三十五条第四	十八	第十三十五条の五	十七	第十三十五条の五	十一	第十三十五条の三	十六	第十三十五条の二	十五	第十三十五条の二	十四	第十三十五条の二	十三	第十三十五条の二	十二	第三十四条の二
---------	---	---------	---	---------	---	---------	-------	-------	-------	---	---------	----	----------	----	----------	----	----------	----	----------	----	----------	----	----------	----	----------	----	---------

都道府県知事又は

指定都市の市長又は

第六十五条の十
五

		主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なもの	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導及び発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業
第六十八条の三 市町村	指定都市以外の市町村		

（中核市の特例）

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上

第六十五条の十
五

		主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なもの	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導及び発達障害者支援センター（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十号）第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。）の設置運営その他特に専門性の高い相談支援事業
第六十八条の三 市町村	指定都市以外の市町村		

（中核市の特例）

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上

欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十条の三 第四項	九	八	七	六	五
第三十四条の五	第三十四条の五	第三十四条の三	第三十四条の二	第三十四条の二	第三十四条の二	第三十四条の二	第三十四条の二	第三十四条の二	第三十四条の十	第三十四条の十	第三十四条の十	第三十四条の十	第三十四条の五

第五十七条	第六十二条	第六十三条	第六十四条	第六十五条第二項	第三十四条の六	第六十五条の十 十四	五
した日常生活及び社会	その他障害者等が自立	行うための会議の設置の体制に関する協議を行うための会議の設置の体制に関する協議を	援事業、都道府県の区域内における相談支援	成十六年法律第百六十七号) 第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。	障害者支援センター(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号) 第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援セントーをいう。	都道府県知事又は	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号) 第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援セントーをいう。

第五十七条	第六十二条	第六十三条	第六十四条	第六十五条第二項	第三十四条の六	第六十五条の十 十四	五
した日常生活及び社会	その他障害者等が自立	行うための会議の設置の体制に関する協議を行うための会議の設置の体制に関する協議を	援事業、都道府県の区域内における相談支援	成十六年法律第百六十七号) 第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。	障害者支援センター(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号) 第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援セントーをいう。	都道府県知事又は	主として居宅において日常生活を営む障害児に係る療育指導、発達障害者支援センター(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号) 第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターをいう。)の設置運営その他特に専門性の高い相談支援セントーをいう。

第六十八条の三	市町村	生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なもの
	中核市以外の市町村	

(権限の委任)

第七十二条 法第一百七条第一項の規定により、法第五十一条の三第一項及び第四項、第五十一条の四、第五十一条の三十二第一項及び第四項並びに第五十一条の三十三に規定する厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。

附 則 抄

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置)

第一条の二 法附則第二十二条第一項に規定する特定旧法受給者に対する第一条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「第六条の十第二号の就労継続支援B型」とあるのは、「就労継続支援」とする。

(サービス等利用計画案の提出に関する経過措置)

第五条 平成二十七年三月三十一日までの間は、第十二条の二及び第三十四条の三十六の規定の適用については、これらの規定中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であつて市町村が必要と認めるとき」とする。

第六十八条の三	市町村	生活を営むために必要な事業であつて広域的な対応が必要なもの
	中核市以外の市町村	

(新設)

(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置)

第一条の二 法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第一条の二中「及び就労移行支援」とあるのは、「就労移行支援及び就労継続支援（法附則第二十二条第一項に規定する特定旧法受給者に対して行うものに限る。）」とする。

(サービス利用計画作成費の支給に係る経過措置)

第五条 第三十二条の二から第三十二条の五までの規定の適用については、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第三十二条の二中「及び共同生活援助」とあるのは、「共同生活援助及び旧法施設支援（法附則第二十条に規定する旧法施設支援をいい、通所によるものを除く。）」とする。

(障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出に関する経過措置)

第六条 平成二十四年九月三十日までの間は、第三十四条の二十八第一項及び第三十四条の六十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「遅滞なく」とあるのは、「平成二十四年九月三十日までに」とする。

第六条 削除

別表第一号（第六十九条第一項関係）
（略）

別表第一号（第六十九条第二項関係）
（略）

別表第三号（第六十九条第三項関係）
（略）

別表第四号（第六十九条第四項関係）
（略）

別表第五号（第六十九条第五項関係）
（略）

別表第六号（第六十九条第六項関係）
（略）

別表第七号（第六十九条第七項関係）
（略）

別表第一号（第六十九条第一項関係）
（略）

別表第一号（第六十九条第二項関係）
（略）

別表第三号（第六十九条第三項関係）
（略）

別表第四号（第六十九条第四項関係）
（略）

別表第五号（第六十九条第五項関係）
（略）

別表第六号（第六十九条第六項関係）
（略）

別表第七号（第六十九条第七項関係）
（略）

○児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）新旧対照表
 (第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

		改 正 案	改 正 案
		目次	目次
		第一章 総則（第一条—第一条の三十八）	第一章 総則（第一条—第一条の三十八）
		第一章の二 児童相談所（第二条—第五条の二）	第一章の二 児童相談所（第二条—第五条の二）
		第一章の三 児童福祉司（第五条の三—第六条）	第一章の三 児童福祉司（第五条の三—第六条）
		第一章の四 保育士（第六条の二—第六条の三十七）	第一章の四 保育士（第六条の二—第六条の三十七）
		第二章 福祉の保障（第七条—第三十六条の三十）	第二章 福祉の保障（第七条—第三十六条の三十）
		第三章 事業、養育里親及び施設（第三十六条の三十の二—第三十 九条）	第三章 事業、養育里親及び施設（第三十六条の三十の二—第三十 九条）
		第三章の二 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務（第三 十九条の二）	第三章の二 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務（第三 十九条の二）
		第四章 雜則（第四十条—第五十条の三）	第四章 雜則（第四十条—第五十条の三）
	附則		附則
		（新設）	（新設）
第一条	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」と いう。）第六条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める施設は 、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の次条に定 める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。		
第一条の二	法第六条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便 宜は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び 集団生活への適応訓練の実施とする。		

第一条の二の二 法第六条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、法第四十三条に規定する児童発達支援センターその他の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を適切に供与することができる施設とする。

第一条の二の三 法第六条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める施設は、保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校及び特別支援学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設とする。

第一条の二の四 法第六条の二第七項に規定する同項に規定する障害児支援利用計画案（以下「障害児支援利用計画案」という。）に係る厚生労働省令で定める事項は、法第二十一条の五の六第一項又は第二十一条の五の八第一項の申請に係る障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量及び日時並びに障害児通所支援を提供するまでの留意事項とする。

2 法第六条の二第七項に規定する障害児支援利用計画に係る厚生労働省令で定める事項は、障害児及びその家族の生活に対する意向、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容、量、日時、利用料及びこれを担当する者並びに障害児通所支援を提供するまでの留意事項とする。

（新設）

（新設）

第一条の二の五 法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障害児通所支援の目標及びその達成時期、障害児通所支援の種類、内容及び量、障害児通所支援を提供する上で留意事項並びに次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間を勘案して、市町村が必要と認める期間とする。ただし、第三号に定める期間については、当該通所給付決定又は通所給付決定の変更に係る障害児通所支援の利用開始日から起算して三月を経過するまでの間に限るものとする。

一 次号及び第三号に掲げる者以外のもの 六月間

二 次号に掲げる者以外のものであつて、次に掲げるもの 一月間
イ 障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。）との連絡調整を行うことが困難である者

三 通所給付決定（法第二十一条の五の五第一項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。）又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があつた者 一月間

第一条の二の六 法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業とする。

（新設）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第三項に規定する子育て短期支援事業は、短期入所生活援助事業及び夜間養護等事業とする。

第一条の二の七 (略)

第一条の四 法第六条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護を適切に行うことができる施設とする。

第一条の二 (略)

第一条の四 法第六条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設その他の前二条に定める保護を適切に行うことができる施設とする。

第一条の五 法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業は、原則として生後四月に至るまでの乳児のいる家庭について、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講した者をして訪問させることにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うものとする。

第一条の六 法第六条の二第五項に規定する養育支援訪問事業は、要支援児童等（同項に規定する要支援児童等をいう。以下この条において同じ。）に対する支援の状況を把握しつつ、必要に応じて関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士、保健師、助産師、看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門的知識及び経験を有する者であつて、かつ、市町村長が当該事業の適切な実施を図るために行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を受講したものをして、要支援児童等の居宅において、養育に関する相談及び指導を行わせることを基本として行うものとする。

第一条の七 法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児（以下「乳幼児」

第一条の七 法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、地域の乳児又は幼児（以下「乳幼児」

という。）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの（市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

一～三 （略）

第一条の八 法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの（特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。）とする。

第一条の九 法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業において行われる養育は、同項に規定する厚生労働省令で定める者（以下「養育者」という。）の住居において、複数の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により、小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「小規模住居型児童養育事業者」という。）に委託された児童をいう。以下この条から第一条の三十までにおいて同じ。）が相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

第一条の二十一 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせ るよう努めなければならない。

という。）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所において、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うもの（市町村（特別区を含む。以下同じ。）又はその委託等を受けた者が行うものに限る。）とする。

一～三 （略）

第一条の八 法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行うもの（特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。）とする。

第一条の九 法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業において行われる養育は、同項に規定する厚生労働省令で定める者（以下「養育者」という。）の住居において、複数の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により、小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「小規模住居型児童養育事業者」という。）に委託された児童をいう。以下この条から第一条の三十までにおいて同じ。）が相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

第一条の二十一 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

第一条の三十一 法第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者とする。

一～四 (略)

② 補助者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者でなければならぬ。

第一条の三十二 法第六条の三第九項に規定する厚生労働省令で定める者は、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。

第一条の三十三 法第六条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める人数は、四人とする。

② 法第六条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者

第一条の三十四 法第六条の四第二項に規定する厚生労働省令で定める研修（以下「養育里親研修」という。）は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととする。

第一条の三十一 法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第三十四条の十九第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者とする。

一～四 (略)

② 補助者は、法第三十四条の十九第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者でなければならぬ。

第一条の三十二 法第六条の二第九項に規定する厚生労働省令で定める者は、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。

第一条の三十三 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める人数は、四人とする。

② 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 要保護児童（法第六条の二第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者

第一条の三十四 法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める研修（以下「養育里親研修」という。）は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行うこととする。

第一条の三十五 法第六条の四第二項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす者は、経済的に困窮していない者であつて、養育里親研修を修了したものとする。

第六条の七 法第十八条の七第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第二号様式によるものとする。

(2) 法第十八条の十六第二項（同法第三十四条の五第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十七第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。

(3) 法第五十九条の五第二項の規定により厚生労働大臣に適用があるものとされた法第三十四条の五第二項及び第四十六条第二項において準用する法第十八条の十六第二項に規定する証明書は、第四号様式によるものとする。

第十八条の二 法第二十一条の五の三第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 児童発達支援 次に掲げる費用
イ 食事の提供に要する費用
ロ 日用品費

ハ その他児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）に負担されることが適当と認められるもの

第一条の三十五 法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす者は、経済的に困窮していない者であつて、養育里親研修を修了したものとする。

第六条の七 法第十八条の七第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第二号様式によるものとする。

(2) 法第十八条の十六第二項（同法第三十四条の四第二項、第三十四条の十三第二項、第三十四条の十六第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。

(3) 法第五十九条の五第二項の規定により厚生労働大臣に適用があるものとされた法第三十四条の四第二項及び第四十六条第二項において準用する法第十八条の十六第二項に規定する証明書は、第四号様式によるものとする。

（新設）

二 医療型児童発達支援 次に掲げる費用
イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他医療型児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者に負担させることが適當と認められるもの

三 放課後等デイサービス 放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その通所給付決定保護者に負担させることが適當と認められるもの

第十八条の三 令第二十四条第二号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十二条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の二第五項とする。

第十八条の四 令第二十四条第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号及び第二号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を障害児通所支援負担上限月額（同条に規定する障害児通所支援負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、令第二十四条第三号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の五 特例障害児通所給付費の支給を受けようとする通所給

付決定保護者は、法第二十一条の五の四第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び通所受給者証番号
 - 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
 - 三 支給を受けようとする特例障害児通所給付費の額
- ② 前項の申請書には、同項第三号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。

第十八条の六 法第二十一条の五の六第一項の規定に基づき通所給付決定の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の受給の状況
- 六 当該申請に係る障害児通所支援の具体的な内容
- 七 主治の医師があるときは、当該医師の氏名並びに当該医師が現

に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは当該病院又は診療所の名称及び所在地

②

前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができること

一 障害児通所支援負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

二 肢体不自由児通所医療（法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）を含む医療型児童発達支援に係る申請を行う場合にあつては、肢体不自由児通所医療負担上限月額（令第二十五条の十二第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三 当該申請を行う障害児の保護者が現に通所給付決定を受けている場合には、当該通所給付決定に係る通所受給者証（法第二十一条の五の七第九項に規定する通所受給者証をいう。以下同じ。）

③ 市町村は、前二項に規定するもののほか、第十八条の十第一号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

④ 通所給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

⑤ 前項の書類の提出を受けた市町村は、障害児通所支援負担上限月額等（障害児通所支援負担上限月額及び肢体不自由児通所医療負担

上限月額をいう。以下同じ。）を変更する必要があると認めるときは、通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。

⑥ 前項の規定により通所受給者証の提出を受けた市町村は、通所受給者証に必要な事項を記載し、これを当該通所給付決定保護者に返還するものとする。

⑦ 通所給付決定保護者は、通所給付決定の有効期間（法第二十一条の五の七第八項に規定する通所給付決定の有効期間をいう。以下同じ。）内において、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児通所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に通所受給者証を添えて市町村に提出しなければならない。

一 当該届出を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄

三 第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児通所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四 その他必要な事項

⑧ 前項の届出書には、同項第三号の事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事實を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

⑨ 市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失つた通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければなら

ない。

(10) 前項の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄

三 申請の理由

(11) 通所受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の申請書にその通所受給者証を添えなければならない。

(12) 通所受給者証の再交付を受けた後、失つた通所受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

第十八条の七 法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第二十一条の五の六第一項の申請に係る障害児の介護を行う者の状況

二 当該障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前条第一項第三号から第五号までに掲げるものに係るもの）を除く。）の利用の状況

三 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定通所支援の利用に関する意向の具体的な内容

第十八条の八 法第二十一条の五の六第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に定める者とする。

一 障害者自立支援法第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者（以下「指定一般相談支援事業者」という。）又

は同法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）のうち当該市町村から委託を受けて同法第七十七条第一項第一号に規定する事業を行うもの

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人

第十八条の九 法第二十一条の五の六第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。

第十八条の十 法第二十一条の五の七第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況
- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況
- 六 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前三号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況
- 七 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的な内容
- 八 当該申請に係る障害児の置かれている環境
- 九 当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況

	<p>第十八条の十一 法第二十一条の五の七第五項に規定する厚生労働省 令で定める場合は、身近な地域に指定障害児相談支援事業者（法第 二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業 者をいう。以下同じ。）がない場合又は法第二十一条の五の六第一 項の申請に係る障害児の保護者が次条に規定する障害児支援利用計 画案の提出を希望する場合とする。</p>	<p>第十八条の十二 法第二十一条の五の七第四項に規定する厚生労働省 令で定める場合は、障害児の保護者が法第二十一条の五の六第一項 の申請をした場合とする。</p>	<p>第十八条の十一 市町村は、通所給付決定を行つたときは、障害児通 所支援負担上限月額等を、通所給付決定保護者に通知しなければな らない。障害児通所支援負担上限月額等に変更があつたときも、同 様とする。</p>
--	--	---	---

令で定める障害児支援利用計画案は、指定障害児相談支援事業者以外の者が作成する障害児支援利用計画案とする。

第十八条の十六 法第二十一条の五の七第七項に規定する厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

第十八条の十七 法第二十一条の五の七第八項に規定する厚生労働省令で定める期間は、通所給付決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を合算して得た期間とする。
② 通所給付決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、一月間から十二月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を通所給付決定の有効期間とする。

第十八条の十八 法第二十一条の五の七第九項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 通所給付決定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 当該通所給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び通所受給者証番号（第十八条の五第一項第一号に規定する通所受給者証番号をいう。以下同じ。）
- 四 通所給付決定に係る障害児通所支援の種類及び支給量（法第二十一条の五の七第七項に規定する支給量をいう。第十八条の二十において同じ。）
- 五 通所給付決定の有効期間
- 六 障害児通所支援負担上限月額等に関する事項
- 七 その他必要な事項

第十八条の十九 通所給付決定保護者は、法第二十一条の五の七第十項の規定に基づき障害児通所支援を受けるに当たつては、その都度、指定障害児通所支援事業者等に対して通所受給者証を提示しなければならない。

第十八条の二十 法第二十一条の五の八第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給量とする。

第十八条の二十一 法第二十一条の五の八第一項の規定に基づき通所給付決定の変更の申請をしようとする通所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該通所給付決定に係る障害児の氏名、生年月日及び通所給付決定保護者との続柄
- 三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- 四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- 五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況
- 六 当該申請に係る障害児通所支援の具体的な内容
- 七 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由
- 八 その他必要な事項

第十八条の二十二 市町村は、法第二十一条の五の八第二項の規定に

基づき通所給付決定の変更の決定を行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により通所給付決定保護者に通知し、通所受給者証の提出を求めるものとする。

一 法第二十一条の五の八第二項の規定により通所給付決定の変更の決定を行つた旨

二 通所受給者証を提出する必要がある旨

三 通所受給者証の提出先及び提出期限

② 前項の通所給付決定保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第十八条の二十三 第十八条の七及び第十八条の八の規定は、法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の六第二項の調査について準用する。この場合において、第十八条の七第一号中「法第二十一条の五の六第一項」とあるのは、「法第二十一条の五の八第一項」と読み替えるものとする。

② 第十八条の九の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の六第三項の調査について、第十八条の十二及び第十八条の十三の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第四項の障害児支援利用計画案の提出について、第十八条の十四及び第十八条の十五の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第五項の障害児支援利用計画案の提出について、第十八条の十六の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第七項の支給量について、第十八条の十八（第四号に限る。）の規定は法第二十一条の五の八第三項において準用する法第二十一条の五の七第九項の通所受給者証の交付について準用する。この場合

において、第十八条の十二から第十八条の十四までの規定中「法第二十一条の五の六第一項」とあるのは、「法第二十一条の五の八第一項」と読み替えるものとする。

第十八条の二十四 市町村は、法第二十一条の五の九第一項の規定に基づき通所給付決定の取消しを行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により通所給付決定保護者に通知し、通所受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第二十一条の五の九第一項の規定に基づき通所給付決定の取消しを行つた旨

二 通所受給者証を返還する必要がある旨

三 通所受給者証の返還先及び返還期限

② 前項の通所給付決定保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第十八条の二十五 法第二十一条の五の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 通所給付決定保護者又はその属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 通所給付決定保護者の属する世帯（通所給付決定保護者である特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びそ

の配偶者に限る。以下同じ。）の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 通所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第十八条の二十六 高額障害児通所給付費の支給を受けようとする通

所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う通所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日、連絡先及び通所受給者証番号
- 二 当該申請を行う通所給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額（令第二十五条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。第二十五条の十七第一項第二号において同じ。）
- 三 当該申請を行う通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十五条の五第一項第一号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具（障害者自立支援法第五条第二十四項に規定する補装具をいう。以下同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る令第二十五条の五第一項第四号に掲げる額を合算した額
- 四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者（法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者を

いう。以下同じ。）、補装具費支給対象障害者等（障害者自立支援法第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ。）又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ。）であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害福祉サービス（障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものとの氏名、生年月日及び通所受給者証番号、入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。）、受給者証番号（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ。）

② 前項の申請書には、同項第二号及び第二号に掲げる額を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第十八条の二十七 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項

を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要

六 利用者の推定期数

七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

第四十九条第一項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項

十三 法第二十一条の五の十五第二項各号に該当しないことを誓約する書面（以下この条から第十八条の三十まで（次条を除く。）において「誓約書」という。）

十四 役員の氏名、生年月日及び住所

十五 その他指定に関し必要と認める事項

② 法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、

前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

③ 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の二十八 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき医療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事がインターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏

名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日

四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

五 医療法第七条の許可を受けた診療所であることを証する書類

六 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

七 利用者の推定数

八 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日

、住所及び経歴

九 運営規程

十 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十二 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十三 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する事項

十四 法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第七号を除く。）

に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

②

法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき医療型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事事

項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
- 二 誓約書

(3) 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の二十九 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 事業所(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 三 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 四 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- 五 事業所の平面図(各室の用途を明示するものとする。)及び設備の概要

六 利用者の推定数

七 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 運営規程

九 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

十 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

十一 当該申請に係る事業に係る資産の状況

十二 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項

十三 誓約書

十四 役員の氏名、生年月日及び住所

十五 その他指定に関し必要と認める事項

② 法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十三号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

③ 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十一号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請

書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の三十 法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- | | |
|----|--|
| 一 | 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地 |
| 二 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 |
| 三 | 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 |
| 四 | 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 |
| 五 | 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要 |
| 六 | 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 |
| 七 | 運営規程 |
| 八 | 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 |
| 九 | 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 |
| 十 | 当該申請に係る事業に係る資産の状況 |
| 十一 | 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する |

事項

十二 誓約書

十三 役員の氏名、生年月日及び住所

十四 その他指定に関し必要と認める事項

② 法第二十一条の五の十六第一項の規定に基づき保育所等訪問支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 現に受けている指定の有効期間満了日
- 二 誓約書

③ 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第十八条の三十一 法第二十一条の五の十五第二項第六号（法第二十

一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長

が法第二十一条の五の二十六第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための指定障害児事業者等（法第二十条の五の十七第一項に規定する指定障害児事業者等をいう。以下同じ。）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定障害児事業者等が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められないものとする。

② 前項の規定は、法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合について準用する。

第十八条の三十二 法第二十一条の五の十五第二項第七号（法第二十条の五の十六第四項、第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所持している者
- 二 申請者（持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者
- 三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

(2) 法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。

- 一 申請者の親会社等（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者の親会社等（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- ③ 法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者は、次に掲げる者とする。
- 一 申請者（株式会社である場合に限る。）が議決権の過半数を所持している者
 - 二 申請者（持分会社である場合に限る。）が資本金の過半数を出資している者
 - 三 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者
- ④ 法第二十一条の五の十五第二項第七号の厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。
- 一 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。
 - 二 法第二十一条の五の三第一項又は第二十四条の二十六第一項第一号の規定により都道府県知事又は市町村長の指定を受けた者であること。

三 次のイ又はロに掲げる指定の申請者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるサービスを行つていたこと。

イ 障害児通所支援に係る指定の申請者 指定通所支援
ロ 障害児相談支援に係る指定の申請者 指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。）

第十八条の三十三 法第二十一条の五の十五第二項第十号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十四条の九第二項（法第二十四条の十四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第二十一条の五の二十一第一項、第二十四条の十五第一項及び第二十四条の三十四第一項の規定による検査が行われた日（以下の条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第十八条の三十四 （略）

第十八条の三十五 指定障害児通所支援事業者は、次の各号に掲げる指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援の種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第十八条の二十七第一項第四号、第十八条の二十八第一項第四号、第十八条の二十九第一項第四号及び第十八条の三十第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道

第十八条の二 （略）

府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

- 一 児童発達支援 第十八条の二十七第一項第一号、第二号、第四号、第八号、第十二号及び第十四号に掲げる事項
- 二 医療型児童発達支援 第十八条の二十八第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第八号、第九号、第十三号及び第十五号に掲げる事項
- 三 放課後等デイサービス 第十八条の二十九第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事項
- 四 保育所等訪問支援 第十八条の三十第一項第一号、第二号、第四号、第七号、第八号、第十二号及び第十四号に掲げる事項
- ② 前項の届出であつて、同項第一号から第三号までに掲げる障害児通所支援の利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該障害児通所支援に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。
- ③ 指定障害児通所支援事業者は、休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
- ④ 指定障害児通所支援事業者は、当該指定通所支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、次に掲げる事項を当該指定障害児通所支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。
一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定通所支援を受けている者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第十八条の三十六 法第二十一条の五の二十一第二項（法第二十一条の五の二十六第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

② 法第二十四条の十五第二項及び第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第五項において準用する法第二十条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の五様式のとおりとする。

③ 法第二十四条の三十四第一項及び第二十四条の三十九第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の六様式のとおりとする。

④ 法第五十七条の三第三項、第五十七条の三の二第二項及び第五十七条の三の三第五項において準用する法第二十一条の五の二十一第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の七様式のとおりとする。

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児事業者等（指定医療機関（法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）の設置者を除く。以下この条において

同じ。）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）の選任をすること。

二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児事業者等 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児事業者等及び指定医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十五条第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一 指定障害児事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限る。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（前条第三号に掲げる者である場合に限る。）

② 指定障害児事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

③ 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十五第二項各号に

掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第十八条の三十九 法第二十一条の五の二十六第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならぬ。

第十八条の四十 厚生労働大臣は、指定障害児通所支援事業者が法第二十一条の五の二十七第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児通所支援事業者の指定を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

第十八条の四十一 法第二十一条の五の二十八第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、診療所とする。

第十八条の四十二 市町村は、法第二十一条の五の二十八第一項の規定に基づき、毎月、肢体不自由児通所医療費を支給するものとする。

② 通所給付決定に係る障害児が法二十一条の五の二十八第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、同条第四項の規定に基づき通所給付決定保護者に支給すべき肢体不自由児通所医療費は当該指定障害児通所支援事業者等に対して支払うものとする。

労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十四 令第二十五条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条及び第二十五条の二十四の三において「法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金
- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- 三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基

づく障害年金

六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第一百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金

七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第二百一号）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第二百六十六号）に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償

十一 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十二 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

第十八条の四十五 令第二十五条の十二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十六 令第二十五条の十二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を肢体不自由児通所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第十八条の四十七 都道府県知事が法第二十一条の五の二十九において準用する法第二十一条の三第一項の規定に基づき肢体不自由児通所医療費の審査を行うこととしている場合においては、法第二十一条の五の二十八第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定障害児通所支援事業者等が行つた医療に係る肢体不自由児通所医療費を請求するものとする。

② 前項の場合において、市町村は、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、都道府県知事が当該指定障害児通所支援事業者等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民

健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その肢体不自由児通所医療費を支払うものとする。

(3) 法第二十一条の五の二十九において準用する法第二十一条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第二十四条 法第二十四条第一項（就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一～三 （略）
②～⑤ （略）

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 （略）

一の二 当該保育所が認定こども園である場合にあつては、その旨

二～六 （略）
② （略）

第二十五条の二 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で

第二十四条 法第二十四条第二項（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一～三 （略）
②～⑤ （略）

第二十五条 法第二十四条第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一 （略）

一の二 当該保育所が認定こども園（就学前保育等推進法第七条第一項に規定する認定こども園をいう。以下この条において同じ。）である場合にあつては、その旨

二～六 （略）
② （略）

第二十五条の二 法第二十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で

定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 被服費

五 四 日用品費
その他指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、その入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められる

定める費用は、次の各号に掲げる指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

一 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合を除く。） 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 光熱水費

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その施設給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）に負担させることが適当と認められるもの

二 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合に限る。） 次に掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

もの

(削除)

第二十五条の二の二 令第二十七条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める規定は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十四条の七並びに附則第五条の四第六項及び第五条の四の一第五項とする。

第二十五条の三 令第二十七条の二第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同条第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を障害児入所支援負担上限月額（同条に規定する障害児入所支援負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第三号に定める額を障害児入所支援負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の三 令第二十七条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額（同項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）としたならば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の七 法第二十四条の三第一項の規定に基づき入所給付決定（同条第四項に規定する入所給付決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄

三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況

四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受

第二十五条の七 法第二十四条の三第一項の規定に基づき施設給付決定（同条第四項に規定する施設給付決定をいう。以下同じ。）の申請をしようとする障害児の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請を行う障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄

三 当該申請に係る障害児に関する障害児施設給付費の受給の状況

給の状況

五| 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等の受給の状況

六| 当該申請に係る指定入所支援の具体的な内容

(略)

一| 障害児入所支援負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

二| 障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。以下同じ。）を行う指定入所支援に係る申請を行った場合には、障害児入所医療負担上限月額（令第二十七条の十三第一項に規定する障害児入所医療負担上限月額をいう。以下同じ。）及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（令第二十七条の十五の規定により読み替えられた場合にあつては、生活療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。）に係るものを含む。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

二| 障害児施設医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療をいう。以下同じ。）を行う指定施設支援に係る申請を行った場合には、障害児施設医療負担上限月額（令第二十七条の十一第一項に規定する障害児施設医療負担上限月額をいう。以下同じ。）及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（令第五十条の二第二項の規定により読み替えられた場合にあつては、生活療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。）に係るものを含む。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三| 当該申請を行う障害児の保護者が現に入所給付決定を受けている場合には、当該入所給付決定に係る入所受給者証（法第二十四条の三第六項に規定する入所受給者証をいう。以下同じ。）

(略)

四| 入所給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる書類を都道府県に提出しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

五| 前項の書類の提出を受けた都道府県は、障害児入所支援負担上限

四| 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等（障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の受給の状況

五| 当該申請に係る指定施設支援の具体的な内容

(略)

一| 負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

二| 障害児施設医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療をいう。以下同じ。）を行う指定施設支援に係る申請を行った場合には、障害児施設医療負担上限月額（令第二十七条の十一第一項に規定する障害児施設医療負担上限月額をいう。以下同じ。）及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額（令第五十条の二第二項の規定により読み替えられた場合にあつては、生活療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第二号に規定する生活療養をいう。）に係るものを含む。以下同じ。）の算定のために必要な事項に関する書類

三| 当該申請を行う障害児の保護者が現に施設給付決定を受けている場合には、当該施設給付決定に係る施設受給者証（法第二十四条の三第六項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）

(略)

四| 施設給付決定保護者は、毎年、第二項第一号及び第二号に掲げる書類を都道府県に提出しなければならない。ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

五| 前項の書類の提出を受けた都道府県は、負担上限月額等（負担上

月額等（障害児入所支援負担上限月額、障害児入所医療負担上限月額及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）を変更する必要があると認めるときは、入所給付決定保護者に対し入所受給者証の提出を求めるものとする。

⑥ 前項の規定により入所受給者証の提出を受けた都道府県は、入所受給者証に必要な事項を記載し、これを当該入所給付決定保護者に返還するものとする。

⑦ 入所給付決定保護者は、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児入所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に入所受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一 当該届出を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日

及び連絡先

二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び入所給付決定保護者との続柄

三 第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は障害児入所支援負担上限月額等の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四 （略）

（略）

⑧ ⑨ 都道府県は、入所受給者証を破り、汚し、又は失つた入所給付決定保護者から、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、受給者証の再交付の申請があつたときは、入所受給者証を交付しなければならない。

⑩ 前項の申請をしようとする入所支給決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

限月額、障害児施設医療負担上限月額及び法第二十四条の二十第二項第二号の厚生労働大臣が定める額をいう。以下同じ。）を変更する必要があると認めるときは、施設給付決定保護者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

⑥ 前項の規定により施設受給者証の提出を受けた都道府県は、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを当該施設給付決定保護者に返還するものとする。

⑦ 施設給付決定保護者は、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は負担上限月額等の算定のために必要な事項に変更があつたときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書に施設受給者証を添えて都道府県に提出しなければならない。

一 当該届出を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日

及び連絡先

二 当該届出に係る障害児の氏名、生年月日及び施設給付決定保護者との続柄

三 第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は負担上限月額等の算定のために必要な事項のうち変更があつた事項とその変更内容

四 （略）

（略）

⑧ ⑨ 都道府県は、施設受給者証を破り、汚し、又は失つた施設支給決定保護者から、第二十五条の十一第五号に定める期間内において、受給者証の再交付の申請があつたときは、施設受給者証を交付しなければならない。

⑩ 前項の申請をしようとする施設支給決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び入所給付決定保護者との続柄

三 (略)

(11) 入所受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の申請書にその入所受給者証を添えなければならない。

(12) 入所受給者証の再交付を受けた後、失つた入所受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。

第二十五条の八 (略)

一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況

二 (略)

三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況

四 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況

五 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況

六

当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サー

ビス等(前三号に掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況

七 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定入所支援の利

用に関する意向の具体的な内容

八 当該申請に係る障害児の置かれている環境

九 当該申請に係る指定入所支援の提供体制の整備の状況

一 当該申請を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び施設給付決定保護者との続柄

三 (略)

(11) 施設受給者証を破り、又は汚した場合の第九項の申請には、前項の申請書にその施設受給者証を添えなければならない。

(12) 施設受給者証の再交付を受けた後、失つた施設受給者証を発見したときは、速やかにこれを都道府県に返還しなければならない。

第二十五条の八 (略)

一 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況

二 (略)

三 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児施設給付費の受給の状況

四 当該申請に係る障害児に関する介護給付費等の受給の状況

五

当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サー

ビス等(前二号に掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況

六 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の指定施設支援の利

用に関する意向の具体的な内容

七 当該申請に係る障害児の置かれている環境

八 当該申請に係る指定施設支援の提供体制の整備の状況

第二十五条の九 都道府県は、入所給付決定を行つたときは、障害児入所支援負担上限月額等を、入所給付決定保護者に通知しなければならない。障害児入所支援負担上限月額等に変更があつたときも、同様とする。

第二十五条の十 法第二十四条の三第五項に規定する厚生労働省令で定める期間は、入所給付決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と三年を合算して得た期間とする。

第二十五条の十 法第二十四条の三第五項に規定する厚生労働省令で定める期間は、施設給付決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と次の各号に掲げる指定施設支援の種類の区分に応じ当該各号に規定する期間を合算して得た期間とする。

- 一 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合を除く。）
- 二 指定施設支援（通所による指定施設支援を行う場合に限る。）
- 三年
- 一年

第二十五条の十一 都道府県は、法第二十四条の三第六項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を記載した入所受給者証を交付しなければならない。

- 一 入所給付決定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 二 当該入所給付決定に係る障害児の氏名及び生年月日
- 三 交付の年月日及び入所受給者証番号
- 四 入所給付決定に係る指定入所支援の種類及び量
- 五 障害児入所給付費を支給する期間
- 六 障害児入所支援負担上限月額等に関する事項
- 七 （略）

第二十五条の十二 入所給付決定保護者は、法第二十四条の三第七項の規定に基づき、指定入所支援を受けるに当たつては、その都度、

第二十五条の十二 施設給付決定保護者は、法第二十四条の三第七項の規定に基づき、指定施設支援を受けるに当たつては、その都度、

指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に対して入所受給者証を提示しなければならない。

第二十五条の十三 削除

第二十五条の十三 法第二十四条の三第十一項に規定する厚生労働省令で定める法人は、當利を目的としない法人であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

一 当該法人が法第二十四条の三第十項の規定による支払に関する事務（次号において「受託事務」という。）を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。

二 当該法人が受託事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

第二十五条の十四 都道府県は、法第二十四条の四第一項の規定に基づき入所給付決定の取消しを行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により入所給付決定保護者に通知し、入所受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第二十四条の四第一項の規定に基づき入所給付決定の取消しを行つた旨

二 入所受給者証を返還する必要がある旨

三 入所受給者証の返還先及び返還期限

② 前項の入所給付決定保護者の入所受給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第二十五条の十四 都道府県は、法第二十四条の四第一項の規定に基づき施設給付決定の取消しを行つたときは、次の各号に掲げる事項を書面により施設給付決定保護者に通知し、施設受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第二十四条の四第一項の規定に基づき施設給付決定の取消しを行つた旨

二 施設受給者証を返還する必要がある旨

三 施設受給者証の返還先及び返還期限

② 前項の施設給付決定保護者の施設受給者証が既に都道府県に提出されているときは、都道府県は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

第二十五条の十五 法第二十四条の五に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 入所給付決定保護者又はその属する世帯（入所給付決定保護者である特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 入所給付決定保護者の属する世帯（入所給付決定保護者である特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。）の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 入所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 入所給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第二十五条の十七 高額障害児入所給付費の支給を受けようとする入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県（ただし、当該入所給付決定保護者が障害者自立支援法に基づく高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

第二十五条の十五 法第二十四条の五に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。

一 施設給付決定保護者又はその属する世帯（施設給付決定保護者である特定支給決定障害者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその財産について著しい損害を受けたこと。

二 施設給付決定保護者の属する世帯（施設給付決定保護者である特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。以下同じ。）の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

三 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

四 施設給付決定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

第二十五条の十七 高額障害児施設給付費の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県（ただし、当該施設給付決定保護者が障害者自立支援法に基づく高額障害福祉サービス費の支給を受けることができる場合は、市町村とする。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

一 当該申請を行う入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日

、連絡先及び入所受給者証番号（第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう。以下同じ。）

- 二 当該申請を行う入所給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額

二 当該申請を行う入所給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額

三 当該申請を行う入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十五条の五第一項第二号に掲げる額及び購入又は修理をした補装具であつて、入所給付決定に係る障害児が使用するものに係る同項第四号に掲げる額を合算した額

四 当該申請を行う入所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該入所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者、支給決定障害者等又は補装具費支給対象障害者等であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援若しくは障害福祉サービスを受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたもの、氏名、生年月日及び通所受給者証番号、入所受給者証番号、受給者証番号又は介護保険法による被保険者証の番号

② (略)

第二十五条の十八 法第二十四条の七第一項に規定する所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める入所給付決定保護者は、当該入所給付決定に係る障害児が二十歳未満である者とする。

一 当該申請を行う施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日

、連絡先及び施設受給者証番号（第二十七条の四第一項に規定する施設受給者証番号をいう。以下同じ。）

- 二 当該申請を行う施設給付決定保護者に係る利用者負担世帯合算額（令第二十七条の四第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）

三 当該申請を行う施設給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る令第二十七条の四第一項各号に掲げる額を合算した額

四 当該申請を行う施設給付決定保護者と同一の世帯に属する当該施設給付決定保護者以外の施設給付決定保護者又は支給決定障害者等（障害者自立支援法第五条第十八条第二号に規定する支給決定障害者等をいう。）であつて、同一の月に指定施設支援又は障害福祉サービス（同条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。）を受けたものの氏名、生年月日及び施設受給者証番号、受給者証番号（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。）又は介護保険法による被保険者証の番号（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。）

② (略)

第二十五条の十八 法第二十四条の七第一項に規定する所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める入所給付決定保護者は、当該施設給付決定に係る障害児が二十歳未満である者及び二十歳以上であつて、令第二十七条の二第一項第四号に掲げる者に該

当するものとする。

第二十五条の十九 特定入所障害児食費等給付費の支給を受けようとする入所給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請に係る入所給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 指定入所支援を受けている指定障害児入所施設等の名称
(削除)

② 前項の申請書には、入所受給者証を添付しなければならない。

② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、都道府県は、当該

書類により證明すべき事實を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 令第二十七条の二第一項第四号に該当する者であることを証する書類

二 施設受給者証

③ 都道府県は、第一項の申請に基づき特定入所障害児食費等給付費の支給の決定を行つたときは、次の各号に掲げる事項を入所受給者証に記載することとする。

一 特定入所障害児食費等給付費の額
二 特定入所障害児食費等給付費を支給する期間

④ 第二十五条の七第四項から第六項まで及び第二十五条の九の規定は、特定入所障害児食費等給付費の支給について準用する。この場合において、第二十五条の七第四項中「第二項第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは、「入所受給者証」とする。

第二十五条の十九 特定入所障害児食費等給付費の支給を受けようとする施設給付決定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県に提出しなければならない。

一 当該申請に係る施設給付決定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

二 指定施設支援を受けている指定知的障害児施設等の名称
三 令第二十七条の二第一項第四号に該当する旨

② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第一号に掲げる書類については、都道府県は、当該

書類により證明すべき事實を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 令第二十七条の二第一項第四号に該当する者であることを証する書類

二 施設受給者証

③ 都道府県は、第一項の申請に基づき特定入所障害児食費等給付費の支給の決定を行つたときは、次の各号に掲げる事項を施設受給者証に記載することとする。

一 特定入所障害児食費等給付費の額
二 特定入所障害児食費等給付費を支給する期間

④ 第二十五条の七第四項から第六項まで及び第二十五条の九の規定は、特定入所障害児食費等給付費の支給について準用する。この場合において、第二十五条の七第四項中「第二項第一号及び第二号に掲げる書類」とあるのは、「入所受給者証」とする。

第二十五条の二十 第二十五条の十三の規定は、法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第十一項に規定する厚生労働省令で定める法人について準用する。

第二十五条の二十一 法第二十四条の九第一項の規定に基づき指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号（障害児入所医療を提供しないものにあつては、第五号を除く。）に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 （略）

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三・四 （略）

五 医療法第七条の許可を受けた病院であることを証する書類

六 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要

七 （略）

八 施設の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所

九・十 （略）

十一 当該申請に係る事業に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費（障害児入所医療を提供する場合に限る。）の請求に関する

第二十五条の二十一 法第二十四条の九第一項の規定に基づき指定知的障害児施設等（指定医療機関を除く。以下この条及び次条において同じ。）の指定を受けようとする者は、次の各号（障害児施設医療を提供しないものにあつては、第五号を除く。）に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 （略）

二 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

三・四 （略）

五 医療法第七条の許可を受けた病院又は診療所であることを証する書類

六 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

七 （略）

八 施設の管理者の氏名、経歴及び住所

九・十 （略）

十一 当該申請に係る事業に係る障害児施設給付費及び障害児施設医療費（障害児施設医療を提供する場合に限る。）の請求に関する

る事項

十四 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十五 役員の氏名、生年月日及び住所

十六 その他指定に関し必要と認める事項

② 法第二十四条の十第一項の規定に基づき指定障害児入所施設の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

③ 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準）

第二十五条の二十一の二 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

② 前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設の

る事項

十四 その他指定に関し必要と認める事項

② 前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定知的障害児施設等の指定の更新について準用する。

（法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準）

第二十五条の二十一の二 法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

② 前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設の

指定の更新について準用する。

法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。) の指定の更新について準用する。

第二十五条の二十二 指定障害児入所施設の設置者は、第二十五条の二十一第一項第一号、第二号、第四号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、第五号、第六号、第八号、第九号、第十三号及び第十五号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定障害児入所施設の設置の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第二十五条の二十三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている施設の数が一以上二十未満の指定障害児入所施設等(指定医療機関を除く。以下この条において同じ。)の設置者 法令遵守責任者の選任をすること。**
- 二 指定を受けている施設の数が二十以上百未満の指定障害児入所施設等の設置者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。**
- 三 指定を受けている施設の数が百以上の指定障害児入所施設等の設置者及び指定医療機関の設置者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。**

第二十五条の二十三 法第二十四条の十五第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

第二十五条の二十三 法第二十四条の十五第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

第二十五条の二十三の二 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、

厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一 施設の名称、主たる施設の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限る。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（前条第三号に掲げる者である場合に限る。）

② 指定障害児入所施設等の設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、

法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

③ 指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第二十五条の二十三の三 法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した

第二十五条の二十三の二 法第二十四条の二十第一項に規定する厚生労働省令で定める施設は、診療所とする。

年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第二十五条の二十三の四 厚生労働大臣は、指定障害児入所施設等の設置者が法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十七第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児入所施設等の指定を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十五条の二十四 都道府県は、法第二十四条の二十第一項の規定に基づき、毎月、障害児入所医療費を支給するものとする。

② **入所給付決定に係る障害児が指定障害児入所施設等から障害児入所医療を受けたときは、法第二十四条の二十第三項の規定に基づき入所給付決定保護者に支給すべき障害児入所医療費は当該指定障害児入所施設等に対して支払うものとする。**

第二十五条の二十四の二 令第二十七条の十三第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を障害児入所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第二号に定める額を障害児入所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の二十四の三 令第二十七条の十三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法に基づく障害年金

第二十五条の二十四 都道府県は、法第二十四条の二十第一項の規定に基づき、毎月、障害児施設医療費を支給するものとする。

② **施設給付決定に係る障害児が指定知的障害児施設等から障害児施設医療を受けたときは、法第二十四条の二十第四項の規定に基づき施設給付決定保護者に支給すべき障害児施設医療費は当該指定知的障害児施設等に対して支払うものとする。**

第二十五条の二十四の二 令第二十七条の十一第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第一号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第二号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の二十四の三 令第二十七条の十一第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める給付は、次の各号に掲げるものとする。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく障害基礎年金、遺族基礎年金及び寡婦年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「法律第三十四号」という。）第一条の規定による改正前の国民

年金法に基づく障害年金

- 二 厚生年金保険法に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- 三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
- 四 船員保険法に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
- 五 地方公務員共済組合法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 六 私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- 七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金をいう。）

年金法に基づく障害年金

- 二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金並びに法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法に基づく障害年金
- 三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基づく障害年金及び障害手当金並びに法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法に基づく障害年金
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二百五号）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二百五十八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法に基づく障害年金
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく障害共済年金、障害一時金及び遺族共済年金並びに私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく障害年金
- 七 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。）のうち障害共済年金及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。）のうち障害年金並びに特例年金をいう。）

金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの

のうち障害年金並びに特例年金給付（同法附則第二十五条第四項各号に掲げる特例年金給付をいう。）のうち障害を支給事由とするもの

八 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく特別障害給付金

九 労働者災害補償保険法に基づく障害補償給付及び障害給付

十 国家公務員災害補償法他の法律において準用する場合を含む。

十一 国家公務員災害補償法に基づく障害補償及び同法に基づく条例に基づく障害補償

十二 地方公務員災害補償法に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十三 地方公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく障害補償

十四 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）に基づく障害補償及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で障害を支給事由とするもの

十五 地方公務員災害補償法（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

十六 地方公務員災害補償法（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

十七 地方公務員災害補償法（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当

十八 地方公務員災害補償法（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を障害児入所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

十九 地方公務員災害補償法（昭和三十九年法律第百三十四号）に基づく特別児童扶養手当、障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を障害児入所医療負担上限月額とした

第二十五条の二十四の四 令第二十七条の十三第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を障害児入所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を障害児入所医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の二十四の五 令第二十七条の十三第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を障害児入所医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を障害児入所医療負担上限月額とした

第二十五条の二十四の四 令第二十七条の十一第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第二号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第三号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の二十四の五 令第二十七条の十一第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める者は、同項第三号に定める額を障害児施設医療負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同項第四号に定める額を障害児施設医療負担上限月額とした

ならば保護を必要としない状態となるものとする。

第二十五条の二十五 令第二十七条の十三第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額は、同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が千円（十八歳以上の入所者（法第二十四条の二十四第一項の規定により障害児入所給付費等を支給することができることとされた者をいう。以下同じ。）にあつては、一万円）を下回る場合には千円（十八歳以上の入所者にあつては、一万円）とする。）とする。ただし、令第二十七条の十三第一項第一号に掲げる者については、その額が四万二百円を超えるときは、四万二百円とし、同項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

② 前項の規定にかかわらず、要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であつて、令第二十七条の十三第二項第二号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額を千円（十八歳以上の入所者にあつては、一万円）としたならば保護を必要としない状態となるものに係る当該額は、千円（十八歳以上の入所者にあつては、一万円）とする。

第二十五条の二十六 都道府県知事が法第二十四条の二十一において

第二十五条の二十五 令第二十七条の十一第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額は、同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める額から同項第一号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額（その額が千円（加齢児（法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者をいう。以下同じ。）にあつては、一万円）を下回る場合には千円（加齢児にあつては、一万円）とする。）とする。ただし、同条第一項第一号に掲げる者については、その額が四万二百円を超えるときは、四万二百円とし、同項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。

② 前項の規定にかかわらず、要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）である者であつて、令第二十七条の十一第二項第二号の食事療養標準負担額を負担することとしたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第一号から第三号までに規定する施設給付決定保護者の所得の状況等を勘案して定める額を千円（加齢児にあつては、一万円）としたならば保護を必要としない状態となるものに係る当該額は、千円（加齢児にあつては、一万円）とする。

第二十五条の二十六 都道府県知事が法第二十四条の二十一において

準用する法第二十一条の三第一項の規定に基づき障害児入所医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定障害児入所施設等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の定めるところにより、当該指定障害児入所施設等が行つた医療に係る障害児入所医療費を請求するものとする。

② 前項の場合において、都道府県知事は、当該指定障害児入所施設等に対し、都道府県知事が当該指定障害児入所施設等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その障害児入所医療費を支払うものとする。

③ 法第二十四条の二十一において準用する法第二十一条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

第二十五条の二十六の二 法第二十四条の二十四第一項に規定する厚生労働省令で定める指定障害児入所施設等は、指定障害児入所施設等とする。

第二十五条の二十六の三 法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受けようとする障害児相談支援対

準用する法第二十一条の三第一項の規定に基づき障害児施設医療費の審査を行うこととしている場合においては、指定知的障害児施設等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）の定めるところにより、当該指定知的障害児施設等が行つた医療に係る障害児施設医療費を請求するものとする。

② 前項の場合において、都道府県知事は、当該指定知的障害児施設等に対し、都道府県知事が当該指定知的障害児施設等の所在地の都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に置かれた審査委員会、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会、国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法第百七十九条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その障害児入所医療費を支払うものとする。

③ 法第二十四条の二十一において準用する法第二十一条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める者は、国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人とする。

象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- 一 当該申請を行う障害児相談支援対象保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先

- 二 当該申請に係る障害児の氏名、生年月日及び障害児相談支援対象保護者との続柄

③ ② 前項の申請書には、通所受給者証を添付しなければならない。

市町村は、第一項の申請を行つた障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項各号に規定する障害児相談支援を受けたと認めるときは、障害児相談支援給付費を支給する期間（以下この条及び次条において「支給期間」という。）及び法第六条の二第八項に規定する厚生労働省令で定める期間等を定めて当該障害児相談支援対象保護者に通知するとともに、支給期間及び同項に規定する厚生労働省令で定める期間等を通所受給者証に記載することとする。

- ④ 支給期間は、障害児支援利用援助を実施する月から通所給付決定保護者に係る通所給付決定の有効期間の範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

第二十五条の二十六条の四 市町村は、次の各号に掲げる場合には、障害児相談支援給付費の支給を行わないことができる。

- 一 障害児相談支援対象保護者が法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

- 二 障害児相談支援対象保護者が、支給期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

② 前項の規定により障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした市町村は、次の各号に掲げる事項を書面により当該障害児相談支援給付費に係る障害児相談支援対象保護者に通知し、通所受給者証の提出を求めるものとする。

一 障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした旨

二 通所受給者証を提出する必要がある旨

三 通所受給者証の提出先及び提出期限

③ 前項の障害児相談支援対象保護者の通所受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要ない。

④ 市町村は、第一項の規定に基づき障害児相談支援給付費の支給を行わないこととした場合には、通所受給者証にその旨を記載し、これを返還するものとする。

第二十五条の二十六条の五 市町村は、法第二十四条の二十六第一項の規定に基づき、毎月、障害児相談支援給付費を支給するものとする。

第二十五条の二十六条の六 法第二十四条の二十六第一項第一号の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 事業所の名称及び所在地

二	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三	当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五	事業所の平面図
六	事業所の管理者及び相談支援専門員（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十一年厚生労働省令第二十九号）第三条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴
七	運営規程
八	障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
九	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十	当該申請に係る事業に係る資産の状況
十一	当該申請に係る事業に係る障害児相談支援給付費の請求に関する事項
十二	法第二十四条の二十八第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第四号、第十一号及び第十四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）
十三	役員の氏名、生年月日及び住所
十四	その他指定に関し必要と認める事項
②	法第二十四条の二十八第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。
一	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十九条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと（事業の主たる対象

とする障害の種類を定めている場合であつて、他の指定障害児相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としてない種類の障害についても対応可能な体制を確保している場合又は身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合に該当することを含む。)。

二 障害者自立支援法第八十九条の二に規定する自立支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。

三 当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該障害児相談支援事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

(3) 法第二十四条の二十九第一項の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十二号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市長村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 現に受けている指定の有効期間満了日

二 誓約書

(4) 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで、第十一号及び第十三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

② 指定障害児相談支援事業者は、休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、再開した年月日を当該指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

③ 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、次に掲げる事項を当該指定障害児相談支援事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定障害児相談支援を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第二十五条の二十六の八 法第二十四条の三十八第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- 一 指定を受けている事業所の数が一以上二十未満の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること。
- 二 指定を受けている事業所の数が二十以上百未満の指定障害児相

談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三 指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者 法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第二十五条の二十六条の九 指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下の条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一 事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が二十以上の指定障害児相談支援事業者である場合に限る。）

四 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所の数が百以上の指定障害児相談支援事業者である場合に限る。）

② 指定障害児相談支援事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

③ 指定障害児相談支援事業者は、法第二十四条の三十八第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の

区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るべき厚生労働大臣等の双方に届け出なければならない。

第二十五条の二十六条の十 法第二十四条の三十九第四項の規定により厚生労働大臣又は都道府県知事が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならぬ。

第二十五条の二十六条の十一 厚生労働大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が法第二十四条の四十第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児相談支援事業者の指定を行つた市町村長に通知しなければならない。

第三十六条の三十の二 法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- | | |
|---|--|
| 一 | 事業の種類及び内容 |
| 二 | 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地） |
| 三 | 条例、定款その他の基本約款 |
| 四 | 運営規程 |
| 五 | 職員の定数及び職務の内容 |
| 六 | 主な職員の氏名及び経歴 |
| 七 | 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地 |
| 八 | 事業開始の予定年月日 |
| ② | 法第三十四条の三第二項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならぬ。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの |

内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十の三 法第三十四条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 廃止又は休止しようとする年月日

二 廃止又は休止の理由

三 現に便宜を受け又は通所している者に対する措置

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

第三十六条の三十一 法第三十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

② 法第三十四条の四第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二 法第三十四条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

第三十六条の三十三 法第三十四条の十二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

② 法第三十四条の十二第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれら

第三十六条の三十一 法第三十四条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

② 法第三十四条の三第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十二 法第三十四条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

第三十六条の三十三 法第三十四条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一〇九 (略)

② 法第三十四条の十一第一項の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれら

の内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

の内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十四 法第三十四条の十二第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

第三十六条の三十五 法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四 (略)

第三十六条の三十六 法第三十四条の十五第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 (略)

② 市町村は、法第三十四条の十五第一項の規定による届出を行おうとするときは、收支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十七 法第三十四条の十五第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

第三十六条の三十八 法第三十四条の十六に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 家庭的保育者は、法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十

第三十六条の三十四 法第三十四条の十一第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

第三十六条の三十五 法第三十四条の十二に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～四 (略)

第三十六条の三十六 法第三十四条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～六 (略)

② 市町村は、法第三十四条の十四第一項の規定による届出を行おうとするときは、收支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

第三十六条の三十七 法第三十四条の十四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四 (略)

第三十六条の三十八 法第三十四条の十五に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 家庭的保育者は、法第十八条の五各号及び法第三十四条の十九

第一項第四号のいずれにも該当しない者であること。

三〇八 (略)

② (略)

第三十六条の三十九 法第三十四条の十八に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

② 法第三十四条の十八に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

第三十六条の四十 法第三十四条の十九に規定する養育里親名簿には、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一〇七 (略)

第三十六条の四十一 (略)

一〇七 (略)

③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一〇三 (略)

四 法第三十四条の二十第一項各号（養育里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五 (略)

④ (略)

第三十六条の四十三 (略)

一 (略)

第一項第四号のいずれにも該当しない者であること。

三〇八 (略)

② (略)

第三十六条の三十九 法第三十四条の十七に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

② 法第三十四条の十七に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

第三十六条の四十 法第三十四条の十八に規定する養育里親名簿には、次に掲げる事項を登録しなければならない。

一〇七 (略)

第三十六条の四十一 (略)

一〇七 (略)

③ 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一〇三 (略)

四 法第三十四条の十九第一項各号（養育里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五 (略)

④ (略)

第三十六条の四十三 (略)

一 (略)

二 法第三十四条の二十第一項第一号に該当するに至つた場合その
後見人又は保佐人

三 本人又はその同居人が法第三十四条の二十第一項第二号から第
四号までのいずれかに該当するに至つた場合 本人

四 (略)

② (略)

第三十六条の四十四 (略)

一～四

② (略)

一 法第四十五条の二第二項又は第四十八条の規定に違反した場合

二 (略)

③ (略)

第三章の二 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

第三十九条の二

国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くこととすることができる。

② 国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により

行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康

二 法第三十四条の十九第一項第一号に該当するに至つた場合その
後見人又は保佐人

三 本人又はその同居人が法第三十四条の十九第一項第二号から第
四号までのいずれかに該当するに至つた場合 本人

四 (略)

② (略)

第三十六条の四十四 (略)

一～四 (略)

② (略)

一 法第四十五条第二項又は第四十八条の規定に違反した場合

二 (略)

③ (略)

第三章の二 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務

(新設)

第三十九条の二

国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、総会又は代議員会の議員のうち、同法第三条第二項に規定する国民健康保険組合を代表する者を除くこととすることができる。

② 国民健康保険団体連合会は、法第五十六条の五の二の規定により

行う業務に関する国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定による議決権を有する者について、規約の定めるところにより、市町村が法第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により国民健康

保険団体連合会に委託する事務に関して地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合又は広域連合を設けた場合には、総会又は代議員会の議員を、会員たる保険者（国民健康保険組合を除く。）を代表する者に代えて、当該一部事務組合又は広域連合を代表する者とすることができる。

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号、第六号から第九号まで及び第十号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一〇五 （略）

六 法第二十一条の五の二十六第一項及び第四項（法第二十四条の十九の一において準用する場合を含む。）に規定する権限

七 法第二十一条の五の二十七（法第二十四条の十九の一において準用する場合を含む。）に規定する権限

八 法第二十四条の三十九第一項及び第四項に規定する権限

九 法第二十四条の四十に規定する権限

十・十一 （略）

② 法第五十九条の八第二項及び令第四十七条第二項の規定により、前項第一号から第三号まで及び第十一号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うこととを防げない。

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合において

第四十九条の八 法第五十九条の八第一項及び令第四十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号及び第六号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一〇五 （略）

六・七 （略）

② 法第五十九条の八第二項及び令第四十七条第二項の規定により、前項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うこととを防げない。

第五十条の二 令第四十五条第一項の規定により、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合において

では、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第十八条の二十九	都道府県知事	指定都市の市長及び児童
第一条の三十一第一項	相談所設置市の市長	
第一条の三十六		
第一条の三十七		
第一条の三十八		
第一条の三十九		
第一条の三十一第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童
第一条の三十六	相談所設置市の市長	
第一条の三十七		
第一条の三十八		
第一条の三十九		
第二项	都道府県内	指定都市内及び児童相談
第五条	都道府県内	指定都市内及び児童相談
第四条第二項	都道府県内	指定都市内及び児童相談
第四条第一項	都道府県内	指定都市内及び児童相談
第八条第三項	都道府県は、	指定都市の市長及び児童
第十一条第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童
第十四条	都道府県は、	指定都市の市長及び児童
第十五条	都道府県知事	指定都市の市長及び児童
第十六条	都道府県は、	指定都市の市長及び児童
第十七条	都道府県知事	指定都市の市長及び児童
第十八条	都道府県は、	指定都市の市長及び児童
第十八条の二十七	都道府県は、	指定都市の市長及び児童
第十八条の二十八	都道府県は、	指定都市の市長及び児童

関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第一条の二十九	都道府県知事	指定都市の市長及び児童
第一条の三十一第一項	相談所設置市の市長	
第一条の三十六		
第一条の三十七		
第一条の三十八		
第一条の三十九		
第二项	都道府県内	指定都市内及び児童相談
第五条	都道府県内	指定都市内及び児童相談
第四条第二項	都道府県内	指定都市内及び児童相談
第四条第一項	都道府県内	指定都市内及び児童相談
第八条第三項	都道府県は、	指定都市の市長及び児童
第十一条第一項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童
第十四条	都道府県は、	指定都市の市長及び児童
第十五条	都道府県知事	指定都市の市長及び児童
第十六条	都道府県は、	指定都市の市長及び児童
第十七条	都道府県知事	指定都市の市長及び児童
第十八条第一項	都道府県は、	指定都市の市長及び児童

第十八条の二十九	第十八条の三十一	第十八条の三十二	第十八条の三十五	第十八条の四十	第十八条の四十七	第二十五条の七	第二十五条の四十七	第二十五条の三十五	四項
第三十二条において 準用する第二十六条	第三十二条において 第二十七条	第三十二条において 第二十六条	第三十二条において 第二十五条の二十六	第三十二条において 第二十五条の二十九	第三十二条において 第二十五条の二十二	第三十二条において 第二十五条の二十四	第三十二条において 第二十五条の二十三	第三十二条において 第二十五条の二十二	第三十二条において 第二十五条の二十一
都道府県知事	都道府県	都道府県	都道府県知事	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
相談所設置市の市長 及び児童	指定都市の市長及び児童 相談所	設置市	指定都市及び児童相談所	相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長	設置市	指定都市及び児童相談所	

用する第二十七条	第三十二条において準用する第二十六条	第三十二条において準用する第二十六条	第二十五条の二十二	第二十五条の二十九	第二十六条	第二十七条	第三十二条において準用する第二十六条	第三十二条において準用する第二十六条	第二十五条の二十四	第二十五条の二十一	第二十五条の二十二	第二十五条の十九	第二十五条の十七	第二十五条の十四	第二十五条の十一	第二十五条の九	第二十五条の七	都道府県	都道府県	指定都市及び児童相談所
			都道府県知事	都道府県			都道府県知事	都道府県									設置市	設置市	設置市	

準用する第二十七条	第三十四条の二	第三十四条の三	第三十六条の二	第三十六条の八第三項	第三十六条の二十四	第三十六条の二十六	第一項	第三十六条の二十八	第一項	第五項	第二項、第四項及び第五項	都道府県	都道府県	市町村長を経て、都道府県知事に
第一項 第三十六条の四十一	都道府県知事	都道府県知事	都道府県	都道府県知事	都道府県	都道府県	第一項	第三十六条の二十七	第一項	第五項	第二項、第四項及び第五項	都道府県	都道府県知事	指定都市及び児童相談所設置市
第二項 第三十六条の四十	相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長	相談所設置市の市長	相談所設置市の市長	相談所設置市の市長	相談所設置市の市長	相談所設置市の市長	相談所設置市の市長	相談所設置市の市長	相談所設置市の市長	相談所設置市の市長	相談所設置市の市長	相談所設置市の市長	指定都市の市長及び児童相談所設置市

第三十九条第一項	第三十七条第六項 び第三項	第三十七条第五項	第三十七条第二項	第三十六条の四十七	第三十六条の四十六	第三十六条の四十四	第三十六条の四十三	第三十六条の四十二	第三十六条の四十一	都道府県
都道府県の知事	都道府県知事	市町村	都道府県知事	都道府県						
相談所設置市の市長 指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長 指定都市の市長及び児童	設置市以外の市町村 指定都市及び児童相談所	相談所設置市の市長 指定都市の市長及び児童							

第三十九条第一項	第三十七条第六項 び第三項	第三十七条第五項	第三十七条第二項	第三十六条の四十七	第三十六条の四十六第 二項	第三十六条の四十四第 一項、第二項及び第三 項	第三十六条の四十三第 一項及び第二項	第三十六条の四十二第 一項及び第二項	第三十六条の四十一第 三項	都道府県
都道府県の知事	都道府県知事	市町村	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県
相談所設置市の市長 指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長 指定都市の市長及び児童	設置市以外の市町村 指定都市及び児童相談所	相談所設置市の市長 指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長 指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長 指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長 指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長 指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長 指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長 指定都市の市長及び児童	相談所設置市の市長 指定都市の市長及び児童

第三十九条第二項	第四十九条の七第一項	第五十条の三 令第四十五条第二項の規定により、地方自治法第一五百二十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。
第三十七条第二項	都道府県知事	都道府県は、
第二項	都道府県知事	都道府県知事
第三十六条の三十一	都道府県の市長	中核市の市長
第十八条	中核市の市長	中核市は、
第十六条	中核市の市長	中核市
第十五条	中核市の市長	中核市
第十一条	中核市の市長	中核市
第十一条	中核市の市長	中核市
第十条第一項	中核市の市長	中核市
第八条第三項	中核市の市長	中核市
二項	中核市の市長	中核市
第八条第一項及び第	中核市の市長	中核市
二項	中核市の市長	中核市
第三十七条第二項	都道府県の市長	中核市

第三十七条第五項	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
第三十七条第四項	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長）
第三十七条第六項	市町村	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）
第三十八条第二項及び第三項	市町村の市長	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）の市長	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）の市長	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）の市長
第四十九条の七第一項	都道府県知事	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）
第五十一条の二	平成二十七年三月三十一日までの間は、第十八条の十二の規定の適用については、同条中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であつて市町村が必要と認めるとき」とする。	平成二十七年三月三十一日までの間は、第十八条の十二の規定の適用については、同条中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であつて市町村が必要と認めるとき」とする。	平成二十七年三月三十一日までの間は、第十八条の十二の規定の適用については、同条中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であつて市町村が必要と認めるとき」とする。	平成二十七年三月三十一日までの間は、第十八条の十二の規定の適用については、同条中「申請をした場合」とあるのは、「申請をした場合であつて市町村が必要と認めるとき」とする。

附 則

第三十七条第五項	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
第三十七条第六項	市町村	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）
第三十八条第二項及び第三項	市町村の市長	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）の市長	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）の市長	市町村（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）の市長
第四十九条の七第一項	都道府県知事	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）	都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市以外の市町村）
第五十一条の二	平成二十六年の規定は、法第六十三条の二第二項に規定する変更の措置及び法第六十三条の三第一項に規定する措置を採らうとするとき並びにこれらの措置を採らうとする者について準用し、第二十七条の規定は、法第六十三条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けて満二十歳に達した後において当該児童福祉施設に在所し、又は指定医療機関に在院する者及び法第六十三条の三第一項に規定する措置により当該児童福祉施設に在所し、又は指定医療機関に在院する者について準用する。	平成二十六年の規定は、法第六十三条の二第二項に規定する変更の措置及び法第六十三条の三第一項に規定する措置を採らうとするとき並びにこれらの措置を採らうとする者について準用し、第二十七条の規定は、法第六十三条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けて満二十歳に達した後において当該児童福祉施設に在所し、又は指定医療機関に在院する者及び法第六十三条の三第一項に規定する措置により当該児童福祉施設に在所し、又は指定医療機関に在院する者について準用する。	平成二十六年の規定は、法第六十三条の二第二項に規定する変更の措置及び法第六十三条の三第一項に規定する措置を採らうとするとき並びにこれらの措置を採らうとする者について準用し、第二十七条の規定は、法第六十三条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けて満二十歳に達した後において当該児童福祉施設に在所し、又は指定医療機関に在院する者及び法第六十三条の三第一項に規定する措置により当該児童福祉施設に在所し、又は指定医療機関に在院する者について準用する。	平成二十六年の規定は、法第六十三条の二第二項に規定する変更の措置及び法第六十三条の三第一項に規定する措置を採らうとするとき並びにこれらの措置を採らうとする者について準用し、第二十七条の規定は、法第六十三条の二第一項又は第二項の規定の適用を受けて満二十歳に達した後において当該児童福祉施設に在所し、又は指定医療機関に在院する者及び法第六十三条の三第一項に規定する措置により当該児童福祉施設に在所し、又は指定医療機関に在院する者について準用する。

第五十一条の三 平成二十四年九月三十日までの間は、第十八条の三
十八第一項、第二十五条の二十三の二第一項及び第二十五条の二十

第五十一条の三 法第六十三条の二第一項の厚生労働省令で定め
る指定知的障害児施設等は、都道府県知事が指定する知的障害児施

六の九第一項の規定の適用については、これらの規定中「遅滞なく」とあるのは、「平成二十四年九月三十日までに」とする。

(削除)

第五十一条の四 都道府県は、法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定に基づき、障害児施設給付費等（法第五十条第六号の四の障害児施設給付費等をいう。）を支給するときは、毎月、支給するものとする。

第五十一条の四の二 令第五十条の二の二に規定する指定知的障害児施設等に入所する加齢児（以下「令第五十条の二の二加齢児」という。）に関する第二十五条の十五第一号及び第二号の規定の適用については、当該加齢児は、施設給付決定保護者である特定支給決定障害者とみなす。

(削除)

第五十一条の七 令第五十条の八の規定により読み替えて適用する令第二十七条の十一第一項第二号及び第三号に規定する加齢児の所得の状況を勘案して定める額は、次の各号に掲げる加齢児の区分に応じ、当該各号に定める額（令第二十七条の十一第一項第二号に掲げる者については、その額が二万四千六百円を超えるときは、二万四千六百円とし、同項第三号に掲げる者については、その額が一万五千円を超えるときは、一万五千円とする。）とする。

一 指定施設支援のあつた月の属する年の前年（指定施設支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）に得た収入の額（国又は地方公共団体から特定の使途に充てることを目的として支給され、当該使途に費消される金銭その他指定施設支援に要する費用に充てることができな

設、盲ろうあ児施設（二十歳以上の加齢児が入所する場合を除く。）、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設並びに指定医療機関とする。

い収入として都道府県が認めた収入を除く。) を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)から当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の租税及び社会保険料(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十四条第一項の規定による社会保険料をいう。)の費用を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を控除して得た額として都道府県が認定した額(次号において「認定月収額」という。)が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額(同号に規定する食事療養標準負担額及び令第五十条の一第二項の規定により読み替えて適用する法第二十四条の二十第二項第二号に規定する生活療養標準負担額の合計額に限る。次号において同じ。)と令第二十七条の十一第二項第三号に掲げる額の合計額を下回る加齢児 零

二 認定月収額が令第二十七条の十一第二項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を超える加齢児 認定月収額から同項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額と同項第三号に掲げる額の合計額を控除して得た額

第十三号の四様式(第十八条の三十六第一項関係)
(略)

第十三号の五様式(第十八条の三十六第二項関係)

(略)

第十三号の六様式(第十八条の三十六第三項関係)

(略)

第十三号の七様式(第十八条の三十六第四項関係)

(略)

第十三号の四様式(第二十五条の二十三関係)

(略)



○精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）新旧対照表
(第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

(指定施設の範囲)	改 正 案	現 行
第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。	第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。	第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。
一～三 (略)	一～三 (略)	一～三 (略)
四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）又は障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）	四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）を行なう施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）	四 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）を行なう施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）
五 (略)	五 (略)	五 (略)
六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）に規定する精神保健福祉センター	六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）に規定する精神保健福祉センター、障害者自立支援法附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設又は障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設	六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第一百二十三号）に規定する精神保健福祉センター、障害者自立支援法附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活援助事業を行う施設、障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者社会復帰施設又は障害者自立支援法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設
七～十三 (略)	七～十三 (略)	七～十三 (略)

(削除)

十四 (略)

十四 障害者自立支援法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設（同法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者ディサービスセンター及び知的障害者福祉ホームを除き、精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）

十五 (略)

○社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）新旧対照表
(第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>（令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業）</p> <p>第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号。以下「令」という。）第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第七項に規定する生活介護、<u>同条第十三項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十四項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十五項</u>に規定する就労継続支援（前号に掲げるものを除く。）（以下「生活介護等」と総称する。）に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの</p> <p>（法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約等）</p> <p>第十六条 法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約は、次に掲げる事業において提供される福祉サービスを利用するた</p>	<p>（令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業）</p> <p>第一条 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号。以下「令」という。）第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス事業は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第七項に規定する生活介護、<u>同条第十四項</u>に規定する自立訓練、<u>同条第十五項</u>に規定する就労移行支援又は<u>同条第十六項</u>に規定する就労継続支援（前号に掲げるものを除く。）（以下「生活介護等」と総称する。）に係る障害福祉サービス事業であつて、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）第三十七条（同令第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて実施されるもの</p> <p>（法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約等）</p> <p>第十六条 法第七十七条第一項に規定する厚生労働省令で定める契約は、次に掲げる事業において提供される福祉サービスを利用するた</p>

めの契約とする。

一・二 (略)

三 法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イ 障害児相談支援事業

ロ 児童自立生活援助事業

ハ 乳児家庭全戸訪問事業

ニ 養育支援訪問事業

ホ 地域子育て支援拠点事業

ト 助産施設を経営する事業

ト 保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所を除く。）を経営する事

めの契約とする。

一・二 (略)

三 法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イ 児童自立生活援助事業

ロ 乳児家庭全戸訪問事業

ニ 養育支援訪問事業

ホ 助産施設を経営する事業

ト 保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所を除く。）を経営する事

業

ト 児童厚生施設を経営する事業

リ 児童家庭支援センターを経営する事業

ヌ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

四・五 (略)

六 法第二条第三項第四号の二に掲げる事業のうち、一般相談支援事業及び特定相談支援事業

七・十 (略)

2 附 則

6 障害者自立支援法第五条第二十六項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成二十年四月一日から平成二十四年三

めの契約とする。

一・二 (略)

三 法第二条第三項第二号に掲げる事業のうち、次に掲げるもの

イ 障害児相談支援事業

ロ 児童自立生活援助事業

ハ 乳児家庭全戸訪問事業

ニ 養育支援訪問事業

ホ 地域子育て支援拠点事業

ト 助産施設を経営する事業

ト 保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所を除く。）を経営する事

業

ト 児童厚生施設を経営する事業

リ 児童家庭支援センターを経営する事業

ヌ 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

四・五 (略)

六 法第二条第三項第四号の二に掲げる事業のうち、相談支援事業

七・十 (略)

2 附 則

6 障害者自立支援法第五条第二十二項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成二十年四月一日から平成二十四年三

月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第一条第二号の適用については、「第三十七条」とあるのは、「附則第五条第二項において読み替えて適用する第三十七条」と、「離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域」とする。

月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した場合における第一条第二号の適用については、「第三十七条」とあるのは、「附則第五条第二項において読み替えて適用する第三十七条」と、「離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域」とする。

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）新旧対照表
(第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
(指定施設の範囲)	(指定施設の範囲)	(指定施設の範囲)
第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。	第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。	第二条 法第七条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。
一 (略)	一 (略)	一 (略)
二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設	二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
三(十二)	三(十二) (略)	三(十二) (略)
十三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設	十三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は相談支援事業を行う施設	十三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は相談支援事業を行う施設
十四 (略)	十四 (略)	十四 (略)

○健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）新旧対照表
(第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)	(令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
	第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。	第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
一	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給
二～十一	(略)	(略)
二～十一	(略)	(略)
	(令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)	(令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
	第一百六条 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。	第一百六条 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。
一	児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給	一 児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給
二～八	(略)	(略)
2	令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養につ	2 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養につ

いっては、次のとおりとする。

一 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二 石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費の支給

三 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付
第一百七条 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第一百四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。)

一 児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給

二〇十 (略)

いっては、次のとおりとする。

一 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二 石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費の支給

三 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付
第一百七条 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第一百四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。)

一 児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項(同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。)の障害児施設医療費の支給

二〇十 (略)

○船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）新旧対照表

(第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給</p>	<p>(令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給</p>
<p>二〇一二 （略）</p>	<p>二〇一二 （略）</p>
<p>(令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第九十六条 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給</p>	<p>(令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)</p> <p>第九十六条 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給</p>
<p>二〇一八 （略）</p>	<p>二〇一八 （略）</p>
<p>2 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養について</p>	<p>2 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養について</p>

は、次のとおりとする。

一 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二 石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費の支給

三 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十七条 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。)の障害児入所医療費の支給

二〇十 (略)

は、次のとおりとする。

一 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費、同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給

二 石綿による健康被害の救済に関する法律第四条第一項の医療費の支給

三 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

(令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十七条 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項(同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。)の障害児施設医療費の支給

二〇十 (略)

○国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）新旧対照表
(第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)	(法第九条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。	第五条の五 法第九条第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給
二〇一二 (略)	二〇一二 (略)
(令第二十九条の二第一項第二号 の厚生労働省令で定める医療に関する給付)	(令第二十九条の二第一項第二号 の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。	第二十七条の十二 令第二十九条の二第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。
一 児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給	一 児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給
二〇一一 (略)	二〇一一 (略)
(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)	(令第二十九条の四第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。

一 児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給

2 一八
（略）

第二十七条の十五 令第二十九条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者が保険医療機関等について受ける療養については、次のとおりとする。

一 児童福祉法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項（同法第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。）の障害児施設医療費の支給

2 一八
（略）

○療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）新旧対照表
(第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求)</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の</p>	<p>(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求)</p> <p>第一条 保険医療機関若しくは次に掲げる医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を担当する病院若しくは診療所（以下単に「保険医療機関」という。）又は保険薬局若しくは公費負担医療を担当する薬局（以下単に「保険薬局」という。）は、療養の給付（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百四十五条に規定する特別療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び高額療養費の支給を含む。第八号を除き、以下同じ。）又は公費負担医療に関し費用を請求しようとするときは、電子情報処理組織の使用による請求（厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織（審査支払機関の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下同じ。）と、療養の給付及び公費負担医療に関する費用（以下「療養の給付費等」という。）の請求をしようとする保険医療機関又は保険薬局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して、厚生労働大臣の定める方式に従つて電子計算機から入力して審査支払機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して行う療養の給付費等の請求をいう。以下同じ。）又は光ディスク等を用いた請求（厚生労働大臣が定める事項を電子計算機を使用して厚生労働大臣の定める方式に従つて記録した厚生労働大臣の定める規格に適合するフレキシブルディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）を提出することにより行う療養の給付費等の</p>

請求をいう。以下同じ。)により行うものとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第二項
の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項
の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項
(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。
)の障害児入所医療費の支給

2
3
二〇十 (略)

請求をいう。以下同じ。)により行うものとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十条第二項
の医療に係る療育の給付又は同法第二十四条の二十第一項(同法
第六十三条の三の二第三項において適用する場合を含む。)の障
害児施設医療費の支給

2
3
二〇十 (略)

○労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）
 (第七条関係)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
第七条の二 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方によることができる。	第七条の二 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方によることができる。	
<p>一 (略)</p> <p>二 当該労働者が指定する金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）に対する当該労働者の預り金（次の要件を満たすものに限る。）への払込み</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該預り金により購入する受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項の投資信託約款に次の事項が記載されていること。</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体（5）において「法人等」という。が発行し、又は取り扱う有価証券等（国債証券、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）及び返済までの期間（貸付けを行う当該証券投資信託の受託者である会社が休業している日を除く。）が五日以内のコールローン（5）において「特定コールローン」という。）を除く。）の当該信託財産の総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 当該労働者が指定する金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）に対する当該労働者の預り金（次の要件を満たすものに限る。）への払込み</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該預り金により購入する受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項の投資信託約款に次の事項が記載されていること。</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 信託財産の総額のうちに一の法人その他の団体（5）において「法人等」という。が発行し、又は取り扱う有価証券等（国債証券、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）及び返済までの期間（貸付けを行う当該証券投資信託の受託者である会社が休業している日を除く。）が五日以内のコールローン（5）において「特定コールローン」という。）を除く。）の当該信託財産の総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五</p>	

以下であること。

(5) (略)

ハ (略)
2 3 (略)

第三十三条 法第三十四条第三項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

一 (略)

二 乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者

2 (略)

以下であること。

(5) (略)

ハ (略)
2 3 (略)

第三十三条 法第三十四条第三項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

一 (略)

二 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者

2 (略)

○予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）新旧対照表
 (第八条関係)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
第九条 令第十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、 次のとおりとする。	第九条 令第十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、 、次のとおりとする。	第九条 令第十二条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、 、次のとおりとする。
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児 院、児童養護施設又は福祉型障害児入所施設	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児 院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は肢体不 自由児施設	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児 院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は肢体不 自由児施設
二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な 治療等を行う同法に規定する指定医療機関	二 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施 設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関	二 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施 設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関
三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する 障害者支援施設	三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する 障害者支援施設	三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）に規定する 障害者支援施設
四 (略)	四 (略)	四 (略)

○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行規則（平成二十一年厚生労働省令第百五十三号）新旧対照表
 （第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（令第四条第三項に規定する施設）</p> <p>第四条の二 令第四条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、児童養護施設又は福祉型障害児入所施設</p>	<p>（令第四条第三項に規定する施設）</p> <p>第四条の二 令第四条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は肢体不自由児施設</p>
<p>二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関</p> <p>三～四 （略）</p>	<p>二 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関</p> <p>三～四 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（既存病床数及び申請病床数の補正）	（既存病床数及び申請病床数の補正）
<p>第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。</p> <p>一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行つう病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第二百八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床について、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数（次の式により算定した数が、○・○</p>	<p>第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。</p> <p>一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行つう病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二項若しくは第六十八条第一号に規定する施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第二百八十三号）第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した</p>

五以下であるときは○) を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数÷当該病床の利用者の数

2
一〇五
(略)

数(次の式により算定した数が、○・○五以下であるときは○) を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数÷当該病床の利用者の数

2
一〇五
(略)

○社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程（昭和二十三年厚生省令第五十六号）新旧対照表

(第十条関係)

		改 正 案	現 行
一	（略）		
二	法第十五条第二項に掲げる規定又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百二十六号）第十一条第一項の規定により診療報酬を請求することとなる医療機関その他の者（以下「指定医療機関」という。）の提出する診	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十二条（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）、障害者自立支援法（平成十七年法律第一百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項に準用する場合を含む。）並びに第六十条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）（同法第七十二条において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第二十二条の二（同法第二十条の二十九及び第二十四条の二十一（同法第六十三条の三）の提出する診	第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。
二	法第十五条第二項に掲げる規定又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百二十六号）第十一条第一項の規定により診療報酬を請求することとなる医療機関その他の者（以下「指定医療機関」という。）の提出する診	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十二条（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）、障害者自立支援法（平成十七年法律第一百二十三号）第五十八条第三項及び第四項（同法第七十条第二項及び第七十一条第二項に準用する場合を含む。）並びに第六十条（同法第七十二条において準用する場合を含む。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第二十二条の二（同法第六十三条の三）の二第三項において適用する場合を含む。）及	第四条 審査委員会は、前条の審査をするときは、次の表の上欄に掲げる診療報酬請求書について、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定、契約又は法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付を行う者の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査するものとする。

同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）並びに母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百十七号）第十四条、感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百十四号）第四十一条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の六、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）第十四条（同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号）第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十二条又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二項及び第三項

び母子保健法（昭和四十年法律第一百四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百十七号）第十四条、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の六、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十四、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）第十四条（同法第二十条第三項及び同法附則第十一項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号）第八十三条、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第十二条又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第十二条第三項及び第四項若しくは第十三条第二項及び第三項

○身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）新旧対照表
 （第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

（判定書の交付） 改 正 案	（判定書の交付） 現 行
<p>第一条の三 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号 。以下「令」という。）第二条に規定する判定書（自立支援医療（ 障害者自立支援法第五条第二十三項に規定する自立支援医療をいう 。）のうち、更生医療（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令 第十号）第一条第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号に おいて同じ。）及び補装具に係るものに限る。）の様式は、別表第一 号のとおりとする。</p>	<p>第一条の三 身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号 。以下「令」という。）第二条に規定する判定書（自立支援医療（ 障害者自立支援法第五条第十九項に規定する自立支援医療をいう。 ）のうち、更生医療（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第 十号）第一条第二号に規定する更生医療をいう。第三条第三号にお いて同じ。）及び補装具に係るものに限る。）の様式は、別表第一 号のとおりとする。</p>

○薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）新旧対照表
(第十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

(調剤の場所)	現行
第十三条 法第二十二条に規定する厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。	
一 (略)	
二 次に掲げる施設の居室	
イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（入所させて指導する施設に限る。）	
二 次に掲げる施設の居室	
イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二項に規定する第一種自閉症児施設を除く。）、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（同令第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（入所させて指導する施設に限る。）	
口々一 (略)	
ホ 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十七項に規定する福祉ホーム	
口々一 (略)	
ホ 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十三項に規定する障害者支援施設及び同条第二十三項に規定する福祉ホーム	

○障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）新旧対照表
(第十三条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院又は児童養護施設</p>	<p>（法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は重症心身障害児施設</p>
<p>二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関</p> <p>三九 （略）</p>	<p>二 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関</p> <p>三九 （略）</p>
<p>（法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第十四条 法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一条各号（第一号、第二号及び第九号を除く。）に掲げる施設</p> <p>二 削除</p> <p>三 （略）</p>	<p>（法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設）</p> <p>第十四条 法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一条各号（第九号を除く。）に掲げる施設</p> <p>二 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設</p>

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）新旧対照表
(第十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

(知的障害者)	現行	(知的障害者)
改正案		
<p>第一条の二 法第二条第四号の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第十九条の障害者職業センター（次条において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。</p>		<p>第一条の二 法第二条第四号の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「精神保健福祉法」という。）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第十九条の障害者職業センター（次条において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。</p>
<p>（障害者作業施設設置等助成金）</p>		<p>（障害者作業施設設置等助成金）</p>
<p>第十八条 障害者作業施設設置等助成金は、障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（第一条の四第二号に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介に係る者及び法第十九条の障害者職業センター（第二十条の二において「障害者職業センター」という。）における職場復帰（労働者が身体障害者又は精神障害者となつた後当該労働者が身体障害者又は精神障害者となつた時に雇用している事業主の事業所において就労することをいう。第二十条の二において同じ。）のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。第二十条の二第一項第二号、第二十条の四第一項第一号及び第二十二条第一項第一号において同じ。）に限り、第二十二条第一項第一号を除き、以下第二十二条の三までにおいて同じ。）を労働者とし</p>		<p>第十八条 障害者作業施設設置等助成金は、障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者（第一条の四第二号に掲げる者にあつては、公共職業安定所の紹介に係る者、当該事業主の事業所において精神保健福祉法第五十条に規定する精神障害者社会適応訓練を受けた者及び法第十九条の障害者職業センター（第二十条の二において「障害者職業センター」という。）における職場復帰（労働者が身体障害者又は精神障害者となつた後当該労働者が身体障害者又は精神障害者となつた時に雇用している事業主の事業所において就労することをいう。第二十条の二において同じ。）のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。第二十条の二第一項第一号及び第二十二条第一項第一号において同じ。）のための職業リハビリテーションの措置を受けている者に限る。第二十条の二第一項第一号及び第二十二条第一項第一号において同じ。）を労働者とし</p>

て雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であつて、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備（以下この項において「作業施設等」という。）の設置又は整備を行うもの（当該作業施設等の設置又は整備を行わなければ当該障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認める事業主に限る。）に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

2
(略)

て同じ。）に限る。第二十条の一の三を除き、以下第二十二条の三までにおいて同じ。）を労働者として雇い入れる事業主又は障害者である労働者を継続して雇用する事業主であつて、その雇入れ又は継続雇用に係る障害者である労働者の作業を容易にするために必要な施設又は設備（以下この項において「作業施設等」という。）の設置又は整備を行うもの（当該作業施設等の設置又は整備を行わなければ当該障害者の雇入れ又は雇用の継続が困難であると機構が認める事業主に限る。）に対して、機構の予算の範囲内において、支給するものとする。

2
(略)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）新旧対照表
(第十五条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十 二項に規定する障害者支援施設の中に設けられた診療所</p> <p>二〇七 （略）</p>	<p>（令第二条第一項の厚生労働省令で定める場所等）</p> <p>第一条 （略）</p> <p>2 令第二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十 三項に規定する障害者支援施設の中に設けられた診療所</p> <p>二〇七 （略）</p>

○介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）新旧対照表
(第十六条関係)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス）	（介護関係業務の範囲を定める福祉サービス又は保健医療サービス）
第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。	第一条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下「法」という。）第二条第一項の厚生労働省令で定める福祉サービス又は保健医療サービスは、次の各号に掲げるものとする。	（略）
一～四十（略）	四十一 障害者自立支援法第五条第二十六項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練	四十一 障害者自立支援法第五条第二十二項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練
四十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条に規定する障害児入所施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護	四十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条に規定する知的障害児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護	（略）
四十三 児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護	四十三 児童福祉法第四十三条规定する知的障害児通園施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護	（略）
四十四 削除	四十四 児童福祉法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護	（略）
四十五 削除	四十五 児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護	（略）
四十六 削除	四十六 児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護	（略）
四十七～五十三 （略）		

○介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）新旧対照表
(第十七条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験）</p> <p>第一百十三条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号から第三号までの期間が通算して五年以上であること又は第四号の期間が通算して十年以上であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 イ又は口に掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（次号において「相談援助の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設（次号において「老人福祉施設」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（同法第三十二条に規定する補装具製作施設及び盲導犬訓練施設を除く。）及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）、介護老人保</p>	<p>（法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験）</p> <p>第一百十三条の二 法第六十九条の二第一項の厚生労働省令で定める実務の経験は、第一号から第三号までの期間が通算して五年以上であること又は第四号の期間が通算して十年以上であることとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 イ又は口に掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（次号において「相談援助の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>イ 老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設（次号において「老人福祉施設」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設（同法第三十二条に規定する補装具製作施設及び盲導犬訓練施設を除く。）及び同法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）、介護老人保</p>

健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
口 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援、同条第十五項に規定する就労継続支援及び同条第十六項に規定する共同生活援助に限る。）その他これらに準ずる事業の従事者

三 (略)

イ 老人福祉施設（老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害者自立支援法第五条第八項に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

四 口 (略)

(施行法第十一條第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等)

第一百七十条 施行法第十一條第一項の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者自立支援法第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第七項に規定する生活介護（以下この条において「生活介護」という。）及び同法第五条第十一項に規定する施設入所支援（次項において「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施

健施設その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者
口 老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十一項に規定する共同生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援、同条第十六項に規定する就労継続支援及び同条第十七項に規定する共同生活援助に限る。）その他これらに準ずる事業の従事者

三 (略)

イ 老人福祉施設（老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター及び同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害者自立支援法第五条第九項に規定する短期入所に係る事業を行う施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であつて医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

四 口 (略)

(施行法第十一條第一項に規定する厚生労働省令で定めるもの等)

第一百七十条 施行法第十一條第一項の指定障害者支援施設に入所している者又は障害者支援施設に入所している者のうち厚生労働省令で定めるものは、障害者自立支援法第十九条第一項の規定による支給決定（同法第五条第七項に規定する生活介護（以下この条において「生活介護」という。）及び同法第五条第十二項に規定する施設入所支援（次項において「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施

設（次項において「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。次項において「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者とする。

2 施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設
- 二 児童福祉法第六条の二第三項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）

三九 （略）

設（次項において「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者又は身体障害者福祉法第十八条第二項の規定により障害者自立支援法第五条第十三項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。次項において「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者とする。

2 施行法第十一条第一項の特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる施設に入所し、又は入院している者とする。

- 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設
- 二 児童福祉法第七条第六項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）

三九 （略）

○次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）新旧対照表
 （第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
	<p>（法第七条第二項第三号の次世代育成支援対策）</p> <p>第一条 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第七条第二項第三号に規定する主務省令で定める次世代育成支援対策は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業</p> <p>二 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業</p> <p>三 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業</p> <p>四 （略）</p>	<p>（法第七条第二項第三号の次世代育成支援対策）</p> <p>第一条 次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）第七条第二項第三号に規定する主務省令で定める次世代育成支援対策は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業</p> <p>二 児童福祉法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業</p> <p>三 児童福祉法第六条の二第七項に規定する一時預かり事業</p> <p>四 （略）</p>

○厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）新旧対照表

（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 、設備及び運営に関する基準の特例）	（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員 、設備及び運営に関する基準の特例）
第四条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構 造改革特別区域内における指定小規模多機能型居宅介護事業者（指 定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（ 平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービ ス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能 型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げ る要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣 の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、 当該認定に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該地域にお いて自立訓練（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号） 第五条第十三項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）が提供さ れていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障害者（同 法第四条第一項に規定する障害者をいい、介護保険法（平成九年法 律第百二十三号）に基づく保険給付を受けることができる者を除く 。以下この条において同じ。）に対して指定小規模多機能型居宅介 護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模 多機能型居宅介護をいう。以下この条において同じ。）のうち通い サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定す る通いサービスをいう。以下この条において同じ。）を行う場合に	第四条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構 造改革特別区域内における指定小規模多機能型居宅介護事業者（指 定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（ 平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービ ス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能 型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げ る要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣 の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、 当該認定に係る指定小規模多機能型居宅介護事業者が当該地域にお いて自立訓練（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号） 第五条第十四項に規定する自立訓練をいう。以下同じ。）又は児童 デイサービス（同条第八項に規定する児童デイサービスをいう。以 下同じ。）が提供されていないこと等により自立訓練又は児童デイ サービスを受けることが困難な障害者（同法第四条第一項に規定す る障害者をいい、介護保険法に基づく保険給付を受けることができ る者を除く。以下この条において同じ。）又は障害児（同条第二項 に規定する障害児をいう。以下この条において同じ。）に対して指 定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二 条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この条にお

は、当該通いサービスを自立訓練と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう以下この条において同じ。）を基準該当自立訓練事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第一百六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）又は指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。）とみなす。この場合において、指定障害福祉サービス基準第九章第五節（第一百六十四条を除く。）及び第十章第五節（第一百七十三条を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者については適用しない。

（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第一百六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）又は指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。）又は基準該当児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第八条第一項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）とみなす。この場合において、指定障害福祉サービス基準第九章第五節（第一百六十四条を除く。）及び第十章第五節（第一百七十三条を除く。）並びに第五章第五節（第一百十一条（第五十八条及び第一百一十二条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者については適用せず、指定障害福祉サービス基準第一百十一条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第五十八条中「サービス管理責任者」とあるのは、「基準該当児童デイサービス計画を作成するために必要な研修を受けた者」とする。

（一）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活

介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう以下この条において同じ。）を行った場合には、当該通いサービスを自立訓練又は児童デイサービスと、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する基準該当自立訓練事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第一百六十三条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）又は指定障害福祉サービス基準第七十二条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う事業所をいう。）とみなす。この場合において、指定障害福祉サービス基準第九章第五節（第一百六十四条を除く。）及び第十章第五節（第一百七十三条を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者については適用しない。

（二）当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活

介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するため当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この項において同じ。) を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の一一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この項の規定に基づき自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練事業所(指定障害福祉サービス基準第一百五十六条第一項又は第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)その他

介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。以下この項において同じ。)を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者数と指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の一一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 (略)

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又はこの項の規定により自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この項の規定に基づき自立訓練又は児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練事業所(指定障害福祉サービス基準第一百五十六条第一項又は第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)その他

の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2

(略)

業所をいう。）、知的障害児施設（児童福祉法第四十二条に規定する知的障害児施設をいう。以下この条において同じ。）その他 の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2

(略)

○独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）新旧対照表
(第二十条関係)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
附 則	附 則	附 則
	(厚生労働省令で定める特定整備施設) 第五条 令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。 一～三 (略)	(厚生労働省令で定める特定整備施設) 第五条 令附則第二十一条第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。 一～三 (略)
四 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設	四 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設	四 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設
五 (略)	五 (略)	五 (略)
五の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五回に規定する就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設	五の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設	五の二 障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する自立訓練、同条第十五項に規定する就労移行支援又は同条第十六項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設
六 (略)	六 (略)	六 (略)
七 障害者自立支援法第五条第二十六項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十七項に規定する福祉ホーム	七 障害者自立支援法第五条第二十二項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十三項に規定する福祉ホーム	七 障害者自立支援法第五条第二十二項に規定する地域活動支援センター及び同条第二十三項に規定する福祉ホーム
八～九 (略)	八～九 (略)	八～九 (略)
十 前各号に掲げる施設に類する施設で次に掲げるもの	十 前各号に掲げる施設に類する施設で次に掲げるもの	十 前各号に掲げる施設に類する施設で次に掲げるもの
イ 児童福祉法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設であつて主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童を入れさせるもの又は主として肢体不自由児を入れさせるもの	イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第三項に規定する第一種自閉症児施設	ロ 児童福祉施設最低基準第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設
(削除)		

口
・
ハ
(略)

ハ
・
三
(略)

○障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号）新旧対照表
 （第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（定義）		
第一条 この省令において「障害程度区分基準時間」とは、障害程度区分に関する審査及び判定に係る障害者につき、当該障害者に対する別表第一の調査票を用いた障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十条第二項（法第二十四条第三項、第五十一条の六第二項及び第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「障害程度区分認定調査」という。）の結果に基づき、別表第二から別表第九までの算定方法により算定される時間を合計した時間とする。	第一条 この省令において「障害程度区分基準時間」とは、障害程度区分に関する審査及び判定に係る障害者につき、当該障害者に対する別表第一の調査票を用いた障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十条第二項（法第二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「障害程度区分認定調査」という。）の結果に基づき、別表第二から別表第九までの算定方法により算定される時間を合計した時間とする。	
2 ・ 3 （略）	2 ・ 3 （略）	

○介護給付費等の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十号）新旧対照表
 (第二十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

(定義)	改 正 案	現 行
<p>第一条 この省令において「介護給付費等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）に規定する介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費をいう。</p> <p>2 この省令において「審査支払機関」とは、市町村（特別区を含み、法第二十九条第七項）（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十一条の十四第七項及び法第五十一条の十六第六項の規定により支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する場合にあつては、当該連合会とする。）をいう。</p> <p>3 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、介護給付費等の請求をしようとする指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項）に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。）又は指定相談支援事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>第一条 この省令において「介護給付費等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）に規定する介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費及び特定障害者特別給付費をいう。</p> <p>2 この省令において「審査支払機関」とは、市町村（特別区を含み、法第二十九条第八項）（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び法第三十二条第六項の規定により支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する場合にあつては、当該連合会とする。）をいう。</p> <p>3 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、介護給付費等の請求をしようとする指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項）に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。）又は指定相談支援事業者（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>第一条 この省令において「介護給付費等」とは、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）に規定する介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費及び特定障害者特別給付費をいう。</p> <p>2 この省令において「審査支払機関」とは、市町村（特別区を含み、法第二十九条第八項）（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）及び法第三十二条第六項の規定により支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する場合にあつては、当該連合会とする。）をいう。</p> <p>3 この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、介護給付費等の請求をしようとする指定障害福祉サービス事業者等（法第二十九条第二項）に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。）又は指定相談支援事業者（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>
(サービス利用計画作成費の請求)		

(削除)

(特定障害者特別給付費の請求)

第三条 (略)

(地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費の請求)

第四条 指定相談支援事業者は、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費を請求しようとするときは、指定地域相談支援（法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援をいう。）又は指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従つて出入力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えたファイルに記録して行うものとする。

附 則

(経過措置)

第二条 指定障害福祉サービス事業者等であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条及び第三条の規定にかかわらず、介護給付費・訓練等給付費等請求書に介護給付費・訓練等給付費等明細書を添えて、これを市町村

第三条 指定相談支援事業者は、サービス利用計画作成費を請求しようとするときは、指定相談支援（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。）の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従つて出入力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

(特定障害者特別給付費の請求)

第四条 (略)

附 則

(経過措置)

第二条 指定障害福祉サービス事業者等であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条及び第三条の規定にかかわらず、介護給付費・訓練等給付費等請求書に介護給付費・訓練等給付費等明細書を添えて、これを市町村

(特別区を含む。第三項及び第五項において同じ。)に提出することにより、介護給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費を請求することができる。

2 (略)

- 3 指定相談支援事業者であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第四条の規定にかかわらず、介護給付費・訓練等給付費等請求書に地域相談支援給付費明細書を添えて、これを市町村に提出することにより、又は計画相談支援給付費請求書を市町村に提出することにより、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費を請求することができる。
- 4 前項の場合において、地域相談支援給付費明細書には、提供した指定地域相談支援の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。
- 5 第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者等又は第三項に規定する指定相談支援事業者は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、介護給付費・訓練等給付費等請求書、計画相談支援給付費請求書、介護給付費・訓練等給付費等明細書又は地域相談支援給付費明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したもの（次項において「磁気ディスク等」という。）のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費又は計画相談支援給付費を請求することができる。

- 6 磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を第一項の介護給付費・訓練等給付費等明細書又は第三項の地域相談支援給付費明細書とみなして、第二項又は第四項の規定を適用する

(特別区を含む。第三項及び第四項において同じ。)に提出することにより、介護給付費、訓練等給付費又は特定障害者特別給付費を請求することができる。

2 (略)

- 3 指定相談支援事業者であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、サービス利用計画作成費請求書を市町村に提出することにより、サービス利用計画作成費を請求することができる。
- 4 第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者等又は第三項に規定する指定相談支援事業者は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、介護給付費・訓練等給付費等請求書、サービス利用計画作成費請求書又は介護給付費・訓練等給付費等明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したもの（次項において「磁気ディスク等」という。）のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費又は特定障害者特別給付費を請求することができる。

- 5 磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を第一項の介護給付費・訓練等給付費等明細書とみなして、第二項の規定を適用する。

8 | 7 | 。
（略）

（介護給付費・訓練等給付費等請求書等の様式）

第三条 （略）

2 （略）

3 前条第三項の計画相談支援給付費請求書の様式は、様式第四のとおりとする。

4 前条第三項の地域相談支援給付費明細書の様式は、様式第五のとおりとする。

様式第一（附則第三条第一項関係）
（略）
様式第二（附則第三条第二項関係）
（略）
様式第三（附則第二条第二項関係）
（略）
様式第四（附則第三条第三項関係）
（略）
様式第五（附則第三条第四項関係）
（略）

7 | 6 |
（略）

（介護給付費・訓練等給付費等請求書等の様式）

第三条 （略）

2 （略）

3 前条第三項のサービス利用計画作成費請求書の様式は、様式第四のとおりとする。

様式第一（附則第三条第一項関係）
（略）
様式第二（附則第三条第二項関係）
（略）
様式第三（附則第二条第二項関係）
（略）
様式第四（附則第二条第三項関係）
（略）

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）新旧対照表
 （第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次	目次
第一章（略）	第一章（略）
第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護	第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
第一節～第四節（略）	第一節～第四節（略）
第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十四条～第四十八条）	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十四条～第四十八条）
第三章（略）	第三章（略）
第四章 生活介護	第四章 生活介護
第一節～第四節（略）	第一節～第四節（略）
第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十四条～第九十五条）	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十四条～第九十五条）
第五章 削除	第五章 児童デイサービス
第六章 短期入所	第六章 短期入所
第一節～第四節（略）	第一節～第四節（略）
第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（百一十五条の二・百二十五条の三）	第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（百一十五条の二・百二十五条の三）
第七章・第八章（略）	第七章・第八章（略）
第九章 自立訓練（機能訓練）	第九章 自立訓練（機能訓練）
第一節～第四節	第一節～第四節

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百六十三条）
・ 第百六十四条

第十章 自立訓練（生活訓練）

第一節～第四節

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百七十二条）
・ 第百七十三条

第十一章～第十二章（略）

第十三章 就労継続支援B型

第一節～第四節（略）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百三十二条）
（第二百三十三条～第二百三十六条）

第十四章～第十六章（略）

第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百十九条～第二百二十三条）

（趣旨）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一・二（略）

三 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第十二条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第三十六条（第四

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百六十三条）
・ 第百六十四条

第十章 自立訓練（生活訓練）

第一節～第四節

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百七十二条）
・ 第百七十三条

第十一章～第十二章（略）

第十三章 就労継続支援B型

第一節～第四節（略）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百三十二条）
（第二百三十三条～第二百三十六条）

第十四章～第十六章（略）

第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百十九条～第二百二十三条）

（趣旨）

第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一・二（略）

三 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第十二条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第三十六条（第四

十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十七条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第二百六条並びに第二百二十三条第二項から第五項までにおいて準用する場合に限る。）、第八十三条第六項（第二百二十二条第二項において準用する場合に限る。）、第八十五条（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第一百六十条第四項（第二百六条及び第二百二十二条第三項から第五項までにおいて準用する場合に限る。）、第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基準

四〇七 (略)

八 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第百四十条第四項（第二百十条において準用する場合を含む。）及び第六項（第二百十条において準用する場合を含む。）、第一百八条並びに附則第十八条（入居定員に係る部分に限る。）の規定による基準

九 法第三十条第一項第一号イ又は第四十三条第一項 若しくは第二項の規定により、法第三十条第一項各号及び第四十三条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十七条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第二百六条並びに第二百二十三条第二項及び第四項から第六項までにおいて準用する場合に限る。）、第八十三条第六項（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第八十五条（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第一百六十条第四項（第二百六条及び第二百二十二条第三項から第六項までにおいて準用する場合に限る。）、第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基準

四〇七

八 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第百四十条第四項（第二百十条において準用する場合を含む。）及び第六項（第二百十条において準用する場合を含む。）、第一百二十四条、第二百十八条並びに附則第十八条（入居定員に係る部分に限る。）の規定による基準

九 法第三十条第一項第一号イ又は第四十三条第一項 若しくは第二項の規定により、法第三十条第一項各号及び第四十三条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準並びに第五章、附則第五条及び附則第六条の規定による基準以外のもの

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 支給決定障害者等 法第五条第二十二項に規定する支給決定障害者等をいう。

四 支給量 法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。

五 受給者証 法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。

六・九・十二 (略)

十三 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により支給決定障害者（法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。

十四・十五 (略)

十六 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第一百六十五条に規定する指定就労移行支援の事業、第一百八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第一百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 支給決定障害者等 法第五条第十八項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。

四 支給量 法第二十二条第四項に規定する支給量をいう。

五 受給者証 法第二十二条第五項に規定する受給者証をいう。

六・九・十二 (略)

十三 法定代理受領 法第二十九条第五項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により支給決定障害者（法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。

十四・十五 (略)

十六 多機能型 第七十七条に規定する指定生活介護の事業、第九十六条に規定する指定児童デイサービスの事業、第一百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第一百六十五条に規定する指定就労移行支援の事業、第一百八十五条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第一百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事

業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第四条に規定する指定児童発達支援の事業、同令第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同令第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同令第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同令に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（従業者の員数）

第五条（略）

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。

（連絡調整に対する協力）

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町

型の事業のうち二以上の事業を一体的に行うことをいう。

（従業者の員数）

第五条（略）

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

（連絡調整に対する協力）

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町

村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(利益供与等の禁止)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその従業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(従業員の員数)

第五十条 (略)

2 (6) (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十二条第三項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第五十二条第三項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。第五十二条第三項において「指

村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(利益供与等の禁止)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、相談支援事業を行いう者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、相談支援事業を行いう者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(従業員の員数)

第五十条 (略)

2 (6) (略)

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十二条第三項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第五十二条第三項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。第五十二条第三項において「指

定入所施設基準」という。) 第五十二条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 | 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第六条の二第二項に規定する指定医療機関をいう。）の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもつて、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

第五十二条 (略)

3 | 2 (略)
指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準第五十三条に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第九十四条の二 (略)

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数とこの

(設備)

第五十二条 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第九十四条の二 (略)

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。）の数とこの

条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通りサービスを利用するため当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通りサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通りサービスを受ける障害者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 （略）

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通りサービスの利用者数を通りサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通りサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第

条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練又は児童デイサービスとみなされる通りサービスを利用するため当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通りサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第四条第一項の規定により自立訓練又は児童デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 （略）

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通りサービスの利用者数を通りサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第四条第一項の規定により自立訓練又は児童デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数であるとした場合における

六十三条に規定する基準を満たしていること。

る指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 (略)

第五章 削除

第九十六条から第一百二十三条まで

削除

第九十六条 児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス（以下「指定児童デイサービス」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならぬ。

（従業者の員数）

第九十七条 指定児童デイサービスの事業を行う者（以下「指定児童デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、指定児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

イ 障害児の数が十までは、二以上

ロ 障害児の数が十を超えるときは、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 サービス管理責任者 指定児童デイサービス事業所ごとに、一以上

			2 前項の指定児童デイサービスの単位は、指定児童デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
3 · 4	(略)		
		(準用)	
			第九十八条 第六条及び第七十九条の規定は、指定児童デイサービスの事業について準用する。
		(設備及び備品等)	
			第九十九条 指定児童デイサービス事業所は、指導訓練室を有するほか、指定児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
	2 (略)		
			第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する指定児童デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない
		(利用定員)	
			第一百条 指定児童デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。
		(利用者負担額等の受領)	
			第一百一条 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを提供した際は、支給決定保護者（法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。）から当該指定

児童デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 | 指定児童デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定児童デイサービスを提供した際は、支給決定保護者から当該指定児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 | 指定児童デイサービス事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を、当該支給決定保護者から受けることができる。

- 4 | 指定児童デイサービス事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定保護者に対し交付しなければならない。

- 5 | 指定児童デイサービス事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、支給決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定保護者の同意を得なければならない。

(指定児童デイサービスの基本取扱方針)

- 第百二条 指定児童デイサービスは、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、適切に提供されなければならない。

- 2 | 指定児童デイサービス事業者は、その提供する指定児童デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(指定児童デイサービスの具体的取扱方針)

- 第一百三条 指定児童デイサービス事業所の従業者が提供する指定児童

°
デイサービスの方針は、次の各号に掲げるところによるものとする

一 指定児童デイサービスの提供に当たっては、第百七条において準用する第五十八条第一項に規定する児童デイサービス計画に基づき、障害児の日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に行うこと。

二 指定児童デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、障害児又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 指定児童デイサービスの提供に当たっては、指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもつてサービスの提供を行うこと。

四 常に障害児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害児の心身の特性に応じた指定児童デイサービスの提供ができる体制を整えること。

(運営規程)

第一百四条 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一～四 (略)

五 指定児童デイサービスの内容並びに支給決定保護者から受領する費用の種類及びその額

六～十一 (略)

(非常災害対策)

第一百五条 指定児童デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的

計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第一百六条 指定児童デイサービス事業者は、障害児の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第一百七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十五条から第四十二条まで、第五十八条、第五十九条、第六十六条、第六十八条及び第六十九条の規定は、指定児童デイサービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百四条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百一条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百一条第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「児童デイサービス計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第百七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第一百八条 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス（第二百十九条に規定する特定基準該当児童デイサービスを除く。以下「

基準該当児童デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。

イ・ロ (略)

二 サービス管理責任者 基準該当児童デイサービス事業所ごとに
一以上

2| 前項の基準該当児童デイサービスの単位は、基準該当児童デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一體的に行われるものをいう。

(設備及び備品等)

第一百九条 基準該当児童デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

(略)

3| 2| 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当児童デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第一百十条 基準該当児童デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)

第一百十一条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条（第一項を除く。）、第二十八条、第二十九条、第三十五条から第四十二条まで、第四十五条、第五十八条、第五十九条、第六十六条、第六十八条、第六十九条並びに第九十六条及び前節（第一百条、第一百一条第一項及び第一百七条を除く。）の規定は、基準該当児童デイサービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百十一条において準用する第一百四条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百十一条において準用する第一百一条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百十一条において準用する第一百一条第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当児童デイサービス計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百十一条において準用する前条」と、第二十三条第一号中「第一百七条」とあるのは「第一百十一条」と、「児童デイサービス計画」とあるのは「基準該当児童デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第一百十二条 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業所が地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童デイサービスと、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童

デイサービス事業所とみなす。この場合において、この節（前条）第百一条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童デイサービスとみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 この条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、知的障害児施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条に規定する知的障害児施設をいう。次条において同じ。）その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定通所介護事業所に関する特例）

第一百十三条 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者が地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童デイサービスと、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所を基準該当児童デイサービス事業所とみなす。この場合において、この節（第一百一条（第百一条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及びこの条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

三 この条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、知的障害児施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六章 短期入所

(従業者の員数)

第一百五条 法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

（従業者の員数）

第一百五条 法第五条第九項に規定する施設（入所によるものに限る。）が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

一 指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害

者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第五条第八項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第一百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に第一百三十七条に規定する指定共同生活介護、第一百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第二百七条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第一百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第一百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及

び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。）

次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の

区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上

(2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日

の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

2 法第五条第九項に規定する施設（入所によるものに限る。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。

一 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床

利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供時間する時

間帯 指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

□ 指定期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。）

次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上

(2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定生活介護事業所、第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所、第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第百六十七条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行なう事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所、第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所、第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定知的障害児施設等（入所によるものを除く。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）

所等」という。)において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 指定生活介護、第百三十七条に規定する指定共同生活介護、
第百五十五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第百六十
五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第百八十五条に規
定する指定就労継続支援A型、第百九十八条に規定する指定就
労継続支援B型、第二百七条に規定する指定共同生活援助又は
児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援
のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数
及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介
護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生
活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者と
して必要とされる数以上

二 口 (略)

(設備及び備品等)

第百十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五条第八項
に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用
されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同
一敷地内にある法第五条第八項に規定する施設（以下この章におい
て「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、
当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本
体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供する

)において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指
定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げ
る数

イ 指定生活介護、指定児童デイサービス、第百三十七条に規定
する指定共同生活介護、第百五十五条に規定する指定自立訓練
（機能訓練）、第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓
練）、第百八十五条に規定する指定就労継続支援A型、第百九
十八条に規定する指定就労継続支援B型、第二百七条に規定す
る指定共同生活援助又は児童福祉法第二十四条の二第一項に規
定する指定施設支援（入所によるものを除く。）のサービス提
供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該单独
型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の
利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所
等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とさ
れる数以上

二 口 (略)

(設備及び備品等)

第百十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五条第九項
に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が入所者に利用
されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同
一敷地内にある法第五条第九項に規定する施設（以下この章におい
て「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、
当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本
体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供する

ことができるものとする。

(定員の遵守)

第一百二十四条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

二 空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員（第一百三十八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は第二百八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所）にあっては、共同生活居住（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

第一百五十三条 第九条、第十一一条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十六条から第四十二条まで、第六十条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十三条、第七十四条、第八十七条及び第九十条から第九十二条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。の場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百

ことができるものとする。

(定員の遵守)

第一百二十四条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

二 空床利用型事業所にあっては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

第一百五十三条 第九条、第十一一条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十六条から第四十二条まで、第六十条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十三条、第七十四条、第八十七条及び第九十条から第九十二条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百

二十三条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百二十二条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百二十条第二項」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百二十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

「第一百二十三条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百二十条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百二十条第二項」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百二十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第一百二十五条の二 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

二・三 (略)

四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第一百二十五条の二 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

二・三 (略)

四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所、知的障害児施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(従業者の員数)

第百二十七条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第百三十条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第一百三十二条 （略）

2
（略）

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この省令に規定する基準を満たさなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第一百三十二条 （略）

2
（略）

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（児童デイサービス、短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この省令に規定する基準を満たさなければならない。

第八章 共同生活介護

第一百三十七条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて

(従業者の員数)

第百三十七条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第百三十条において同じ。）又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の基準を満たさなければならない。

第八章 共同生活介護

第一百三十七条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて

共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（設備）

第一百四十条 （略）

2～4 （略）

5 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

（設備）

第一百四十条 （略）

2～4 （略）

5 共同生活住居は、一以上のユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

6・7 （略）

（利用者負担額等の受領）

第一百四十三条 （略）

2 （略）

（利用者負担額等の受領）

第一百四十三条 （略）

2 （略）

3 指定共同生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 （略）

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準

共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

三・五 (略)

4・5 (略)

(準用)

第一百五十四条 第九条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条及び第九十二条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百四十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百四十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二项」とあるのは「第一百四十三条第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百五十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第一百五十四条において準用する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百五十四条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条の二第一項」とあるのは「第一百五十四条において準用する第七十三条の二第一項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百五十四条」と、第九十二条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第一百五十三条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

用する法第二十九条第六項の規定により当該利用者に支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

三・五 (略)

4・5 (略)

(準用)

第一百五十四条 第九条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十八条、第九十条及び第一百六十二条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百四十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百四十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二项」とあるのは「第一百四十三条第二項」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百五十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第一百五十四条において準用する第五十三条の二第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百五十四条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条の二第一項」とあるのは「第一百五十四条において準用する第七十三条の二第一項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百五十四条」と、第九十二条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第一百五十三条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百六十二条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、
第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六
十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条
から第七十五条まで及び第八十六条から第九十二条までの規定は、
指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合にお
いて、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百六十二条に
おいて準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」
とあるのは「第一百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二
十二条第二項」とあるのは「第一百五十九条第二項」と、第五十七条
第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百六十二条において準用す
る次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能
訓練）計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立
訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三
月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百六十二条において
準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあ
るのは「第一百六十二条において準用する第五十八条」と、「療養介
護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号
中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第一百六十二条において準
用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるの
は「第一百六十二条において準用する第八十八条」と、同項第四号中
「第七十三条第二項」とあるのは「第一百六十二条において準用する
第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるの
は「第一百六十二条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「

(準用)

第一百六十二条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、
第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六
十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条
から第七十五条まで、第八十六条から第八十九条まで、第九十一条
、第九十二条及び第一百六条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の
事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三
十一条」とあるのは「第一百六十二条において準用する第八十九条」
と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百五十九条第
一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「
第一百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあ
るのは「第一百六十二条において準用する次条第一項」と、「療養介
護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第五十八条
中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、
同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条
」とあるのは「第一百六十二条において準用する前条」と、第七十五
条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百六十二条におい
て準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓
練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」
とあるのは「第一百六十二条において準用する第十九条第一項」と、
同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百六十二条において準
用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とある
のは「第一百六十二条において準用する第七十三条第二項」と、同項
第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百六十二条」と、第八

第一百六十二条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは、「第一百六十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十章 自立訓練（生活訓練）

（従業者の員数）

第一百六十六条 （略）

2～6 （略）

7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬ。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第一百七十二条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第九十二条まで、第一百四条、第一百六十条及び第一百六十一条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第一百七十二条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは、「第一百七十条第一項から第四項まで」と、第二十二条中「支給決定障害者等の」とあるのは、「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは、「厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。」の

十九条中「第九十二条」とあるのは、「第一百六十二条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは、「第一百六十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十章 自立訓練（生活訓練）

（従業者の員数）

第一百六十六条 （略）

2～6 （略）

7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬ。

（準用）

第一百七十二条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第八十九条まで、第一百四条、第一百六十条及び第一百六十一条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第一百七十二条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは、「第一百七十条第一項から第四項まで」と、第二十二条中「支給決定障害者等の」とあるのは、「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは、「厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。」の

当該支給決定障害者」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項第一項」とあるのは「第一百七十条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百七十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百七十二条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百七十二条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項及び第二項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百七十二条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第一百七十二条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百七十二条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第一百七十二条において準用する前条」と、第一百四十四条中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第十一章 就労移行支援

（準用）

と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項第一項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百七十条第二項」と、第五十九条中「前条」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百七十二条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百七十二条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項及び第二項」とあるのは「第一百六十九条の二第一項及び第二項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百六十九条の二第一項及び第二項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百六十九条の二第一項及び第二項」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第一百七十二条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百七十二条」と、同項第五号及び第六号中「第九十二条」とあるのは「第一百七十二条において準用する第九十二条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第一百七十二条において準用する第九十二条」と、「次条」とあるのは「第一百七十二条において準用する前条」と、第一百四十四条中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第十一章 就労移行支援

（準用）

、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十九条まで、第九十一条、第九十二条、第一百六条、第一百四十四条から第八百五十九条及び第一百六十条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第一百五十九条第一項」と、第二十二条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第一百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百八十四条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百八十四条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第一百八十四条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百八十四条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるの

九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百八十四条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」が」と読み替えるものとする。

第十二章 就労継続支援A型

(準用)

第一百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十六条から第九十二条まで、第一百五十九条及び第一百六十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第一百五十九条第一項」と、第二十三条第二项中「第二十二条第二項」とあるのは「第一百九十七条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」が」と読み替えるものとする。

第十二章 就労継続支援A型

(準用)

第一百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十六条から第九十二条まで、第一百五十九条、第一百六十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第一百五十九条第一項」と、第二十三条第二项中「第二十二条第二項」とあるのは「第一百九十七条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」が」と読み替えるものとする。

「二第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百九十七条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十三章 就労継続支援B型

(準用)

第二百二条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第八十四条、第八十六条から第九十二条まで、第一百五十九条、第一百六十条、及び第一百九十三条から第一百九十五条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第一百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第一百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百二十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは

第十三章 就労継続支援B型

(準用)

「画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百九十七条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

「就労継続支援B型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「就労継続支援B型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」の「第二百二条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百二条において準用する第五十八条」と、「就効継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第七十三条第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第五十八条」とあるのは「第二百二条において準用する第八十八条」と、「就効継続支援B型計画」と、同項第三号中「第六十三条の二第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第九条第一項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第一百九十三条第一項中「第一百九十七条」とあるのは「第二百二条」と、「就効継続支援A型計画」とあるのは「就効継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(実施主体等)

第二百三条 就効継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第二百十九条に規定する特定基準該当就効継続支援B型を除く。以下「基準該当就効継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就効継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第二条第二項第七号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第四号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2・3 (略)

項」と、「療養介護計画」とあるのは「就効継続支援B型計画」と、「第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就効継続支援B型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百二条において準用する第五十八条」と、「就効継続支援B型計画」とあるのは「第二百二条において準用する第八十八条」と、「就効継続支援B型計画」と、同項第三号中「第六十三条の二第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第九条第一項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第一百九十三条第一項中「第一百九十七条」とあるのは「第二百二条」と、「就効継続支援A型計画」とあるのは「就効継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(実施主体等)

第二百三条 就効継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第二百十九条に規定する特定基準該当就効継続支援B型を除く。以下「基準該当就効継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就効継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第二条第二項第七号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第四号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第二百六条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条（第一項を除く。）、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十八条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条から第九十二条まで、第一百五十九条（第一項を除く。）、第一百六十条、第一百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百四条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条において準用する第二百五十九条第二項」と、第二十三条规定第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百六条において準用する第二百五十九条第二項」と、第二百六条において準用する第二百五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十九条规定第一項中「前条」とあるのは「第二百六条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百六条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百六条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百六条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百六条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百六条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第二百六条において準用する前条」と、

(準用)

第二百六条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条（第一項を除く。）、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十八条、第七十条、第七十三条から第七十五条まで、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十一条、第九十二条、第一百六条、第一百五十九条（第一項を除く。）、第一百六十条、第一百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百四条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条において準用する第二百五十九条第二項」と、第二十三条规定第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百六条において準用する第二百五十九条第二項」と、第二百六条において準用する第二百五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百六条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十九条规定第一項中「前条」とあるのは「第二百六条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第二百六条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百六条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百六条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百六条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百六条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第二百六条において準用する前条」と、

第一百九十二条第一項中「第一百七十七条」とあるのは「第二百六条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第十四章 共同生活援助

(準用)

「と、第一百九十三条第一項中「第一百九十七条」とあるのは「第二百六条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第十四章 共同生活援助

(準用)

六号中「次条」とあるのは「第二百十三条」と、第九十二条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十三条において準用する第二百五十三条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、「第一百四十三条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第一百四十五条第一項及び第一百四十六条第一項中「第一百五十四条」とあるのは「第二百十三条」と、第一百四十六条第一項第三号及び第一百四十八条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

第十五章 多機能型に関する特例

第二百十四条 削除

（利用定員に関する特例）

第二百十四条 多機能型による指定生活介護事業所、指定児童デイサービス事業所（以下「多機能型指定児童デイサービス事業所」という。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（指定宿泊型自立訓練に係るものを除く。）の合計が二十人以上である場合は、多機能型指定児童デイサービス事業所の利用定員を、五人以上とすることができる。
2 畦島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、十人以上とすることができる。

六号中「次条」とあるのは「第二百十三条」と、第九十三条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十三条において準用する第二百五十三条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、「第一百四十三条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第一百四十五条第一項及び第一百四十六条第一項中「第一百五十四条」とあるのは「第二百十三条」と、第一百四十六条第一項第三号及び第一百四十八条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

第十五章 多機能型に関する特例

（従業者の員数等に関する特例）

第二百十五条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定就労訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第五条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（同令第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同令第六十六条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、

第七十八条第六項、第一百五十六条第六項及び第七項、第一百六十六条第六項、第一百七十五条第四項及び第五項並びに第一百八十六条第四項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかるず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならぬものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一體的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十八条第一項第三号及び第七項、第一百五十六条第一項第二号及び第八項、第一百六十六条第一項第三号及び第七項、第一百七十五条第一項第三号及び第七項、第一百八十六条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第一百九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤でなければならぬものとすることができる。

（従業者の員数等に関する特例）

第二百十五条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第七十八条第六項、第九十七条第三項、第一百五十六条第六項及び第七項、第一百六十六条第六項、第一百七十五条第四項及び第五項並びに第一百八十六条第四項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならぬこととすることができる。

2 多機能型事業所（多機能型指定児童デイサービス事業所を除く。以下この条において同じ。）は、第七十八条第一項第三号及び第七項、第一百五十六条第一項第二号及び第八項、第一百六十六条第一項第三号及び第七項、第一百七十五条第一項第三号及び第六項並びに第一百八十六条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第一百九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業

かかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この項の規定により置くべきものとされる該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

一・二 (略)

第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第二百十九条 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものであつて、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することができ困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち二以上の事

所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一・二 (略)

第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第二百十九条 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものであつて、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することができ困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち二以上の事

業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第二百二十三条までに定めるところによる。

（従業者の員数）

第二百二十条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数及びハに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

イ （略）

ロ （略）

五～六 （略）

2 前項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 （略）

基準該当労働継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。）が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第二百二十三条までに定めるところによる。

（従業者の員数）

第二百二十条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数、ロに掲げる利用者の数を五で除して得た数及びハに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

イ （略）

ロ （略）

五～六 （略）

2 前項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3・4 （略）

(準用)

第二百二十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第五十九条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十五条、第八十一条、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十二条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項及び第三項、第二百二十三条第三項及び第五項において準用する第百五十九条第二項及び第三項並びに第二百二十三条第四項において準用する第百七十七条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項、第二百二十三条第三項及び第五項において準用する第二百二十三条第二項及び第三項」と、第二百二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項及び第三項」と、第二百二十三条第三項及び第五項において準用する第二百二十三条第二項並びに第二百二十三条第四項において準用する第二百二十三条第三項及び第六項において準用する第二百二十三条第五項において準用する第二百二十三条第二項及び第三項」と、第二百二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項、第二百二十三条第三項及び第六項において準用する第二百二十三条第五項において準用する第二百二十三条第二項及び第六項」と、第二百二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項、第二百二十三条第三項及び第六項において準用する第二百二十三条第五項において準用する第二百二十三条第二項及び第六項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項、第二百二十三条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十一条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業」とに、その会計を」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項

(準用)

第二百二十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第五十九条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十五条、第八十一条、第八十九条（第十号を除く。）及び第九十二条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項及び第三項、第二百二十三条第三項において準用する第二百二十三条第二項及び第三項」と、第二百二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項及び第三項」と、第二百二十三条第三項及び第五項において準用する第二百二十三条第二項及び第三項」と、第二百二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項、第二百二十三条第三項及び第六項において準用する第二百二十三条第五項において準用する第二百二十三条第二項及び第三項」と、第二百二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項、第二百二十三条第三項及び第六項において準用する第二百二十三条第五項において準用する第二百二十三条第二項及び第六項」と、第二百二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項、第二百二十三条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十一条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業」とに、その会計を」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項

中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第五十八条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第五十八条第一項」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第五十八条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第五十八条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百二十三条第二項が第五項までにおいて準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第二百二十三条第二項及び第四項から第六項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第六十条、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十二条（第一項を除く。）、第八十三条（第五項を除く。）、第八十四条から第八十八条まで、第九十条及び第九十一条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十七条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第

障害福祉サービス計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画）」と、同条第八項中「特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第五十八条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百二十三条第三項において準用する第二十九条又は第二百二十三条第二項及び第四項から第六項までにおいて準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十八条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二十三条第一項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二十三条第二項」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第二百二十三条第二項」と、第七十三条第一項において準用する第七十三条第二項」とあるのは「第二百二十三条第一項」とあるのは「第二百二十三条第二項」と、第七十七条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第

八十二条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十三条第六項及び第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

(削除)

3 | 第六十条、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第八十八条まで、第九十条、第九十一条、第一百五十五条、第一百五十九条（第一項を除く。）、第一百六十条（第三項を除く。）及び第一百六十二条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当児童デイサービスの事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第二十九条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十六条中「児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス（以下「指定児童デイサービス」という。）」とあるのは「特定基準該当児童デイサービス」とあるのは「特定基準該当児童デイサービス」と、「指定児童デイサービス」と、第一百一条中「指定児童デイサービス」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 | 第六十条、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第八十八条まで、第九十条、第九十一条、第一百六十二条、第一百五十五条、第一百五十九条（第一項を除く。）、第一百六十条（第三項を除く。）及び第一百六十二条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十条第二項中「

八十二条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十三条第六項及び第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

「指定生活介護事業所」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第百五十五条中「自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは、「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第百五十九条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは、「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第百六十条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百五十五条中「自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第一百五十九条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第一百六十条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

第六十条、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第八十八条まで、第九十条、第九十一条、第一百六十条（第三項を除く。）、第一百六十一条第二項、第一百六十五条及び第一百七十条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百六十条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百六十五条中「自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」）という。十条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自

「指定児童デイサービス事業所」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百五十五条中「自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号）に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）（機能訓練）」という。）とあるのは、「特定基準該当自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号）に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）（機能訓練）」と、第一百五十九条中「指定自立訓練（機能訓練）（機能訓練）」とあるのは、「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第一百六十条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

五百一十九条、第七十三条、第七十四条、第八十六条から第八十八条まで、第九十一条、第一百六条、第一百六十条（第三項を除く。）、第一百六十一条第二項、第一百六十五条及び第一百七十条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは、「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは、「特例訓練等給付費」と、第一百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百六十条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは、「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百六十五条中「自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号）に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは、「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第一百七十条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは、「特定基

立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 | 第六十条、第七十三条、第七十四条、第八十四条、第八十六条から第八十八条まで、第九十条、第九十一条、第一百五十九条（第一項を除く。）、第一百六十条（第三項を除く。）、第一百九十三条から第二百九十五条まで、第一百八十八条及び第二百一条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百五十九条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第一百六十条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百九十三条第一項中「第一百九十七条」とあるのは「第二百二十三条规定」）と、第一百九十八条中「規則第六条の十二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の

准該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

6 | 第六十条、第七十三条、第七十四条、第八十四条、第八十六条から第八十八条まで、第九十一条、第一百六条、第一百五十九条（第一項を除く。）、第一百六十条（第三項を除く。）、第一百九十三条から第二百九十五条まで、第一百八十八条及び第二百一条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十三条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十六条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第一百六条第二項中「指定児童デイサービス事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百五十九条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第一百六十条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百九十三条第一項中「第一百九十七条」とあるのは「第二百二十三条规定」）と、第一百九十八条中「規則第六条の十二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所における従業者の

(員数に関する特例)

第十三条 指定共同生活援助事業者は、施行日において現に指定共同生活援助の事業を行つてゐる事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成二十七年三月三十一日までの間、当該事業所（以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。）には、第百三十八条第一項第二号に掲げる生活支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

- 一 施行日において現に居宅介護の支給決定を受けている利用者が、同日以降も引き続き入居していること
- 二 生活支援員を置くことが困難であること

(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例)

第十五条 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所（以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）については、平成二十七年三月三十一日までの間、第二百八条第一項第二号のサービス管理責任者を置かないことができる。

- （指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第十八条の二 第百四十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に

(員数に関する特例)

第十三条 指定共同生活援助事業者は、施行日において現に指定共同生活援助の事業を行つてゐる事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めたものにおいて、指定共同生活介護の事業を行う場合に限り、平成二十四年三月三十一日までの間、当該事業所（以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所」という。）には、第百三十八条第一項第二号に掲げる生活支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

- 一 施行日において現に居宅介護の支給決定を受けている利用者が、同日以降も引き続き入居していること
- 二 生活支援員を置くことが困難であること

(経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所に関する特例)

第十五条 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所において指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所（以下「経過的居宅介護利用型一体型指定共同生活援助事業所」という。）については、平成二十四年三月三十一日までの間、第二百八条第一項第二号のサービス管理責任者を置かないことができる。

- （指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第十八条の二 第百四十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に

規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第百四十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること

二 当該利用者が居宅介護を利用するにについて、市町村が必要と認めることが

3 前二項の場合において、第一百三十八条第一項第二号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第十八条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

（施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

第十九条 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉

規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第百四十七条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること

二 当該利用者が居宅介護を利用するにについて、市町村が必要と認めることが

3 前二項の場合において、第一百三十八条第一項第二号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第十八条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

（施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

第十九条 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉

ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等について、第一百四十条（第二百十一条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第一百四十条第六項中「二人以上十人以下」とあるのは「一人以上三十人以下」とし、同条第七項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。

ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活介護の事業等について、第一百四十条（第二百十一条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の前日までの間、第一百四十条第六項中「二人以上十人以下」とあるのは「二人以上三十人以下」とし、同条第七項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。

○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）新旧対照表
(第二十四条関係)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
第一章 総則（第一条—第三条）	第一章 総則（第一条—第三条）	第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第二章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第二章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
第一節 人員に関する基準（第四条—第五条の二）	第一節 人員に関する基準（第四条—第五条の二）	第一節 人員に関する基準（第四条—第五条の二）
第二節 設備に関する基準（第六条・第六条の二）	第二節 設備に関する基準（第六条）	第二節 設備に関する基準（第六条）
第三節 運営に関する基準（第七条—第五十六条）	第三節 運営に関する基準（第七条—第五十六条）	第三節 運営に関する基準（第七条—第五十六条）
附則	附則	附則
（趣旨）	（趣旨）	（趣旨）
第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準	一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準	一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第四条、 <u>第四条の二</u> 、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準	第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準	第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準
二 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準	二 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準	二 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準
第六条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準	第六条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準	第六条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準
三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準	三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準	三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準

第七条、第九条、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十八条、第四十九条及び第五十四条の規定による基準

四 法第四十四条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 支給量 法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。

六 受給者証 法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。

七～十一 (略)

十二 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。

十三 (略)

十四 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設等に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、

第七条、第九条、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十八条、第四十九条及び第五十四条の規定による基準

四 法第四十四条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 支給量 法第二十二条第四項に規定する支給量をいう。

六 受給者証 法第二十二条第五項に規定する受給者証をいう。

七～十一 (略)

十二 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。

十三 (略)

十四 法定代理受領 法第二十九条第五項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設等に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度に

当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設等に支払われることをいう。

十五・十六 (略)

(従業者の員数)

第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (1) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
〔-〕 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ) (i) から(iii)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数
(ii) 平均障害程度区分が四未満 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。)の数を六で除した数

において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設等に支払われることをいう。

十五・十六 (略)

(従業者の員数)

第四条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) (1) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
〔-〕 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)から(h)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(i)から(h)までに掲げる数とする。

(イ) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上

(iii) 平均障害程度区分が五以上、利用者の数を三で除して除した数

(口) |
(イ) |
た数 |
(イ)(イ)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十
で除した数

(二) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(三) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行いう場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(五) 就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う場合は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

(二) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

(三) 職業指導員の数は、一以上とする。

生活支援員の数は、一以上とする。

(口) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上

(ハ) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

(二) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(三) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行いう場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

四 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(3) (略)

口 ム (略)

二 ヽ 四 (略)

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬ。

六 施設入所支援を行う場合

イ 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設等において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

五 施設入所支援を行う場合

イ 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を受ける利用者に對してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設等において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

3 第一項に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（従業者の員数に関する特例）

第四条の二 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第六条の二において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第六条の二において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第六条の二において同じ。）と同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。第六条の二において「指定入所施設基準」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなすことができる。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）

第五条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第四条第一項第一号二、第二号二及びホ、第三号二、第四号ハ（口(1)に

3 第一項に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）若しくは就労移行支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）

第五条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第一号二、第二号二及びホ、第三号二並びに第四号ハ（口(1)に

係る部分を除く。) 及び二並びに第五号ロの規定にかかるらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第四条第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びヘ、第三号イ(2)及びホ、第四号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第五号イ(2)及びハの規定にかかるらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるもの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(設備に関する特例)

第六条の二 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準第五条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

(連絡調整に対する協力)

第十一条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者が

に係る部分を除く。) 及び二の規定にかかるらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、前条第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びヘ、第三号イ(2)及びホ並びに第四号イ(3)、ロ(2)及びホの規定にかかるらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(連絡調整に対する協力)

第十一条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行なう者が行なう連絡調整に、できる限

行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十一條 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適當な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同令第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同令第六十六条第一項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならぬ。

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第十九条 (略)

り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十一條 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適當な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同令第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同令第六十六条第一項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同令第二百一条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 (略)

(利用者負担額等の受領)

第十九条 (略)

3 指定障害者支援施設等は、前二項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 (略)

二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のイからハまでに掲げる費用

用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの

三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項）の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担額）を限度とする。）

ロ ホ (略)

4 (6)

3 指定障害者支援施設等は、前一項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 (略)

二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を行う場合 次のイからハまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの

三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第六項）の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担額）を限度とする。）

ロ ホ (略)

4 (6)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十三条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するまでの適切な支援内容の検討をしなければならない。

3～7 (略)

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型）を提供する場合にあつては、少なくとも三月に一回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9・10 (略)

(相談等)

第二十五条 (略)

2 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第二十三条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するまでの適切な支援内容の検討をしなければならない。

3～7 (略)

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援）を提供する場合にあつては、少なくとも三月に一回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9・10 (略)

(相談等)

第二十五条 (略)

2 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者

ス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(訓練)

第二十七条 (略)

2 指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たつては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならぬ。

3・4 (略)

(生産活動)

第二十八条 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たつては、地域の実情並びに製品の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たつては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たつては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たつては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措

(訓練)

第二十七条 (略)

2 指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援の提供に当たつては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならぬ。

3・4 (略)

(生産活動)

第二十八条 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たつては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たつては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たつては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たつては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第二十九条 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護又は就労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならぬ。

2| 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たつては

前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。

3| 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たつては

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4| 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たつては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

らない。

(工賃の支払)

第二十九条 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護又は就労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(実習の実施)

第三十条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たつては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう実習の受入先を確保しなければならない。

2| 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たつては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう実習の受入先の確保に努めなければならない。

(実習の実施)

第三十条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たつては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう実習の受入先を確保しなければならない。

3| 指定障害者支援施設等は、前二項の実習の受入先の確保に当たつては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十一条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第三十一条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たつては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2| 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たつては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援に努めなければならない。

3| 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たつては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第三十二条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たつては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2| 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たつては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2| 指定障害者支援施設等は、前項の実習の受入先の確保に当たつては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第三十一条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たつては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2| 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たつては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第三十二条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たつては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2| 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たつては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第三十三条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たつては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

(利益供与等の禁止)

第五十一条 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

附 則

第五十一条 指定障害者支援施設等は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設等は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(就職状況の報告)

第三十三条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たつては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

第十七条の二 平成二十四年四月一日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条による改正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であつて、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第六条第二

項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

第十八条の二 平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第六条第二項第二号トの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

第二十条 平成二十四年四月一日において現に存していた旧知的障害児施設等であつて、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第六条第二項第八号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となつた後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

○障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）新旧対照表
(第二十六条関係)

(傍線部分は改正部分)

(定義)	改 正 案	現 行
第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）（規則第三条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。	三 多機能型 生活介護の事業、児童デイサービスの事業、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。	

(規模に関する特例)

第八十九条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）、就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準）（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。）第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一體的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

2| 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上
一〇三 （略）

(規模に関する特例)

第八十九条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）、就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童デイサービス（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第九十六条に規定する指定児童デイサービスをいう。）の事業（次条において「多機能型児童デイサービス」という。）を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

一〇三 （略）

肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

3 | 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

4 | 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第一項中「二十人」とあるのは「十人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び第九条第三項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とすることができる。

（職員の員数等の特例）

第九十条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第八

2 | 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、前項中「二十人」とあるのは「十人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この条及び第九条第三項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とすることができる。

（職員の員数等の特例）

第九十条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童デイサービス事業を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第八

項、第五十九条第七項、第六十四条第五項及び第六項並びに第七十五条第五項（第八十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等）を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準第五条第一項第二号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2
・
3
（略）

八項、第五十九条第七項、第六十四条第五項及び第六項並びに第七十五条第五項（第八十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等）を一体的に行う場合にあっては、指定障害福祉サービス基準の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2
・
3
（略）

○障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）

（第二十七条関係）

（平成十八年厚生労働省令第百七十七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

（規模）	改 正 案	（規模）	現 行
第九条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならぬ。	第九条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。	第九条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。	第九条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第三項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、十人以上）

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）又は就労移行支援二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第三項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、十人以上）

二 （略）

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、十二人以上）でなけれ

二 （略）

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、十二人以上）でなけれ

ばならないものとする。

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は

就労移行支援 六人以上

二 就労継続支援B型 十人以上

三 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

（職員の配置の基準）

第十一条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 （略）

二 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) （略）

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ) (i) から(iii)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

ばならないものとする。

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は

就労移行支援 六人以上

二 施設入所支援 三十人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上）

（職員の配置の基準）

第十一条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 （略）

二 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) （略）

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)から(h)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(i)から(h)までに掲げる数とする

(イ) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上

(i) 平均障害程度区分が四未満 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。）及び(iii)において同じ。）の数を六で除した数

(ii) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

(iii) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除し
 (口) (イ) (i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

六
 イ
 ロ
 ハ
 (略)
 (3)
 (2)
 (略)
 三
 ハ
 (略)
 (3)
 (2)
 (略)
 五
 (略)

六
 イ
 ロ
 ハ
 (略)
 (3)
 (2)
 (略)
 三
 ハ
 (略)
 (3)
 (2)
 (略)
 五
 (略)

(ハ) (ロ) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上

(ハ) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

六
 イ
 ロ
 ハ
 (略)
 (3)
 (2)
 (略)
 三
 ハ
 (略)
 (3)
 (2)
 (略)
 五
 (略)

六
 イ
 ロ
 ハ
 (略)
 (3)
 (2)
 (略)
 三
 ハ
 (略)
 (3)
 (2)
 (略)
 五
 (略)

(1) 職業指導員及び生活支援員
 (2) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
 (3) 職業指導員の数は、一以上とする。
 生活支援員の数は、一以上とする。

(1) 職業指導員及び生活支援員
 (2) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六十一以上に、利用者の数が六十を超えて、それぞれ(一)又は(二)に定める数に応じ、サービス管理責任者(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、利用者の数が六十以下一以上

(1) 利用者の数が六十一以上一に、利用者の数が六十を超えて、それぞれ(一)又は(二)に定める数に応じ、サービス管理責任者(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、利用者の数が六十以下一以上

えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなけ

ればならない。

七 施設入所支援を行う場合

イ 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

(2) (略)

ロ (略)

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、前項の利用者の数は推定数とする。

3 第一項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 (略)

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

六 施設入所支援を行う場合

イ 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

(2) (略)

ロ (略)

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定期を受ける場合は、前項の利用者の数は推定数とする。

3 第一項に規定する障害者支援施設の職員（施設長を除く。）は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）若しくは就労移行支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 (略)

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

第十二条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービス利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号ニ、第三号ニ及びホ、第四号ニ、第五号ハ（ロ）（1）に係る部分を除く。）及びニ並びに第六号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ（3）及びホ、第三号イ（2）及びヘ、第四号イ（3）及びホ、第五号イ（3）、ロ（2）及びホ並びに第六号イ（2）及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

（サービス提供困難時の対応）

第十三条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じ

第十二条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第二号ニ、第三号ニ及びホ、第四号ニ並びに第五号ハ（ロ）（1）に係る部分を除く。）及びニの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第二号イ（3）及びホ、第三号イ（2）及びヘ、第四号イ（3）及びホ並びに第五号イ（3）、ロ（2）及びホの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

（サービス提供困難時の対応）

第十三条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じ

措置を速やかに講じなければならない。

2 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(相談等)

第二十条 (略)

2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。）等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(訓練)

第二十二条 (略)

2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用

なければならない。

2 (略)

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第十八条 (略)

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

(相談等)

第二十条 (略)

2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。）等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(訓練)

第二十二条 (略)

2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援の提供に当たっては、利用者に対し、その有す

者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3・4 (略)

(工賃の支払等)

第二十四条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護又は就労移行介護又は就労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならぬ。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たつては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たつては、障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たつては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たつては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

(実習の実施)

第二十五条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たつては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実

る能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3・4 (略)

(工賃の支払)

第二十四条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護又は就労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

第二十五条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たつては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実

習の受入先を確保しなければならない。

習の受入先を確保しなければならない。

- 2| 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3| 障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、
公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条
第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

- 第二十六条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、
公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2| 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、
公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3| 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、
公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めな
た求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

- 第二十七条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、
利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援セン
ター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、

- 2| 障害者支援施設は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公

共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

- 第二十六条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、
公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2| 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、
公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機
関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めな
ければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

- 第二十七条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、
利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援セン
ター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、

職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 | 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たつては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第二十八条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たつては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

附 則

第一条 削除

(就職状況の報告)

第二十八条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たつては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

附 則

第二条 (略)

(規模に関する経過措置)

○障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百七十九号）新旧対照表

（第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

	改 正 案	現 行 する省令
	障害児通所給付費等の請求に関する省令	障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求に関する省令
	（定義）	（定義）
1	<p>第一条 この省令において「障害児通所給付費等」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）に規定する障害児通所給付費、障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費及び障害児相談支援給付費をいう。</p>	<p>第一条 この省令において「審査支払機関」とは、都道府県（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二条）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会その他営利を目的としない法人であつて厚生労働省令で定めるものに委託する場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会又は当該法人とする。）をいう。</p>
2	<p>この省令において「審査支払機関」とは、市町村（特別区を含み、法第二十一条の五の七第十四項及び法第二十四条の二十六第六項の規定により支払に関する事務を国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二条）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託する場合にあつては、当該連合会とする。）又は都道府県（法第二十四条の三第十一項（法第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定により支払に関する事務を連合会に委託する場合にあつては、当該連合会とする。）をいう。</p>	<p>この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求をしようとする指定知的障害児施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>
3	<p>この省令において「電子情報処理組織」とは、審査支払機関の使</p>	

用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、障害児通所給付費等の請求をしようとする指定障害児通所支援事業者等（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等）等をいう。以下同じ。）、指定障害児入所施設等（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援事業者（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（障害児通所給付費の請求）

第二条 指定障害児通所支援事業者等は、障害児通所給付費を請求しようとするときは、指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

（障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求）

第三条 指定障害児入所施設等は、障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

（障害児相談支援給付費の請求）

（新設）

（障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求）

第二条 指定知的障害児施設等は、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求しようとするときは、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

（新設）

第四条 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援給付費を請求しようとするときは、指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）の事業を行う事業所ごとに、厚生労働大臣が定める事項を電子情報処理組織を使用して厚生労働大臣が定める方式に従つて入出力装置から入力して審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録して行うものとする。

（障害児通所給付費等の請求日）

第五条 障害児通所給付費等の請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による障害児通所給付費等の請求は、審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に審査支払機関に到達したものとみなす。

附 則
(経過措置)

第二条 指定障害児通所支援事業者等であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条

の規定にかかるらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、これを市町村（特別区を含む。第五項において同じ。）に提出することにより、障害児通所給付費を請求することができる。

2 指定障害児入所施設等であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第三条の規定にかかるらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書に障害児通所給付費・入所給付費等明細書を添えて、これを都道府県に提出することにより、障害児施設給付

（障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費の請求日）

第二条 障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求は、各月分について翌月十日までに行わなければならない。

2 電子情報処理組織の使用による障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費の請求は、審査支払機関の電子計算機に備えられたファイルに記録された時に審査支払機関に到達したものとみなす

附 則
(経過措置)

第二条 (新設)

指定知的障害児施設等であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第二条の規定にかかるらず、障害児施設給付費等請求書に障害児施設給付費等明細書を添えて、これを都道府県に提出することにより、障害児施設給付

とにより、障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。

費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。

3| 前二項の場合において、障害児通所給付費・入所給付費等明細書には、提供したには、提供した指定通所支援又は指定入所支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。）の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

4| 指定障害児相談支援事業者であつて、電子情報処理組織による請求を行うことが困難と認められるものは、当分の間、第四条の規定にかかわらず、障害児相談支援給付費請求書を市町村に提出することにより、障害児相談支援給付費を請求することができる。

5| 第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等又は前項に規定する指定障害児相談支援事業者は、第一項又は前項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書、障害児通所給付費・入所給付費等明細書又は障害児相談支援給付費請求書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したもの（以下「磁気ディスク等」という。）のうち市町村が適当と認めるものを提出することにより、障害児通所給付費又は障害児相談支援給付費を請求することができる。

6| 第二項に規定する指定障害児入所施設等は、同項の規定にかかわらず、障害児通所給付費・入所給付費等請求書又は障害児通所給付費・入所給付費等明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク等のうち都道府県が適当と認めるものを提出することにより、障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。

2| 前項の場合において、障害児施設給付費等明細書には、提供した

指定施設支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。）の内容の詳細を明らかにすることができる資料を添付しなければならない。

（新設）

（新設）

3| 第一項に規定する指定知的障害児施設等は、第一項の規定にかかわらず、障害児施設給付費等請求書又は障害児施設給付費等明細書に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記録したもの（以下「磁気ディスク等」という。）のうち都道府県が適当と認めるものを提出することにより、障害児施設給付費又は特定入所障害児食費等給付費を請求することができる。

7

磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を第一項又は第二項の障害児通所給付費・入所給付費等明細書とみなして、第三項の規定を適用する。

(障害児通所給付費・入所給付費等請求書等の様式)

第三条 前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・入所給付費等請求書の様式は、様式第一のとおりとする。

2 前条第一項及び第二項の障害児通所給付費・入所給付費等明細書の様式は、様式第二のとおりとする。
3 前条第四項の障害児相談支援給付費請求書の様式は、様式第三のとおりとする。

様式第一（附則第三条第一項関係）

(略)

様式第二（附則第三条第二項関係）

(略)

様式第三（附則第三条第三項関係）

(略)

入所障害児食費等給付費を請求することができる。

4

磁気ディスク等を用いた請求については、当該磁気ディスク等を第一項の障害児施設給付費等明細書とみなして、第二項の規定を適用する。

(障害児施設給付費等請求書等の様式)

第三条 前条第一項の障害児施設給付費等請求書の様式は、様式第一のとおりとする。

2 前条第一項の障害児施設給付費等明細書の様式は、様式第二のとおりとする。

様式第一（附則第三条第一項関係）

(略)

様式第二（附則第三条第二項関係）

(略)

様式第三（附則第三条第三項関係）

(略)

○高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）新旧対照表
(第三十条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)	(法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する 給付は、次のとおりとする。	第十三条 法第五十四条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する 給付は、次のとおりとする。
一〇十 (略)	一〇十一 (略)
(令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給 付)	(令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給 付)
第六十一条 令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に 関する給付は、次のとおりとする。	第六十一条 令第十四条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に 関する給付は、次のとおりとする。
一〇九 (略)	一一〇 (略)
(令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)	(令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)
第六十八条 令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する 給付は、次のとおりとする。	第六十八条 令第十六条第三項の厚生労働省令で定める医療に関する 給付は、次のとおりとする。

一
六

(略)

一 児童福祉法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により
障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対
する同法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療費の
支給

二
七

(略)

○児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）新旧対照表
 （第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（施設入所等の措置の解除）	
<p>第六条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。）を行う者若しくは里親（同法第六条の四第一項に規定する里親をいう。）又は児童福祉施設の長の意見その他必要な事項とする。</p>	<p>第六条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている小規模住居型児童養育事業（児童福祉法第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。）を行う者若しくは里親（同法第六条の三第一項に規定する里親をいう。）又は児童福祉施設の長の意見その他必要な事項とする。</p>

○厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）新旧対照表
 (第三十二条関係)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
(地域移行・障害児支援室)	(地域移行・障害児支援室)	
第六十四条の二 障害福祉課に、地域移行・障害児支援室を置く。 2 地域移行・障害児支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する「障害児」をいう。）の福祉の増進に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。 二 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス（療養介護、共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に限る。）に関すること。	第六十四条の二 障害福祉課に、地域移行・障害児支援室を置く。 2 地域移行・障害児支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 障害児（障害者自立支援法に規定する「障害児」をいう。）の福祉の増進に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。） 二 障害者自立支援法の規定による障害福祉サービス（療養介護、児童デイサービス、共同生活介護、自立訓練及び共同生活援助に限る。）に関すること。	
(管理部の所掌事務)	(管理部の所掌事務)	
第六百二十六条 管理部は、次に掲げる事務（国立光明寮、国立保養所及び国立福祉型障害児入所施設の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一～八 （略）	第六百二十六条 管理部は、次に掲げる事務（国立光明寮、国立保養所及び国立知的障害児施設の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 一～八 （略）	(自立支援局に置く施設)

第六百四十九条 自立支援局に、第六百三十四条に規定するもののほか、次の施設を置く。

国立光明寮

国立保養所

国立福祉型障害児入所施設

(国立福祉型障害児入所施設の所掌事務)

第六百六十四条 国立福祉型障害児入所施設は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 知的障害の程度が著しい児童又は目が見えない者（強度の弱視を含む。）、耳が聞こえない者（強度の難聴を含む。）、口がきけない者等である障害児であつて、児童福祉法第二十四条の二第四項の入所給付決定に係るもの又は同法第二十七条第一項第三号の措置を受けたものを入所させて、その保護及び指導を行うこと。

二 障害児の保護及び指導を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

三 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健

福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法第六十三条の三の二第一項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者を入所させ、その支援を行うこと。

四 全国の福祉型障害児入所施設における障害児の保護及び指導の向上に寄与するための事業を行うこと。

(国立福祉型障害児入所施設の名称及び位置)

第六百四十九条 自立支援局に、第六百三十四条に規定するもののほか、次の施設を置く。

国立光明寮

国立保養所

国立知的障害児施設

(国立知的障害児施設の所掌事務)

第六百六十四条 国立知的障害児施設は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 知的障害の程度が著しい児童又は目が見えない者（強度の弱視を含む。）、耳が聞こえない（強度の難聴を含む。）若しくは口がきけない者である知的障害児であつて、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の三第四項の施設給付決定に係るもの又は同法第二十七条第一項第三号の措置を受けたものを入所させて、その保護及び指導を行うこと。

二 知的障害児の保護及び指導を行うこと（前号に掲げるものを除く。）。

(新設)

三 全国の知的障害児施設における知的障害児の保護及び指導の向上に寄与するための事業を行うこと。

(国立知的障害児施設の名称及び位置)

第六百六十五条 国立福祉型障害児入所施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秩父学園	所沢市

(施設長及び次長)

第六百六十六条 国立福祉型障害児入所施設に、施設長及び次長一人を置く。

2 施設長は、国立福祉型障害児入所施設の事務を掌理する。

3 次長は、施設長を助け、国立福祉型障害児入所施設の事務を整理する。

(国立福祉型障害児入所施設に置く課)

第六百六十七条 国立福祉型障害児入所施設に、次の四課を置く。

庶務課
地域支援課
療育支援課
医務課

(庶務課の所掌事務)

第六百六十八条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関すること。
- 二 障害児及び第六百六十四条第三号に掲げる者（以下「障害児等」という。）の給食に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第六百六十五条 国立知的障害児施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秩父学園	所沢市

(施設長及び次長)

第六百六十六条 国立知的障害児施設に、施設長及び次長一人を置く。

2 施設長は、国立知的障害児施設の事務を掌理する。

3 次長は、施設長を助け、国立知的障害児施設の事務を整理する。

(国立知的障害児施設に置く課)

第六百六十七条 国立知的障害児施設に、次の四課を置く。

庶務課
調査課
指導課
医務課

(庶務課の所掌事務)

第六百六十八条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関すること。
- 二 児童の給食に関すること。

(地域支援課の所掌事務)

第六百六十九条 地域支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 障害児等の入退所に関すること。

二 障害児等の作業実習の調整、ボランティアの養成及び活用その他地域社会との交流に関すること。

三 障害児等の保護及び指導に関する調査及び研究に関すること。

四 障害児等の保護及び指導に関する資料の収集、編さん及び頒布に関すること。

五 障害児の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修（実習に限る。）に関すること。

六 障害児等の地域支援に関すること。

(療育支援課の所掌事務)

第六百七十三条 療育支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、障害児等の生活指導、作業指導その他保護及び指導に関するこ

とをつかさどる。

(医務課の所掌事務)

第六百七十二条 医務課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、障害児等の治療教育、診療及び保健衛生に関するこ

とをつかさどる。

第六百七十二条 削除

(調査課の所掌事務)

第六百六十九条 調査課は、国立知的障害児施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 児童の入退所に関すること。

二 児童の作業実習の調整、ボランティアの養成及び活用その他地域社会との交流に関すること。

三 知的障害児の保護及び指導に関する調査及び研究に関するこ

と。

四 知的障害児の保護及び指導に関する資料の収集、編さん及び頒布に関するこ

と。

五 知的障害児保護指導職員養成所の行う業務に関するこ

と。

(指導課の所掌事務)

第六百七十三条 指導課は、国立知的障害児施設の所掌事務のうち、児童の生活指導、作業指導その他保護及び指導に関するこ

とをつかさどる。

(医務課の所掌事務)

第六百七十二条 医務課は、国立知的障害児施設の所掌事務のうち、児童の治療教育、診療及び保健衛生に関するこ

とをつかさどる。

第六百七十二条 国立知的障害児施設に、知的障害児保護指導職員養成所の名称及び位置

成所を置く。

2 知的障害児保護指導職員養成所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秩父学園附属保護指導職員養成所	所沢市

3 知的障害児保護指導職員養成所は、国立知的障害児施設の所掌事務のうち、知的障害児施設における知的障害の児童の保護及び指導に当たる職員その他社会福祉に従事する職員の養成及び研修を行うこと（学院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
4 知的障害児保護指導職員養成所に、所長を置く。

（学院の所掌事務）

第六百九十五条 学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 障害者のリハビリテーションに関し、技術者の養成及び訓練を行うこと。
二 障害児の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修を行うこと（国立福祉型障害児入所施設の所掌に属するものを除く。）。

（学院の所掌事務）
第六百九十五条 学院は、障害者のリハビリテーションに関し、技術者の養成及び訓練を行うことをつかさどる。

（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官並びに上席生活保護監査官及び生活保護監査官）

第七百二十二条 （略）

2・3 （略）

4 上席社会福祉監査官は、命を受けて、第七百十二条第九号、第十号（児童福祉法第三十四条の五第一項の規定による質問及び立入検査、同法第四十六条第一項の規定による質問及び立入検査並びに同

（上席児童扶養手当監査官及び児童扶養手当監査官、上席社会福祉監査官及び社会福祉監査官並びに上席生活保護監査官及び生活保護監査官）

第七百二十二条 （略）

2・3 （略）

4 上席社会福祉監査官は、命を受けて、第七百十二条第九号、第十号（児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による質問及び立入検査、同法第四十六条第一項の規定による質問及び立入検査並びに同

法第五十九条第一項の規定による立入調査及び質問に関する事に
限る。）、第十九号（生活保護法第三十八条第一項に規定する保護
施設（都道府県、指定都市及び中核市）の設置するものに限る。）に
係るものに限る。）及び第二十一号（許可、認可及び承認に関する
ことを除く。）に掲げる事務を行い、及び社会福祉監査官の行う事
務を整理する。

5 社会福祉監査官は、命を受けて、第七百十二条第九号、第十号（
~~児童福祉法第三十四条の五~~第一項の規定による質問及び立入検査、
同法第四十六条第一項の規定による質問及び立入検査並びに同法第
五十九条第一項の規定による立入調査及び質問に関する事に限る
。）、第十九号（生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設
(都道府県、指定都市及び中核市)の設置するものに限る。）に係る
ものに限る。）及び第二十一号（許可、認可及び承認に関する事
を除く。）に掲げる事務を行う。

6・7 (略)

（施設等機関の職）

第八百一条 第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規
定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置さ
れる組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称
を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある
他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

小樽検疫所総務課

仙台検疫所総務課

新潟検疫所総務課

那覇検疫所総務課

国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所

法第五十九条第一項の規定による立入調査及び質問に関する事に
限る。）、第十九号（生活保護法第三十八条第一項に規定する保護
施設（都道府県、指定都市及び中核市）の設置するものに限る。）に
係るものに限る。）及び第二十一号（許可、認可及び承認に関する
ことを除く。）に掲げる事務を行い、及び社会福祉監査官の行う事
務を整理する。

5 社会福祉監査官は、命を受けて、第七百十二条第九号、第十号（
~~児童福祉法第三十四条の四~~第一項の規定による質問及び立入検査、
同法第四十六条第一項の規定による質問及び立入検査並びに同法第
五十九条第一項の規定による立入調査及び質問に関する事に限る
。）、第十九号（生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設
(都道府県、指定都市及び中核市)の設置するものに限る。）に係る
ものに限る。）及び第二十一号（許可、認可及び承認に関する事
を除く。）に掲げる事務を行う。

6・7 (略)

（施設等機関の職）

第八百一条 第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規
定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置さ
れる組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称
を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある
他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

小樽検疫所総務課

仙台検疫所総務課

新潟検疫所総務課

那覇検疫所総務課

国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所

国立感染症研究所検定検査品質保証室

国立児童自立支援施設に置く児童自立支援専門員養成所

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局総合相談支援部

支援企画課

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局自立訓練部生活

訓練課

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局理療教育・就労

支援部理療教育課

(削除)

国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部

国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部

国立障害者リハビリテーションセンター研究所高次脳機能障害情報

・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター研究所発達障害情報・支援

センター

国立障害者リハビリテーションセンター学院

国立感染症研究所検定検査品質保証室

国立児童自立支援施設に置く児童自立支援専門員養成所

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局総合相談支援部

支援企画課

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局自立訓練部生活

訓練課

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局理療教育・就労

支援部理療教育課

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局知的障害児

施設に置く知的障害児保護指導職員養成所

国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部

国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部

国立障害者リハビリテーションセンター研究所高次脳機能障害情報

・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター研究所発達障害情報・支援

センター

国立障害者リハビリテーションセンター学院

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）新旧対照表
(附則第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	(支援給付に係る厚生労働省令等の適用)	(支援給付に係る厚生労働省令等の適用)
第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。	第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。	第十八条の七 法第十四条第一項の支援給付（改正法附則第四条第一項の支援給付を含む。以下「支援給付」という。）が行われる場合における次の各号に規定する命令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
一・二 (略)	一・二 (略)	一・二 (略)
三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第十八条の四、第十八条の四十五、第十八条の四十六、第十八条の四十七第二項、第二十五条の三、第二十五条の二十四の二、第二十五条の二十四の四、第二十五条の二十四の五及び第二十五条の二十五回の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を必要とする状態にある者を生活保護法第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）とみなす。	三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の三、第二十五条の五、第二十五条の六及び第二十五条の二回の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を必要とする状態にある者を生活保護法第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）とみなす。	三 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第二十五条の三、第二十五条の五、第二十五条の六及び第二十五条の二回の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を必要とする状態にある者を生活保護法第六条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）とみなす。
四 (略)	四 (略)	四 (略)
五 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十七条、第三十九条（同令第五十二条（同令附則第十条第二項において準用する場合を含む。）及び附則第十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第六十四条の四第二項及び第六十五条の三の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。	五 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十九条（同令第五十二条（同令附則第十条第二項において準用する場合を含む。）及び附則第十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第六十四条の四第二項、第六十五条の三、第六十五条の五及び第六十五条の六の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。	五 障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十九条（同令第五十二条（同令附則第十条第二項において準用する場合を含む。）及び附則第十条第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条、第五十五条、第五十六条、第六十四条の四第二項、第六十五条の三、第六十五条の五及び第六十五条の六の規定の適用については、支援給付を保護と、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者とみなす。

六八
(略)

六八
(略)